

早稲田大学審査学位論文（博士）

ドイツ協同組合法の持続と変容  
—「社会的な」協同組合への抵抗と接近—

早稲田大学大学院法学研究科

杉田 和正

# 目次

## 序章

1. 協同組合への関心
2. 問題意識
3. 分析対象
4. 分析視角
5. 章立て

## 第一章 先行研究

## 第二章 協同組合の古典的理解

### 第一節 従来 of 協同組合法

- 第一項 総論
- 第二項 独占禁止法 22 条
- 第三項 農業協同組合法
- 第四項 水産業協同組合法
- 第五項 中小企業等協同組合法
- 第六項 森林組合法
- 第七項 消費生活協同組合法

### 小括

### 第二節 従来 of 市民社会論

## 第三章 協同組合の社会性

- 第一節 協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明
- 第二節 社会的経済
- 第三節 社会的協同組合
- 第四節 ヨーロッパ協同組合法
- 第五節 労働者協同組合法
- 第六節 市民社会論の展開

### 小括—分析視角の設定

## 第四章 ドイツの協同組合法

- 第一節 歴史
- 第二節 特徴
- 第三節 社会性との関係
  - 第一項 社会的経済批判
  - 第二項 ヨーロッパ協同組合法批判

### 小括

## 第五章 2006 年改正

### 第一節 改正 1 条 1 項の内容

- 第一項 改正理由
- 第二項 「生業または経済」
- 第三項 「社会的または文化的利益」
- 第四項 「共同の事業経営」

### 第二節 法改正以前の協同組合の社会性

- 第一項 九柱戯場協同組合
- 第二項 学校協同組合
- 第三項 その他

### 第三節 協同組合の公益性

- 第一項 協同組合と公共経済
- 第二項 協同組合の公益性

### 小括

## 第六章 2017 年改正

### 第一節 団体法の概要

### 第二節 改正の概要

### 第三節 対象の限定

### 第四節 政府草案

- 第一項 全体構成
- 第二項 草案第 1 条と草案第 2 条
- 第三項 理由－全体部分
- 第四項 理由－個別部分

### 第五節 委員会勧告

- 第一項 全体構成
- 第二項 問題から決定勧告まで
- 第三項 一覧表
- 第四項 報告

### 小括

## 第七章 協同組合と地域社会

## 終章

1. 本稿のまとめ
2. 示唆
3. 今後の研究に向けて

# 序章

本稿の目的は、ドイツ協同組合法（Genossenschaftsgesetz、正式には「生業および経済協同組合に関する法律 Gesetz betreffend die Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften」）の変容を解明することである。具体的には、ドイツ協同組合法の改正動向について、「社会的な」協同組合への接近という視角から分析し、ドイツ協同組合法が「社会的な」協同組合を認知する方向に変化しているのかいないのか、明らかにする。（「社会的な」協同組合の意味するところは、後述する。）

## 1. 協同組合への関心

本章においては、本稿の問題意識、分析対象、分析視角、章立てについて述べる。しかし、その前に、そもそもなぜ筆者が協同組合に関心を寄せるに至ったのか述べる。法学において、協同組合に関心を寄せる者は少なく、筆者が協同組合について論じること自体を奇妙に思う読者がいるかもしれないからである。それだけではない。筆者が協同組合に関心を寄せるに至った問題意識は、本稿の直接の問題意識の背後にある、いわば大きな問題意識である。そのような大きな問題意識について説明しておくことは、本稿を読む上での読者の理解を助けることにもなる。さらに、筆者が協同組合に関心を寄せるに至った経緯は、おそらくは、かなり特異なものである（少なくとも、会社法研究者が隣接する協同組合にも関心を寄せるに至ったというようなものではない）、それについて説明し、読者と共有しておくことは、なおさら読者の理解を助ける上で大切であるように思われるからである。

筆者の大きな問題意識は、企業社会および市場社会を克服し、市民社会を形成するにはどうしたらよいかということにある。この問題意識は、戦後法社会学の出発点に遡る<sup>1</sup>。第二次世界大戦後の法社会学は、他の社会科学と同様に、日本社会の近代化・民主化という使命を背負っていた。この使命は、法社会学においては、いわゆる「生ける法」の近代化・民主化として受け止められた。当時を代表する法社会学者である川島武宜の次の言は、これを端的に表している。「今わが民族に課せられた課題は、日本の政治・経済・社会における『民主化』である。そうして、この課題は、すぐれて『法的』であるところの近代社会—資本主義社会—においては、法的生活の近代化としてあらわれる。しかし法的生活の近代化ということは、決して近代諸国家の法制を輸入して立法することを意味するのではない。それは、なさるべき仕事の最少限ないし末端であるにすぎない。われわれの生活の現実における法の一法社会学者のいわゆる「生ける法」の一近代化こそが、問題の核心でなければならない。

---

<sup>1</sup> 以下、法社会学説の展開については、糊澤能生「法社会学と法概念」矢野達雄・糊澤能生編『法社会学への誘い』（法律文化社、2002年）17-19、25-28頁参照。

民法や商法その他の『近代法典』は明治このかた輸入され立法された。しかし、それにもかかわらず今『民主化』がわれわれに課題として課されているのではないか。われわれにとっての今日の問題は、この紙の上の『近代法典』をわれわれの生活における現実的事実に高めることなのである」(傍点は省略)<sup>2</sup>。要するに、日本の民主化のためには、諸外国の近代法典を継受し、国家制定法を整備するだけでは不十分であり、「生ける法」の近代化こそが必要だとされた。では、「生ける法」やそれを反映した人々の「法意識」(川島は権利意識の欠如を日本人の法意識の特徴と捉えた)をどのようにして近代化するのか。川島は、日本社会の資本主義化が鍵だと考えた。日本社会が資本主義化するにつれ、農村の身分階層的協同体構造が解体され、それに伴い、「生ける法」や「法意識」は近代化され、社会関係は義理人情関係から法的関係＝権利義務関係へと移行するとされた。そして、その結果、訴訟が増大すると予想された。

しかし、川島の予想通りには、事は進まなかった。高度経済成長という名の資本主義化を経ても訴訟は増大しなかった。それどころか、日本社会は本当に近代化したのかと自問せざるを得ない事態も発生した。昭和天皇の容体悪化以降、日本列島を覆った「自粛」現象である。こうした一見「前近代的な」現象を、どのように理解したら良いのだろうか。そこで提示された仮説の一つが、企業社会論である。企業社会論とは、端的に言えば、日本社会が市民社会ならぬ企業社会になっていると指摘する議論である。広渡清吾の整理によれば、日本社会が企業社会であるという時に、二つの含意がある<sup>3</sup>。一つは、企業が、企業それ自体の存続と繁栄を目的とする、経営者と従業員の一種の共同体として成立し、この共同体は従業員がそこに自己の行動の規範的規準、価値規準を見出すミクロ・コスモスとなり、彼らにと

---

<sup>2</sup> 川島武宜「順法精神」『川島武宜著作集 第四巻』(岩波書店、1982年)114頁。なお、川島と並ぶ代表的な法社会学者である戒能通孝の次の言も興味深い。「私は市民的国家の国家構造法について『市民権』ということ以上の細部にわたろうとは思わない。それは通例三権分立の制度をもっており人権保障の規定をおいている。〔中略〕だがそれにもかかわらず、人権の保障をいったとて『国民』が裁判に興味をもち、もし『世の中の滓』といわれるような人であれ、拷問を受け拷問による自由によって有罪の判決を受けたことに怒りを感じるのでなかったら、一体どれほどの効果があるだろう。また三権分立といったとて、国民が違憲立法に憤激しこれを争ういきごみをもたずに傍観するだけならば、大部分の違憲立法は必ず違憲立法でないといわれるにちがいない」(戒能通孝「市民法と社会法」『戒能通孝著作集 第七巻』日本評論社、1977年、150頁)。ここでは、「生ける法」や「法意識」という語こそ使われてはいないが、国民の意識や心構えの近代化・民主化なしには、三権分立や人権保障について規定した国家制定法は有効に機能せず、それ故、人々の意識や行動様式の近代化・民主化が必要だとの含意を読み取ることができる。

<sup>3</sup> 広渡清吾「日本社会の法化―主としてドイツとの対比で」『岩波講座 現代の法 15 現代法学の思想と方法』(岩波書店、1997年)155-156頁。

って「会社」が「社会」として立ち現れるということである。もう一つは、このような共同体に人々が吸収されることによって、一般市民社会から市民が姿を消し、市民を構成員とすべき社会が、企業共同体を単位とする社会になってしまうということである。そこでは市民社会が企業社会に姿を変え、企業の価値観が社会を支配することとなる。企業社会論的仮説によれば、こうした企業の共同体化、それを媒介とする企業社会化が「法の出番のない社会構造」を再生産するのではないかとの仮説が立てられる。すなわち、資本主義化による前近代的な社会構造の解体は、「社会の法化」への前進力をもたらすが、それと重なって形成・展開する企業社会的な構造が、「法化」への抑制力となると説明される。広渡は、企業社会における法の作用について、次の四つの論点を指摘する<sup>4</sup>。①人々にとって、市民として立ち現れることが困難であるため、市民が独立の法主体として自己の権利を行使する可能性が、根本的に制約される。②労働者の権利行使は、共同体構成員としての忠誠と矛盾すると意識され、共同体破壊的行為と見なされ、共同体の外に出る用意ないし村八分的制裁を受ける覚悟なしには、法的紛争解決手段に訴えることが難しいため、労働者が企業との労働契約の当事者として、独立・対等の法的人格として、自己の権利を企業に対して主張することが、極めて制約される。③企業間相互の紛争処理については、企業間取引の相対的長期化、系列化（下請け化）などによって、紛争が長期的な相互の利益調整の過程の中で収拾されて、外部化せず、法的紛争として現れにくい。④企業の効率性を妨げる国家法的規整が回避され、企業保護的法規整が尊重・促進される。このように、企業社会論的仮説によれば、訴訟の少なさのような一見「前近代的な」現象は、前近代性の残滓としてではなく、70年代の二つのオイルショックの間に成立し、80年代を通じて展開した企業社会という新たな社会構造によって説明される。「自粛」現象についても、失点を恐れた企業が右に倣えで自粛の方針をとり、従業員もこれに従ったためと説明される。日本社会における訴訟の少なさをめぐっては、複数の仮説が存在し、企業社会論によってすべてを説明できるかは、なお一層の検討を要しよう。しかし、訴訟の少なさを説明する仮説という位置付けを離れ、より一般的に言うならば、日本社会を企業社会と捉え、その問題点を指摘する議論は、傾聴に値すると筆者は考える<sup>5</sup>。

---

<sup>4</sup> 同上 158 頁。

<sup>5</sup> なお、企業社会に似た概念として「会社主義」がある。馬場宏二によれば、会社主義とは、一方で「会社人間」とも称される被雇用者の強い企業帰属を指し、他方で現代日本社会の体制の総括的呼称である。会社主義は、資本主義的競争と共同体的関係の精妙な結合であり、それは以下の四つの特徴に例示される。①所有者支配の弱さ。会社は株主の集団としてではなく、常勤的従業員の集団として意識され、最高経営者は従業員の出世頭である。②従業員集団内部の格差や断絶の少なさ。長期雇用と年功序列の産物として、賃金体系や経営への発言権が連続しており、昇進可能な幅が広い。このシステムの下で、従業員は一定の安心感を得、経営参加を強め、激しく競争し、それが会社の生産性を高める。③

企業社会の問題点は、効率や経済成長を至上目的とする企業の論理によって社会全体が編成されることにより、経済効率の論理が社会の諸領域に押し付けられることにある<sup>6</sup>。それにより、人間（や自然環境）の論理とでも言うべきものが背後に退けられ、蹂躪されることとなる。例えば、家族においては、単身赴任や、成人男性（夫）が企業労働に没頭することの反射効としての、女性（妻）への家事労働の集中などが指摘される。学校は、企業社会のための次世代再生産の場と位置付けられ、効率・管理・競争といった原理に支配されることとなる。土地については、生活利益保護よりも経済的利益追求が優先されるために、土地商品化への法的コントロールが不十分なものとなり、地価高騰などを招く。農業に関しても、経済グローバル化の論理がそのまま適用されることにより、国内農業のもつ多面的価値（環境保護、地域社会の形成、高齢者の生きがい、生活文化の形成など）が損なわれることとなる。そして何より、企業社会の抱える最大の問題は、英語の辞典に Karoshi として掲載されるまでに至った過労死であろう。効率や経済成長を至上目的とし、編成原理とする企業社会の下では、人間も自然もその手段として食いつぶされ、Karoshi するに至ってしまう。利潤追求を基軸とする資本主義経済により生じるこうした諸矛盾は、資本主義経済それ自体によって解消されることはできないのであるから、ここでは国家の役割が要求される。しかし、上述④で見たように、企業社会の下では、企業の効率性を妨げる国家法的規整が回避され、企業保護的法規整が尊重・促進される。

このような企業社会を改革するには、どうしたらよいか。一つの方向は社会の市場化（「市場社会」化）である。これは、実際 90 年代以降の構造改革、規制緩和、民営化を通じて追求されてきた。日本の経済競争力の源泉とされてきた企業社会構造は、80 年代後半以降、グローバル化の波を受けて構造改革を余儀なくされ、90 年代諸改革を通じて変動することになった。従来、場の和を重視してきた日本では「結果の平等」が重んぜられて貧富の差の少ない社会が形成されてきたが、このことによって個の自立は阻まれ「出る杭」が打たれ続けてきた、という認識の下に、「結果の平等」から「機会の平等」への転換が必要だとされ、競争原理の徹底が図られた。市場原理が必ずしも馴染まない医療、教育、農業といった「聖

---

現場主義。ホワイトカラーとブルーカラーの格差や断絶が小さい。④取引関係の長期性。社内に終身雇用慣行があるように、企業間の取引も長期になる。このような会社主義の下では、古典的な資本賃労働関係において生産の一要素として疎外された労働を行うしかなかった労働者は、競争と共同性の両面から主体であることを強制されて、結局は資本である会社のために生産力の自己開発に向かうこととなる。それ故、会社主義は、生産力上昇のための最高の機構となった。馬場宏二「現代世界と日本会社主義」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 第1巻 課題と視角』（東京大学出版会、1991年）61-75頁。

<sup>6</sup> 企業社会のもたらす諸問題を概観するものとして、広渡清吾「いま、何が問題か」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 第6巻 問題の諸相』（東京大学出版会、1992年）。

域」についても、市場社会化が目指された<sup>7</sup>。

しかし、市場社会化は、企業社会の真の克服になるのだろうか。なるほど、例えば、非正規雇用労働者の増加により正「社員」（日本語の日常語においては、株主ではなく従業員こそが「社員」と呼ばれるのは、会社が株主ではなく従業員の共同体として意識されるという、先に見た企業社会の特徴の現れである）の割合が減れば、正「社員」の共同体として企業が立ち現れるという企業社会の特徴は克服されるだろう。このように、個々の要素に着目すれば、企業社会は既に克服され、過去のものとなったと言えるかもしれない。さらに、農村共同体に代わって台頭した企業共同体が市場社会化によって解体されるのならば、それは川島の見通した、資本主義化による共同体の解体という方向に合致するものと言えるかもしれない。しかし、先に見たような企業社会の問題点、すなわち、効率や経済成長を至上目的とする企業の論理によって社会全体が編成されることにより、経済効率の論理が社会の諸領域に押し付けられるという点に着目すれば、市場社会化によって企業社会が克服されたとは言い難い。それどころか、社会のあらゆる領域を市場原理によって編成せんとする市場社会化によって、企業社会の問題点が拡大強化されているとさえ言えるのではあるまいか。そうであるとすれば、市場社会化による企業社会の克服は、企業社会の再編とでも言うべきものであり、仮にそれによって企業社会が克服されたのだとしても、そのことは本質的な問題解決にはなっていないと言うべきであろう。

そこで、筆者としては、企業社会を克服するにあたり、市場社会化とは異なるもう一つの方向、すなわち、市民社会を形成する方向を展望したいのである。従来の企業社会や市場社会が、企業や市場に市民社会が埋め込まれた（あるいは飲み込まれた）社会であったとすれば、筆者の展望する社会は、企業や市場が市民社会に埋め込まれた社会である。そのような社会を展望するということは、近代市民法の原理（自由、平等、友愛、人権、民主主義）によって編成された社会を希求するということであり、「紙の上の」近代市民法の理念を社会現実の次元において実現しようとするということである。それは、我が国の法学の往年の課題を継承するということでもあろう<sup>8</sup>。

---

<sup>7</sup> 戒能通厚・糊澤能生「課題と構成」同編『企業・市場・市民社会の基礎法学的考察』（日本評論社、2008年）11-13頁。なお、企業社会へのアンチテーゼとして市民社会を捉える視点や、企業社会の克服を市場社会化とは別の方向、すなわち市民社会を形成する方向において展望する問題意識を、本書と本稿は共有する。

<sup>8</sup> このような問題意識は、いわゆる「市民法論」と重なるものである。市民法論について十分な議論を展開する準備はないが、たとえば「市民法学の試み」の副題をもつ清水誠の著作によれば、市民法論とは、近代市民社会の基本原則である、すべての人の自由、平等、友愛という理念を思考および行動の基準として貫徹させつつ、そこにおける法制度、法体系を理解し、運用しようとする理論的志向を指す、と定義付けられる。企業社会および市場社会として現れる資本主義経済へのアンチテーゼとして市民社会を捉える本稿にと



さて、このような市民社会の形成という問題意識を法学研究へと具体化させていく方法は様々であろうが、一つの方法として、市民社会を構成する組織に着目するというアプローチがあり得る。そのような組織としては、NPO や住民自治会がまずもって想定されよう。筆者はそれに加え、従来十分に注目されて来なかったものの、検討に値する組織があると考えている。それが協同組合である<sup>9</sup>。

---

って興味深いのは次の指摘である。清水によれば、市民法の理念が登場し、支配的理念となり、機能する時期は、資本主義経済の時期に相当する。これは、資本主義経済の仕組みが、すべての人の自由、平等の保障を論理的前提としていることに由来する。しかし、資本主義の仕組みにおいては、このすべての人の自由、平等という理念は、その仕組みの存立の必要条件として利用はされるが、現実のものとして実現はされない。資本主義経済は、むしろ実際には、諸々の不自由や不平等、社会的矛盾を生み出す。このように、資本主義経済の爛熟とともに、資本主義が市民社会の理念の実現と貫徹にとって妨げ・桎梏となるが、そのような現象の中に、今日の市民法論の検討すべき課題が存する、とされる。清水誠『時代に挑む法律学—市民法学の試み』（日本評論社、1992年）1-5頁。

<sup>9</sup> 協同組合が市民社会の形成に資するというのは、筆者の抱いている仮説的見解であり、現時点で、協同組合と市民法および市民社会との論理的連関について十全に論証することはできない。それは、本稿を含め、今後の研究によって明らかにされる課題である。現時点では、さしあたり、協同組合は「一人一票」の民主主義原則などを有する点から、「一株一票」の株式会社と比べた時に、市民社会により親和的な組織であると言えるのではないかと、といった点を指摘できるに留まる。それを踏まえた上で、協同組合と市民法を結び付ける一つの議論の方向を試論的に提示しておこう。参考にしたいのは渡辺洋三の市民法論である。渡辺は、市民社会の法である市民法を、資本主義社会の法であるブルジョア法から区別する。区別の基準となるのは、法制度の基本となる所有権のあり方である。市民法的所有権は、他人（農民）の労働生産物を搾取する封建的土地所有の体系を解体させて、市民が自己の勤労の成果たる労働生産物をわが物とする所有制度を創り出した。それ故、市民法は、自己の労働に基礎を置く所有権法の体系である。これに対し、ブルジョア法は、他人の労働に対する支配に基礎を置く所有権法の体系である。それによれば、労働生産物は、生産者たる労働者ではなく、生産手段の所有者に帰属することとなる。これは、労働力商品化により、生産に用いられる労働力が、労働者ではなく使用者に帰属するためである。（渡辺洋三『法社会学とマルクス主義法学』日本評論社、1984年、17-22頁。）この区別および定義に従えば、協同組合法を市民法として、そして、協同組合を市民法秩序の形成に資するものとして捉えることができるのではないかと。なぜなら、協同組合とは、自己の労働に所有の基礎を置く独立自営業者、直接生産者、勤労市民の連帯組織であるからである。

## 2. 問題意識

協同組合を市民社会組織として捉えようとする筆者の見解に対しては、直ちに次のような疑問および反論が予想される。協同組合は、組合員のための閉鎖的な組織ではないか。協同組合は、経済団体ではないか。そのような協同組合を、公益のために公共性をもって活動し、非経済的な利益を追求する NPO などの市民社会組織と同列に論じることはできないのではないか。これらの疑問および反論は根拠のないことではない。しかし、それらは、協同組合のいわば古典的な理解に基づいていると言える。

組合員のための経済団体という古典的理解を超えて、今日の世界では、協同組合への注目が高まっている。世界的な協同組合への関心の高まりを示すものとして、国連の動向を挙げよう。1970 年代以降の世界的規模での貧困と格差の拡大を受け、国連は 2000 年に「ミレニアム宣言」を発表し、「極度の貧困と飢餓の撲滅」を目標として掲げた。その達成のために、国連は協同組合などの地域社会に根差す住民の自主的組織を重視した。2001 年には「社会開発における協同組合」を決議し、社会開発目標の達成、特に貧困の撲滅、雇用創出、社会的包摂の促進のため、協同組合の可能性を開発することを各国政府に求めた<sup>10</sup>。2002 年には ILO 総会が「協同組合の振興に関する勧告」（第 193 号勧告）を決議した。そこでは、「雇用創出、資源の動員、投資の創出及び経済に対するその寄与の面での協同組合の重要性」が認識された。また、「地域社会の社会的及び経済的ニーズにこたえる存続可能かつ活発であり、容易に認識される経済部門（協同組合を含む。）を確立及び拡大させること」が推奨され、「均衡のとれた社会のためには、強力な公共及び民間部門並びに強力な協同組合の相互的な及びその他の社会的な非政府部門の存在が必要である」と謳われた<sup>11</sup>。2009 年国連総会決議では、2012 年を「国際協同組合年」とすることが宣言され、「Cooperative Enterprises Build a Better World（協同組合はよりよい世界をつくる）」<sup>12</sup>のテーマのもと、協同組合の社会貢献に光が当てられた。近年では、2016 年に「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」が、ドイツの提案によりユネスコの無形文化遺産に登録された<sup>13</sup>。ド

---

<sup>10</sup> 富沢賢治「社会的・連帯経済の担い手としての協同組合」協同組合研究 35 巻 2 号（2015 年）17 頁。

<sup>11</sup> 国際労働機関「2002 年の協同組合の促進勧告」[http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS\\_238803/lang--ja/index.htm](http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_238803/lang--ja/index.htm)（2023/10/18 閲覧）。

<sup>12</sup> 国際連合広報センター「国際協同組合年（2012 年）」[https://www.unic.or.jp/news\\_press/features\\_backgrounders/2381/](https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/2381/)（2023/10/18 閲覧）。

<sup>13</sup> 関英昭「ドイツ協同組合とユネスコ無形文化遺産」共済と保険 2017 年 6 月号 2 頁以下、同「協同組合とユネスコの無形文化遺産」生活協同組合研究 2017 年 7 月号 61 頁以下。

イツの提案書では、「協同組合が共通の利益の特定と組織化を可能にすることから、協同組合はコミュニティづくりの実践となっている。これが協同組合のもっとも重要な文化的資産である。なぜなら、こうした市民の能力こそ、社会における社会問題・環境問題に対するイノベーションや実現可能な解決策への重要な貢献であるからだ。協同組合は社会的サービスの多様性をもたらす。協同組合は前向きな変化を促進し、コミュニティの課題の克服に貢献する」と述べられ、政府間委員会の決定では「協同組合は共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織であり、雇用の創出や高齢者支援から都市の活性化や再生可能エネルギープロジェクトまで、さまざまな社会的な問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」と述べられるなど、今日の社会において協同組合の果たす役割が強調されている<sup>14</sup>。これらにおいては、協同組合が有する多様な機能と可能性が承認されており、今日における協同組合の意義を一面的に把握することはできないが、1つの傾向として、協同組合を社会やコミュニティの利益に貢献するものとして捉える傾向がある。世界各国の協同組合法制においても、協同組合の目的に、社会的目的・慈善目的やコミュニティ利益目的を明記している事例が多く見られる<sup>15</sup>。我が国でも、協同組合と公益の関係に注目した議論が存在する<sup>16</sup>。その一方、法学者の協同組合に対する関心は、必ずしも高くない。しかし、上記のような動向に鑑みれば、市民社会の建設を考える上で、協同組合およびその法制は、検討に値する課題である<sup>17</sup>。

---

<sup>14</sup> IYC 記念全国協議会サイト『「協同組合の思想と実践」ユネスコ無形文化遺産登録のページ』<https://www.japan.coop/iy2012/unesco/> (2023/10/18 閲覧)。

<sup>15</sup> 堀越芳昭「世界各国における協同組合法の最新動向—1996～2013—」経営情報学論集 20号 (2014年) 102頁以下。

<sup>16</sup> 現代公益学会編『東日本大震災後の協同組合と公益の課題』(文眞堂、2015年)。

<sup>17</sup> 市場社会とりわけ新自由主義経済への対抗戦略として協同組合を捉える議論として、例えば、本間重紀「日本的企業社会・企業国家の法的改革・再論—自由・平等・友愛をめぐる—」高橋岩和・本間重紀編『現代経済と法構造の変革』(三省堂、1997年) 127頁以下、吉田省三「協同組合の可能性」法の科学 33号 (2003年) 61頁以下、土田和博「新自由主義的構造改革に対抗する社会経済構想—国家・市場・市民社会をめぐる—」法の科学 39号 (2008年) 16頁、津田直則「資本主義を超える経済体制の形成に向けて」法社会学 81号 (2015年) 123頁以下。「協同」や「連帯」をテーマとした学会シンポジウムとして、例えば、戒能通厚「企画趣旨説明 連帯の法社会学—『構造変容と法社会学』(1)の意義と課題—」法社会学 50号 (1998年) 2頁以下、同「企画趣旨説明 共同性の法社会学—『構造変容と法社会学』(2)の問題性をめぐって—」法社会学 51号 (1999年) 2頁以下、同「総論—3年間のまとめの方向について」法社会学 52号 (2000年) 2頁以下、三成賢次「総論・協同と連帯—21世紀における民主主義法学の射程」法の科学 33号 (2003年) 8頁以下。

さて、このような社会やコミュニティに貢献する「社会的な」協同組合の法制に関する研究としては、後述するイタリアの社会的協同組合法などを扱ったものが多い。しかし、管見の限り、そこにおいて、本来注目されてもよいはずなのに、十分に注目されていない国があるように思う。それがドイツである。ドイツの協同組合法が注目されてよいと言える理由は、主に2つある。第一に、ドイツは近代的協同組合法の母国の1つであることである。第二に、ドイツの協同組合法は、戦前の日本の協同組合法である産業組合法の母法であることである。これだけの理由からしても、世界の協同組合法の展開および日本の協同組合法の行く末を考える上で、ドイツの協同組合法の研究は欠かせないはずである。

ドイツの協同組合法は、「社会的な」協同組合にいかなる態度をとっているのか。それを認知しているのか、それともしていないのか。認知しているとしたら、どのような意味でそれを認知しているのか。総じて言えば、ドイツの協同組合法は、世界の協同組合法の発展動向に沿う形で変化しているのか、それともしていないのか。これが、本稿の問題意識である。このような問題意識に基づき、本稿は、ドイツの協同組合法が「社会的な」協同組合にいかなる態度をとっているのか、解明する。具体的には、ドイツ協同組合法の改正動向について、「社会的な」協同組合への接近という視角から分析し、ドイツ協同組合法が「社会的な」協同組合を認知する方向に変化しているのかいないのか、明らかにする。

### 3. 分析対象

本稿の分析対象は、ドイツ協同組合法の改正動向である。もっとも、ドイツは頻繁に協同組合法を改正しており、そのすべてを扱うわけではない。本稿は、特に重要と思われる改正に分析対象を限定する。世界で「社会的な」協同組合への関心が高まった1990年代以降の改正の中で、改正規模が大きく、特に重要なのは、2006年の大改正と、2017年の中規模改正である。よって本稿は、2006年改正と2017年改正を分析対象とする。さらに、それらの改正事項すべてを扱うわけではなく、特に重要と思われる点に注目する。2006年改正の最も重要な改正事項は、1条1項の改正である。1条1項には、協同組合の定義が規定されていたが、ドイツは2006年の改正により、法制定以来はじめてこの定義を変更した。改正前の条文<sup>18</sup>と、改正後の条文を比較してみよう。

---

<sup>18</sup> 改正前の条文の訳については、協同組合法研究会「ドイツ協同組合法(1)」青山法学論集35巻3,4合併号(1994年)4頁、農林中金総合研究所「平成29年度世界の協同組合組織の発展事例に係る調査委託事業報告書」農林水産省 <http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/H29itaku/180508.html> (2023/10/18 閲覧) 56頁以下の訳を参照したが、訳語を一部変えている。

## 【改正前】

第1条（「登記協同組合」の概念、協同組合の種類）

第1項

組合員数を限定せず、共同の事業経営（gemeinschaftlicher Geschäftsbetrieb）により、組合員の生業（Erwerb）または経済（Wirtschaft）を助成することを目的とする団体（協同組合）で、とりわけ以下のものは、本法の規定により「登記協同組合」の権利を取得する。

- 1 前貸しおよび信用組合
- 2 原材料組合
- 3 農作物または商工生産物の共同販売を目的とする組合（販売協同組合、倉庫組合）
- 4 共同計算による物品の生産および販売を目的とする組合（生産協同組合）
- 5 生活必需品の共同購入および小売販売を目的とする組合（消費組合）
- 6 共同計算による農業または商工業の経営に必要な物品の調達およびその利用を目的とする組合
- 7 住宅建設を目的とする組合

## 【改正後】

第1条（協同組合の本質）

第1項

組合員数を限定せず、共同の事業経営により、組合員の生業もしくは経済、または組合員の社会的もしくは文化的利益（soziale oder kulturelle Belange）を助成することを目的とする団体（協同組合）は、本法の規定により『登記協同組合』の権利を取得する。

両者を比較すると、まず条文のタイトルが、「『登記協同組合』の概念、協同組合の種類」から「協同組合の本質」に変更されている。これにより、この第1条が、協同組合の「本質」を規定した条文であることが強調されている。では、その「本質」の中身はどうか。両者を比較すると、従来の目的に、「組合員の社会的もしくは文化的利益」という文言が追加されたことが確認できる。そして、7種類の協同組合の列挙は削除されている。この1条1項の改正は、協同組合の定義および本質に関わることであり、しかも、「組合員の社会的もしくは文化的利益」という文言が追加されていることから、「社会的な」協同組合について検討しようとしている本稿にとって、最も重要な分析対象となる。

続いて2017年改正であるが、後述の通り、2017年改正には技術的な改正事項が多く、2006年改正のように、協同組合の「本質」に関わる改正事項はない。そこで、むしろ注目したいのは、改正理由である。2017年に協同組合法を改正した法律は、法案段階では「市民活動による企業家的イニシアティブの緩和と協同組合における官僚制的形式主義廃止のための法案」という名称であり、「市民活動」の語をその内に有していた。「市民活動」とは何か。ドイツでは2000年頃から市民活動、より広くは市民社会をめぐる議論が盛んになっ

た。その背景には、1998年に誕生したシュレーダー政権のもとで経済が低迷し、失業者が急増し、社会国家福祉体制の転換が掲げられたことがある。2000年に各政党の代表と専門家からなるアンケート委員会「市民活動の未来」が連邦議会内に設置された。この委員会が2002年に発表した最終報告書により、市民社会(ZivilgesellschaftまたはBürgergesellschaft)という概念が、改革をめぐる議論の中心へと据えられた。こうした市民社会に関する議論の中心にあるのが「市民活動 Bürgerchaftliches Engagement」という考え方である。委員会によれば、市民活動とは「自発的で、物質的な利益の獲得を直接的にはめざすものではなく、公共の福利を志向し、公共空間においておこなわれる共同作業」である<sup>19</sup>。要するに、福祉国家が立ち行かなくなっただけで、従来国家が担ってきた公共サービスを、市民自身が担うことが推奨されるようになったということである。2017年の協同組合法の改正法律の法案名は、こうした「市民活動」と協同組合との関わりを想像させるものである。協同組合が「自発的で、物質的な利益の獲得を直接的にはめざすものではなく、公共の福利を志向し、公共空間においておこなわれる共同作業」であるところの「市民活動」と関わりをもつものとして立法者に意識されているのだとすれば、それは「社会的な」協同組合について検討しようとしている本稿にとって、重要な分析対象となろう。

以上をまとめると、本稿は、ドイツ協同組合法の改正の内、2006年になされた1条1項改正と、2017年改正の改正理由（立法者の意図）を分析対象とする。

#### 4. 分析視角

2006年の1条1項改正および2017年改正を通じ、ドイツの協同組合法が、「社会的な」協同組合にいかなる態度をとるようになったか、それを認知する方向で変化しているか、という視点から分析する。問題となるのは、「社会的な」協同組合をどう定義付けるかである。これについては、本稿は「社会的な」協同組合への世界的な関心の高まりに着目し、そうした世界の協同組合法の発展動向に沿う形でドイツの協同組合法が変化しているのか否か明らかにしようという前述の問題意識に鑑み、世界の協同組合動向を概観し、そこから「社会的な」協同組合の定義を抽出することとする。具体的には、後述第三章において、世界の協同組合動向を検討する。本来であれば、各国の法制度を仔細に検討し、それとドイツ法を比較すべきであろう。しかし、筆者の能力の限界もあり、本稿では以下の5つを取り上げることで、世界的動向の検討とする。協同組合陣営の思想を示すものとして、1995年に採択された国際協同組合同盟（ICA）の「協同組合のアイデンティティに関する声明」（第一節）、20世紀後半以降の協同組合をめぐる理論である社会的経済（第二節）、新たな協同組合のタ

---

<sup>19</sup> 辻英史「歴史から見たドイツ市民社会と市民参加」公共政策志林2号（2014年）117-118頁。なお辻はBürgerchaftliches Engagementを「市民参加」と訳しているが、本稿では、以下で見る日本法と平仄を合わせるため、「市民活動」と訳することにする。

イプである社会的協同組合（第三節）、EU の協同組合法であるヨーロッパ協同組合（SCE）法（第四節）、日本の新たな協同組合法である労働者協同組合法（第五節）の 5 つである。これらの検討を通じ、協同組合が「社会的であること」の意味を本稿なりに定義し、その定義を満たしているか否かという視点から、ドイツ協同組合法を分析することとする。

## 5. 章立て

第一章では、ドイツ協同組合法改正に関する日本の先行研究を概観する。それにより、法改正の基本的知識を確認する。第二章では、協同組合の古典的理解を確認する。先に、協同組合を市民社会組織として捉えることに対しては、「協同組合は、組合員のための閉鎖的な組織ではないか」「協同組合は、経済団体ではないか」「そのような協同組合を、公益のために公共性をもって活動し、非経済的な利益を追求する NPO などの市民社会組織と同列に論じることにはできないのではないか」といった疑問や反論が予想され、それは根拠のないことではないと述べた。その根拠と考えられる事情について、第二章では取り上げる。「社会的な」協同組合という新たな視点から、従来の協同組合観を相対化していくこともまた、本稿の目的である。第二章は、「社会的な」協同組合について扱う前に、本稿が相対化しようとしている従来の協同組合観について確認しておくという意味で、本稿にとっての予備的考察として位置付けられる。第三章では、先述の通り、「社会的な」協同組合への関心という世界的動向を取り上げ、協同組合が「社会的であること」の意味を、本稿なりに定義する。第四章では、ドイツ協同組合法の伝統的特徴を把握する。その際、第三章で確認された協同組合が「社会的であること」の意味との比較において、ドイツ協同組合法を特徴付ける。第五章と第六章では、それぞれ、2006 年改正と 2017 年改正を扱う。そこでは、第四章で確認されたドイツ協同組合法の特徴が、いかに変化したのか、またしなかったのか検討する。第七章では、そのような法改正を受けて展開している、協同組合と地域社会の関係に関する議論を概観する。

なお、本稿は、新たに書き下ろした部分を除き、末尾に示す筆者の既刊論文をもととし、それらに加筆・修正を施し、再構成したものであることを断っておく。

# 第一章 先行研究

本章では、ドイツ協同組合法 2006 年改正（特に 1 条 1 項の改正）および 2017 年改正（特に改正理由）に関する先行研究を概観する。

ドイツ協同組合法の近年の動向を、比較的網羅的に記述したものとして、関英昭の研究が挙げられる<sup>20</sup>。それによれば、EU で 2003 年に成立したヨーロッパ協同組合（SCE）法が 2006 年に施行され、ドイツはそれに合わせる形で、2006 年に自国の協同組合法を改正した。最も重要な改正は、上述した 1 条の改正であり、組合員の社会的文化的目的が追加されたことで、協同組合立の学校、スポーツ協同組合、演劇や博物館協同組合等、広い範囲で組合の設立が可能となった。他の改正事項は、多岐に渡り、また本稿の分析対象ではないので詳述はしないが、組合の設立に必要な人数を 7 人から 3 人にした（4 条）ことなどが挙げられている<sup>21</sup>。これらはいずれも、小規模な協同組合の設立を容易にするものである。こうした改正の効果により、伝統的な協同組合の他に「社会的・文化的な協同組合」が多く新設され、エネルギー系の協同組合やサービス事業協同組合の新設が目立つようになったという<sup>22</sup>。2017 年改正については、協同組合法の行政指導型形式主義を緩和すると同時に、協同組合法の規定を簡易で柔軟なものにしようとするものであると指摘される。これは、とりわけ、近時、小規模協同組合の設立とその活動に目覚ましい動きが出てきたので、協同組合の機関組織、資本調達、監査システム等の規定に柔軟さを持たせる必要が生じてきたためであるとされる<sup>23</sup>。2017 年改正により、協同組合法は市民が事業者的なイニシアティブをとることを可能にし、協同組合が有効に利用される方策が考えられたが、このような協同組合の新しい流れには、2006 年改正が大きく影響しており、2006 年改正と 2017 年改正は大きく関連していると見ることができるといえる<sup>24</sup>。そして「協同組合の思想と実践」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことに話が移る。序章で述べたように、「協同組合の思想と実践」がドイツの提案によりユネスコ無形文化遺産に登録されたが、ドイツユネスコ委員会が登録申請時に挙げている紹介事例の多くは、2006 年に改正された 1 条の「文化的・社会的ニーズ」を実践したものであり、その意味で、経済活動を主とする伝統的な協同組合だけではなく、市民や地域住民にとって真に必要な協同組合活動が必要であることが明らかであるとする。そして、ユネスコの評価を受けたように、ドイツの最近の協同組合活動の特徴は、市民主導

---

<sup>20</sup> 関英昭「ドイツ協同組合法の改正動向と協同組合の現状」生協総研レポート 87 号（2018 年）10 頁以下。

<sup>21</sup> 同上 13 頁以下。

<sup>22</sup> 同上 12 頁。

<sup>23</sup> 同上 15 頁以下。

<sup>24</sup> 同上 18 頁。



型の運動であるといえることができる、と指摘する<sup>25</sup>。

次に、ヨーロッパ協同組合（SCE）法との関係について言及するものとして、栗本昭の研究を紹介する<sup>26</sup>。欧州レベルのヨーロッパ協同組合（SCE）の設立を可能にするヨーロッパ協同組合法が EU で導入されたが、このことの EU 各国法制への影響は大きく、ドイツでも 2006 年に国内法の改正が行われた。その主な改正点の 1 つとして、協同組合の定義において「経済的目的」に「社会的・文化的目的と願い」<sup>27</sup>が付加された。栗本は、これについて、国際協同組合同盟（ICA）の「協同組合のアイデンティティ声明」に対応したものであると述べている<sup>28</sup>。

世界の協同組合について調査された、農林中金総合研究所のレポートでも、ドイツ協同組合法制について触れられている<sup>29</sup>。2006 年改正 1 条については、「2006 年改正前の同条 1 項各号には、例示であったが、典型的な 7 つのタイプの協同組合が列挙されていた。2006 年改正により、伝統的な利用者のための協同組合以外の社会的協同組合をも設立することが可能となり、例示規定は削除されている」と述べられている<sup>30</sup>。ここで注目したいのは「社会的協同組合」という概念である。「社会的協同組合」が如何なるものであるかについては、後に扱うこととするが、ここでは 2006 年改正を通じて、ドイツにおいて、伝統的な協同組合とは異なる存在である「社会的協同組合」の設立が可能となったとの認識が示されていることを確認しておきたい。また、本レポートでは、近年のドイツ協同組合の大きな動きとして、協同組合の新設数の増加を挙げている。近年における新たな分野を中心とした新設数増加は「協同組合の新世代（Neue Generation von Genossenschaften）」と呼ばれ、エネルギー協同組合、医療従事者協同組合、共同購買店など、伝統的に協同組合が普及していた分野以外での新設が顕著であるという。そして、このような新設数増加の要因の 1 つとして、2006 年の法改正を挙げる見方が紹介されている<sup>31</sup>。

---

<sup>25</sup> 同上 19 頁。

<sup>26</sup> 栗本昭「ヨーロッパの協同組合制度の動向」協同組合研究 30 巻 2 号（2010 年）55 頁以下。栗本昭「ヨーロッパの協同組合制度の動向」増田佳昭編『大転換期の総合 JA：多様性の時代における制度的課題と戦略』（家の光協会、2011 年）147 頁以下も併せて参照。

<sup>27</sup> 「社会的・文化的目的と願い」という文言自体が条文に追加されたわけではないが、ここでは栗本の表現をそのまま引用した。

<sup>28</sup> 栗本・前掲註 26)(前者) 57 頁。

<sup>29</sup> 農林中金総合研究所・前掲 18) 56 頁以下。

<sup>30</sup> 同上 56 頁。

<sup>31</sup> 同上 50 頁以下。また、協同組合の新設数増加については、齊藤由理子「ドイツにおける協同組合新設の増加とその背景」農中総研 調査と情報 2013 年 7 月号（37 号）6 頁以下も参照。新協同組合設立については、ドールシッツ、ライナー著、横川洋訳・編集「新協同組合設立の意義、ステータス、およびその分析—ドイツのいくつかの部門から選んだ事

既に述べた内容と重複するが、近年のドイツ協同組合の発展動向を紹介するものとして、田淵進の研究を挙げておく<sup>32</sup>。田淵もまた、2006年改正を1つの要因として、ドイツ協同組合の新設数が増加していること、協同組合の創設については、新しい分野の開拓が注目されており、その重点として、エネルギー、保健、コンピュータ関係などがあり、医師協同組合や太陽光関係の協同組合があることを紹介している。そして、「2006年改正協同組合法第1条により協同組合の目的は組合員の経済面だけでなく、社会面ないしは文化面をも目的とし得ることになり新しい分野の協同組合が出現している」<sup>33</sup>というように、改正1条1項と協同組合の新たな分野の開拓との関係について述べている。

島村博は、フリードリッヒ・ヴィルヘルム ライファイゼン冠称グロースバール村・エネルギー協同組合というドイツの協同組合の定款を翻訳し、その解説をする中で、2006年改正について、比較的詳しく論じている<sup>34</sup>。以下その内容を見てみよう。2006年改正の本質的改正点は、1条に示される。1条改正の要点は2つある。1つは、「種類」の廃止である。改正前の1条では、7つの協同組合の種類が掲げられていたのに対し、2006年改正はこうした種類の例示的列挙をすべて削除した。この削除に先立ち、以前からドイツの協同組合法の専門家により、新たな協同組合のタイプである社会的協同組合の列挙による種類規定の補充か、種類規定の廃止が提言されていた。協同組合法の著名なコンメンタートルの一人は、<改正前1条の「とりわけ namentlich」という言葉が示すように、1条1項の1号から7号において列挙された協同組合の種類は余すところのないものではない。そこで呈示された呼称は、一部は陳腐であって、もはや使用されていない。あまたの協同組合タイプの事業分野は組合員の変わりゆく助成要求とともに変化しているからである。実務的意義に鑑み、明確に本法で言及されてしかるべき協同組合の新しい種類がさらに付け加えられなければならない。今後は協同関係の多様性および変化に鑑み、協同組合の一定の種類を列挙することは断念すべきであろう>と指摘していた。こうした流れを受け、政府は「従来のように個々の協同組合の種類を例示的に列挙することは断念する。列挙は幾分か陳腐化しており、現状に照らしそれを存続させる必要はない」として、1号から7号の例示的列挙を削除した。しかしこの改正は形式的現象的側面に属する。本質的意義における大転換は、もう1つの要点である、協同組合の目的に組合員の「社会的若しくは文化的関心事」の助成が追加されたことである。このことは、1991年のイタリアの社会的協同組合法を嚆矢とし、1992年の改正フランス「協同組合基本法」（協同組合は、組合員の経済的のみならず社会的活動

---

例一」増田佳昭編『大転換期の総合JA：多様性の時代における制度的課題と戦略』（家の光協会、2011年）157頁以下も参照。

<sup>32</sup> 田淵進「ドイツの協同組合—発展動向とメンバーバリュー—」大阪経大論集 65巻4号（2014年）225頁以下。

<sup>33</sup> 同上 233頁。

<sup>34</sup> 島村博「資料解説」協同の発見 247号（2013年）161頁以下。

をも促進すると規定)に示される「社会的協同組合」の規定を継承発展させたものである。しかしこのことは、ドイツにとっては歴史的断絶をも意味する。なぜなら、ドイツの協同組合陣営は、協同組合とは共益団体であるとの認識を絶対視し、久しく「社会的経済」「社会的連帯的経済」(これについては後述する)の観点から協同組合を意義付けることに敵意を抱き、公益的課題を併せ事業目的とする協同組合を、彼らの協同組合観とは無縁なものと見ていたからである。そして、2006年改正により1条のタイトルが「概念」から「本質」に変わったことの本義は、「文化的関心事」の文言において把握される。というのは、本源的には経済的事業体である協同組合が、人たるに値する内面的価値である「文化」を内在化させたからである<sup>35</sup>。

島村は、労働者協同組合法(後述)の解説論文の中でも、ドイツ協同組合法2006年改正について言及している<sup>36</sup>。そこで島村は、近年の協同組合動向として「協同組合の共益団体理解の希釈化」があるとの認識を示し、しかしドイツ法の2006年改正は、それに必ずしも合致するものではないとの性格付けを行っている。「協同組合の共益団体理解の希釈化」とは次のようなことである。従来、組合員の関心事および利益は、協同組合の世界では、通例、組合員に対する組合の直接奉仕原則により充足・促進されるものとして理解されてきた。このことをもって、協同組合とは公益団体でも私益団体でもなく共益団体であるとの主張の根拠としてきた。しかし、20世紀80年代以降、福祉行政の市場化の中で「社会的協同組合」が台頭する。以来、「社会的協同組合」の世界で、直接奉仕または最大奉仕という組合の存在目的や、共益団体という団体の本質からの議論は後景に退いている。ヨーロッパの話を見ると、ヨーロッパ協同組合(SCE)規則の第一次案は、SCEは組合員の経済的のみならず社会的な活動をも展開することを目的とすると定めていた。この条項をめぐり、アソシアシオンの事業目的とされる構成員の社会的活動をも協同組合の事業目的としてSCEで規律すべしとするフランス政府側と、協同組合とは組合員の産業・経済的促進を事業目的とするものであるとするドイツ政府が非和解的に対立した。協同組合は公益的課題をも担い得るのか、それとも共益団体に徹するのか、という法政策上での争点が、国家間の対決を誘発したのである。SCE規則の成立以降、ドイツでは2006年に協同組合法1条が改正される。これにより、その事業を通じて組合員の「社会的若しくは文化的関心事を促進する」ことも組合の事業目的に含められるに至った。この文脈では、改正ドイツ協同組合法は、協同組合の「社会的協同組合」化を織り込んでいるようにも思える。なぜなら、今世紀に入って、南ドイツやベルリンを中心として、イタリア的な「社会的協同組合」運動に刺激された協同組合が数多勃興し、上記改正は、これらの組織の構成員らの要望にも対応するものであったからである。1条をめぐっては種々の解釈がなされ、「組合員らの相互の利益」と「社会的若しくは文化

---

<sup>35</sup> 同上162頁以下。

<sup>36</sup> 島村博「21世紀、人たるに値する働き方を求めて—労働者協同組合法の設計構想—(1/2)」協同の発見338号(2021年)26頁以下。

的関心事を促進する」こととを対立関係に置く議論もなされており、この限りで協同組合が共益団体であるとの確信も揺らいでいるかのように見える<sup>37</sup>。このような認識を示したうえで、島村は次のように言う。

「とはいえ、『社会的若しくは文化的関心事を促進する』ことは、『〔原文ママ〕立法資料で、とくに、この種の関心は、産業又は経済の促進という主要目的に『同じく』又は『並んで』（これに）『配慮することができる』〔中略〕と述べられていること、及び、『学校、スポーツ、メディアの協同組合』並びに『劇場、博物・美術館』といった社会的又は文化的促進目的を志向する協同組合も、立法資料が強調していることは、『その組合員を『共同の事業活動により』促進しなければならない』こと、すなわち、組合員の『社会的若しくは文化的関心事』を組合が事業として行うにしても、こうした目的たる事業が組合と組合員との間における取引 *Geschäftsbetriebe* を手段として『組合員らの相互の利益』が実現されなければならないこと、という限度は超えられていない。簡潔に述べれば、組合員の『社会的若しくは文化的関心事』を組合が目的たる事業として行う場合でも、組合は『組合員らの相互の利益』の実現を目的とする、ということである。よって、『関心事』と『利益』とが相互排斥的で、トレード・オフが可能な関係に置かれているわけではないことが見て取れる」<sup>38</sup>

最後に、既に述べた内容と重複する部分もあるが、2006年以降のドイツ協同組合法の翻訳を行なった、二上護と石塚秀雄の研究を見ておこう<sup>39</sup>。1条1項改正につき、本研究は次のように言う。「改正法は、協同組合の目的〔中略〕について社会的文化的利益の促進を加えたのである。この改正は、EU法にある社会的文化的協同組合をドイツ協同組合のなかに取り込むためである。ドイツの協同組合は伝統的に共同の事業及び経済活動を目的としてきたが、一方、英・仏・伊では社会的・文化的事業を行う協同組合と社会的企業が多数活動している。2003年、EU法が制定されて国境を越えた協同組合の活動の促進を目指したこともあり、ドイツでも社会的・文化的協同組合を取り込むことが求められたのである。この改正以降、社会的文化的協同組合、すなわち再生可能エネルギー、保健関係、社会サービスなどの協同組合が次々と設立された」<sup>40</sup>「社会的文化的協同組合」については次のように説明される。「改正協同組合法の協同組合の原則に新たに加わったのは、『社会的』、『文化的』活動という用語である。〔中略〕ここでは、ドイツ協同組合の規定がヨーロッパの協同組合運動に併せて、いわゆる社会的協同組合や文化協同組合なども認めるという転換があった

---

<sup>37</sup> 同上 27 頁以下。

<sup>38</sup> 同上 29 頁。

<sup>39</sup> 二上護・石塚秀雄『非営利・協同総合研究所いのちとくらし ワーキング・ペーパー No.6 ドイツ協同組合法—2006年改正—』（非営利・協同総合研究所いのちとくらし、2022年）なお、関連文献として、石塚秀雄「ドイツ協同組合法と協同組合運動」いのちとくらし研究所報 75号（2021年）。

<sup>40</sup> 同上（前者）35頁。

ということで、これらをドイツでは新（ノイエ）協同組合と呼んでいる。これらはいずれも小規模の協同組合が多いので協同組合法もその点での改正があったのである。ドイツ協同組合運動は長い間、社会的活動や文化的な活動をする事業体は団体法（Verein Gesetz）に基づき公益目的の活動をするいわば非営利組織であったが、改正協同組合法によりヨーロッパ各国に多く見られる、医療福祉、障害者、若者支援、芸術文化、環境、教育などの分野における協同組合の設立ができるようになった。すなわち、1990年代にイタリアで社会的協同組合法が制定され、以後ヨーロッパの主要な国で社会的協同組合法が作られていったが、これはいわゆる福祉国家の揺らぎとともに社会サービスの分野あるいは社会セクターの分野に協同組合運動が深く関わることになったことによる。ドイツ独自の社会的市場経済はEUの社会的経済政策の影響を受けて、協同組合法制においても『社会的』、『文化的』を新たに挿入することになったのである<sup>41</sup>。

以上、ドイツ協同組合法2006年改正および2017年改正に関する先行研究について見てきた。これらをまとめれば、EUにおいてヨーロッパ協同組合（SCE）法が2003年に成立、2006年に施行され、それに対応するためにドイツは国内法を改正した。それにより1条1項の協同組合の定義が変更され、従来の目的に加え、組合員の「社会的もしくは文化的利益」を助成することが認められるようになり、協同組合の典型例の7つの例示列挙は削除された。これは、国際協同組合同盟（ICA）の「協同組合のアイデンティティ声明」に対応したものであり、ドイツにおいて、伝統的な協同組合とは異なる存在である「社会的協同組合」が設立されるようになった。このことは、ドイツが従来敵対視していたヨーロッパの「社会的経済」「社会的協同組合」の影響によるものである。そしてこの改正を1つの要因として、ドイツではエネルギーや医療といった新たな分野での協同組合の新設が増えている。その後2017年にも改正がなされたが、これは、小規模な協同組合のための規制緩和を中心とした改正であって、その結果、ドイツでは市民主導の協同組合運動が一層展開するようになったということである。

ドイツ協同組合法の改正動向を、協同組合をめぐる世界的動向との比較において検討し、ドイツ協同組合法の今日の変容の特徴を把握するという問題を設定した本稿は、上記の先行研究をどのように受け止め、深化させることができるだろうか。まず、2006年改正についてである。先行研究で示された内容は、2006年改正についての基本的知識とすべきものであって、本稿の考察の出発点となるものである。特に、2006年改正をヨーロッパ協同組合（SCE）法、国際協同組合同盟（ICA）の「協同組合のアイデンティティ声明」、「社会的経済」、「社会的協同組合」と関連づけている点は、世界的動向との比較においてドイツ協同組合法を把握するという本稿の課題にも通じる。しかし、先行研究においては「社会的もしくは文化的利益」という文言の意味内容が紹介されていないことをはじめ、協同組合が「社会的であること」がどういうことなのか十分に検討されていない。そこで、本稿第三章

---

<sup>41</sup> 同上162頁。

では、協同組合をめぐる世界的動向において、協同組合が「社会的であること」にどのような意味が込められているのか検討する。第四章、第五章、第六章では、それとの比較においてドイツ法を考察する。改正 1 条 1 項の「社会的もしくは文化的利益」という文言の意味については、第五章で扱う。なお、上記の先行研究の内、島村の研究は、細かな法解釈にも踏み込んだものであり、現時点では十分に理解するのは難しい。しかし、本稿の考察を終えた後であれば、理解可能となるように努める。2017 年改正については、そもそも先行研究がほとんどない。それ故、本稿第六章では、改正草案の原典を分析することを通じ、改正理由を明らかにする。

## 第二章 協同組合の古典的理解

本章では、次章で「社会的な」協同組合について検討する下準備として、「社会的な」協同組合が登場する以前の、伝統的な協同組合観について検討する。もって、「社会的な」協同組合の特徴を把握しやすくすることを目的とする。第一節では、「社会的な」協同組合が登場する以前の、従来の協同組合法について検討する。第二節では、それを踏まえた上で、従来の協同組合と市民社会の関係をめぐる議論について検討する。

### 第一節 従来の協同組合法

#### 第一項 総論

まず、従来の協同組合法研究が、協同組合をどのように把握してきたのか確認する。協同組合法に関する体系的研究は停滞しており、体系書の出版からは時間が経っているが、比較的新しい体系書では、協同組合について次のように述べられている。

「もとより現代の経済社会では、大企業の支配的地位は確立し、しかもその力の行使も顕著である。このような大企業の支配体制のもとでは、各種各様の『経済的弱者』（たとえば農民、漁民、小零細事業者および一般消費者など）が存在している。小規模事業者（農民、漁民、商工業者等を含む）または一般消費者は、構造的に従属的地位を余儀なくされており、その受ける不利益も著しいことも否定できない。このような大企業体制を確立している経済社会においては、小規模事業者または一般消費者は、取引または競争の場において、大企業の支配体制下に組み込まれ、個々の力によっては、従属的な地位を克服して、『人間の復位』を図ることが困難である。そこで、小規模事業者または一般消費者の経済的地位を積極的に向上させるためには、それらのものが団体を自主的に結成し、その組織力を背景に取引力または競争力を強化することが必要である。小規模事業者または一般消費者は、それぞれの経済的地位の向上を図るための組織化・協同化を推進していかなければならないわけである。『経済的弱者』の経済的地位を図るための典型的な団体が、それぞれの協同組合である。協同組合は、小規模事業者または一般消費者が、自主的に経済的地位の向上を図るために設立する相互扶助的な団体であって、一定の経済的共同事業を行うものである。各種の協同組合は、それぞれ別個の協同組合法（たとえば中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、消費生活協同組合法等）を根拠法として、協同組合原則にもとづいて構成された組織体である。しかも、各種の協同組合は、それぞれの経済的地位にもとづく自主的な運動体であって、それぞれの組合員の経済的地位の向上を図るために経済的共同事業を行う団体である。各種の協同組合は、いずれの協同組合法によって設立されるものであつ

でも、組合員の経済的地位の向上のための自主的な運動体である協同組合としての性格は共通するものといわなければならない」<sup>42</sup>

ここでは、「協同組合は、小規模事業者または一般消費者が、自主的に経済的地位の向上を図るために設立する相互扶助的な団体であって、一定の経済的共同事業を行うものである」と定義付けられている。重要な要素を取り出すと、協同組合は「相互扶助的な」団体であり、その目的は、小規模事業者または一般消費者の「経済的」地位の向上にあり、そのための手段として、一定の「経済的」共同事業を行うということになる。要約的に言えば、協同組合とは、「相互扶助的な経済団体」だということである。このこと、特に協同組合が「経済団体」であることは、他の体系書によっても、次のように論じられている。

「協同組合は事業を協同にする一種の形態であって、複数人が一個の団体を形成して協同的に、ある種の事業をいとなむための人的基礎〔中略〕の上に立つ組織である。かゝる協同組合は一の経済構成体 (Wirtschaftgebilde) であり、したがってそれが種々の経済的考量の対象となり、又は経済政策的目標となることもまた当然のことといわなければならない。経済構成体としての協同組合は、いうまでもなく、経済的基礎を前提としてのみ論じ得るのであり、又かくすることによって、初めてその本質的意義及び社会経済的使命が明かに把握せられ得る。この故に協同組合自体が経済的範疇に属するものとして、取り上げられ、論じられることは極めて当を得たものといわなければならない。協同組合制度はその構成員の経済生活 (広義) の向上発展に対する助成〔中略〕を、その本来的使命とする経済構成体であることは確かである」<sup>43</sup>

「本来、協同組合はその発生の経緯と沿革とに徴して、社会的・経済的弱者の結合体である〔原文ママ〕。個人はかゝる結合体を組織することによって、個別的経済生活の破綻を救うという目的意識による。換言すれば、高次的な国民経済は、時として、国民経済内における個人的経済生活を犠牲とするような場合もあり得る。このような、現象は社会経済的に見て資本の蓄積作用の結果であるとしても、個人の経済生活は、その生命の維持発展を前提とする以上、可及的にあらゆる手段によって破綻から救済されなければならない。かゝる目的実現のために、経済的弱者は協同意識の下に団体を結成する。したがって、その動機たるや純経済的・物質的のものであるとはいえ、かゝる協同的機能の遂行が経済的なものだけで容易に果されるものでなく、経済的行為以上のものが要求せられるにいたる。協同組合が人間相互間の結合の強弱いかんにより、その機能の遂行が容易になるか否かの分岐点をあたえることから、上述の事情は否定し得べくもない。しかして、かゝることを法もまた確認して相

---

<sup>42</sup> 木元錦哉「はしがき」木元錦哉ほか『協同組合と法』(三省堂、1993年) iv-v頁。

<sup>43</sup> 村橋時郎『協同組合法の研究』(酒井書店、1966年) 40頁。



互主義団体として規整することは後述のとおりである。協同組合の団体的結合の紐帯をなすものは対人的関係であることからして、その紐帯の強弱が組合の機能遂行の難易の重大なキポイントとなることは否定すべくもない。すなわち、協同組合は単なる経済団体である以外において、文化的なものとして理解さるべきであろう。しかし、協同組合の一種である産業組合は副次的に、文化的事業を兼ねる場合があるとしても、それはあくまで附随的であって、主たる目的は、経済機能を発揮して、組合員の経済活動を助成するにあるから、その団体の本質は経済団体であって、文化団体ではない。このように、協同組合は事業を協同にする一種の事業形態であって、複数人が一個の団体を形成して、協同的に、ある種の経済的事業をいとなむための人的基礎の上に立つ組織である」<sup>44</sup>

## 第二項 独占禁止法 22 条

次に、協同組合法制が協同組合をどのように規定しているのか確認する。日本の協同組合法制は、ドイツのような統一的な協同組合法典がなく、農業協同組合については農業協同組合法、生活協同組合については消費生活協同組合法というように、分野別に縦割りになっているので、それらについて個別に検討する必要がある。だがその前に、現行各協同組合法は、独占禁止法 22 条が同法の適用を除外することにしてしている団体を「協同組合の理想型と認め、この理想型に完全に合致し、又は少なくとも相当の程度においてこれに接近するように、各協同組合を規制しているといえる」<sup>45</sup>ので、各協同組合法に共通する協同組合のアイデンティティを探るために、まずは独占禁止法 22 条について見ていこう。

独占禁止法 22 条は、以下の通りに規定する。

### 独占禁止法第 22 条

この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

---

<sup>44</sup> 同上 41-42 頁。

<sup>45</sup> 上柳克郎「協同組合法」『法律学全集 54』（有斐閣、1960 年）10 頁。

独占禁止法は、1条に定める目的<sup>46</sup>を達成するために、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している。一方、他の政策目的を達成する観点から、特定の分野における一定の行為に、独占禁止法の適用を除外するという適用除外制度が設けられている。独占禁止法に基づく適用除外の一つが、上述22条の「一定の組合の行為」である<sup>47</sup>。本条は、「次の各号に掲げる要件」を備え、かつ、「法律の規定に基づいて設立された組合」の行為には、独占禁止法を適用しない旨を定める（ただし書の場合を除く）。

後者の方から見ていこう。本条にいう「法律」とは、独占禁止法の目的に合致する目的をもって、小規模事業者または消費者を構成員とする組合について定める法律に限られると解されている。このような解釈には2つの理由がある。第一に、一般に協同組合は、加入脱退の自由、一人一票の原則、利用高配当の原則、出資金利子制限の原則等を基本原則として有し、組合の性格が民主的で平等なものであることが前提とされており、本条に明記されていないが、本条各号の要件はいずれもいわゆる「協同組合原則」（後述）に対応し、本条にいう「組合」は制度上から見た協同組合的組織・運営を法律で規定された組合に限定されるものと解されていたためである。第二に、単独では大企業に伍して競争することが困難な小規模事業者または消費者が、相互扶助を目的とした協同組合を組織して、市場において有効な競争単位として競争することは、独占禁止法が目的とする公正かつ自由な競争秩序の維持促進に積極的な貢献をするものであり、このような組合が行う行為には、形式的・外観的には競争を制限するおそれがあるような場合であっても、特に独占禁止法の目的に反することが少ないと考えられることから、独占禁止法の適用を除外するということが、本条の立法趣旨であるためである<sup>48</sup>。

「次の各号に掲げる要件」の内、本稿の文脈にとって重要なのは、第1号の「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」という要件である。「小規模事業者」とは、事業規模が小さいため、単独では有効な競争単位として事業を継続することが困難な事業者を意味し、具体的には従業員の数、資本金の額、生産能力、生産量、取引規模等の諸般の事実を総合的に判断する必要があるとされる。「相互扶助を目的とする」については、これらの小規模事業者が、それぞれ事業主体として互いに協力することによって自主的な団体

---

<sup>46</sup> 独占禁止法第1条「この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする」

<sup>47</sup> 村上政博ほか編『条解 独占禁止法〔第2版〕』（弘文堂、2022年）681頁〔渡邊恵理子〕。

<sup>48</sup> 同上704頁。

を組織し、経済的な競争単位、取引単位としての地位の向上を図ることを目的とする協同組合に限定されると解されている<sup>49</sup>。

以上を要するに、本条は協同組合を念頭においているということである。そして、本条により独占禁止法の適用が除外される協同組合は、小規模事業者または消費者の「相互扶助」を目的とすることが要件として課されている。ここには、協同組合を「相互扶助」団体として捉える見方を看取することができよう。

### 第三項 農業協同組合法

以下では、農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法といった従来の協同組合法について検討する<sup>50</sup>。各協同組合法が、協同組合をどのように捉えているのかを探るにあたっては、協同組合の直接の定義付けではないが、間接的な定義付けになっていると思われる、法律の目的を掲げた第1条を中心に検討することとする。これは、第五章で検討する、ドイツ協同組合法の第1条との比較をする上でも有益なことである。

まず、農業協同組合法である。農業協同組合法の第1条は、以下の通りである。

#### 農業協同組合法第1条

この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

---

<sup>49</sup> 同上 704-705 頁。なお、他の各号の要件については、次のように解釈されている。「任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること」については、「組合員が任意に加入し、又は脱退することができること」とは、組合員になる資格を有する事業者を組合員とすることについて差別的に取り扱うことなく、その自由に委ねる趣旨である。ただし、組合による相互扶助のために必要な範囲で一定の条件を組合員に課し、それに反する組合員を除名することは本号の要件を欠くものではないとされる。

「各組合員が平等の議決権を有すること」とは、事業規模や出資額等によって差別されることなく等しい議決権を有することをいう。「組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること」という要件は、適用除外を認めるべき協同組合の目的を、組合員の協同化、組織化による地位の向上に限定するための要件である。同上 706-707 頁。

<sup>50</sup> 農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法を、第三章で見る労働者協同組合法と対比し、「従来の協同組合法」と呼称することについては、高瀬雅男「労働者協同組合法の特徴と課題」行政社会論集 35 卷 1・2 号 (2022 年) 註 1 参照。

あるコンメンタールによれば、「本条は、本法の目的を示すとともに、間接的には農協及び連合会（以下「組合」という。）等の機能を明らかにしている規定である。本法の個々の規定の解釈及び適用は、本条に定める目的に即し、その個々の規定の趣旨を踏まえ、具体的に判断しなければならない」<sup>51</sup>という。このように、本条が、直接的には農業協同組合法の目的を示すものでありながら、間接的に農業協同組合の機能を規定しているのであれば、農業協同組合法が協同組合をどのように把握しているのか検討するにあたり、本条は参考になるということになる。では、本条の意味内容は何か。同コンメンタールは、以下のように言う。

「本条は、『農業者の協同組織の発達を促進すること』を本法の目的を達成するための手段として定めている。ここで『協同組織』とは、構成員が組織体の経営に参加し、構成員が組織体の事業から直接に便宜を受けるような組織をいう。したがって、協同組合より広い概念であるが、ここでいう農業者の協同組織は、基本的に組合を指している。なお、本法では協同組合についての概念的な規定はおかれていないが、①小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること、②任意に設立され、かつ加入・脱退の自由があること、③各組合員が平等の議決権を有すること、④組合員に対し利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款で定められていること、の要件を満たすものが協同組合ととらえられており〔中略〕、組合はこれらの要件を満たす協同組合である。本法は、この中小規模の農業者の協同組織である組合の発達を促すことにより、組合が農業者である組合員の事業・生活を支援する事業を共同で実施することを通じて、『農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図』ることを直接の目的とすることを定めている。ここで、『農業生産力の増進』を図るとは、農業の生産性の向上と農業生産物の増産を図ることをいう」<sup>52</sup>

要するに、農業協同組合法は、「農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図」ることを直接の目的としており、そのための手段として、「農業者の協同組織の発達を促進する」ということである。そして、「農業者の協同組織」とは、実質的に農業協同組合のことを指し、その協同組合とは、先に確認した独占禁止法 22 条の要件を満たした「相互扶助」団体のことである。

ところで、協同組合が相互扶助団体、すなわち組合員利益を図ることを目的とした団体だとすれば、本条末尾の「もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする」という文言は、奇妙なものに映る。これにつき、同コンメンタールは、以下のように言う。

---

<sup>51</sup> 農業協同組合法令研究会編著『逐条解説 農業協同組合法』（大成出版社、2017年）1頁。

<sup>52</sup> 同上 1-2頁。

「さらに、本条は、国民経済の発展に寄与することを究極の目的としている。農業の生産力の増進と農業者の経済的社会的地位が向上することは、国民経済の発展にも寄与することとなるものであって、本法は、これを究極の目的としているのである」<sup>53</sup>

農業協同組合法は、「農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図」ることを直接の目的としているが、「国民経済の発展に寄与すること」を究極の目的としているということである。これは、「農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図」ることを通じて達成される間接的な目的と言い換えてもよいだろう。そして、本条が、直接的には農業協同組合法の目的を示すものでありながら、間接的に農業協同組合の機能を規定しているのであれば、農業協同組合は、「農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図」という相互扶助的の目的を達成することを通じ、間接的・究極的には「国民経済の発展に寄与すること」を目的とする団体だと把握されているとあってよいだろう。

同様のことは、他のコンメンタールや概説書によっても確認される。以下に提示しよう。

「農業協同組合法は、その法律の目的を『農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期すること』(1条)とし、農民の協同組織の発達を促進することを通じて農業生産の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図ることを直接の目的とするとともに、国民経済の発展を間接的な目的とすることを規定した」<sup>54</sup>

「農業協同組合法は、農業の協同組織の発達を促進して、農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上をはかることを目的とする。そしてこの目的は、農民および農業のための排他性をもつものではなく、国民経済の一環としての農業を全経済に融合するものとして推進せられるべきものとされている」<sup>55</sup>

前者は、「農民の協同組織の発達を促進することを通じて農業生産の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図ること」を直接の目的とし、「国民経済の発展」を間接的な目的と把握している。後者は、農業という営みは国民経済の中に存するのであり、「農業の協同組織の発達を促進して、農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上をはかること」という目的を、農民や農業のためだけの排他的なものではないと捉えている点が注目される。

---

<sup>53</sup> 同上2頁。

<sup>54</sup> 明田作『農業協同組合法〔第三版〕』（経済法令研究会、2021年）47頁。

<sup>55</sup> 大塚喜一郎『協同組合法の研究（増訂版）』（有斐閣、1968年）263頁。

このように、農業協同組合は、直接的には組合員のための相互扶助団体であるが、間接的には国民経済に寄与することが期待された存在であることが伺えるわけであるが、相互扶助団体としての性格が表れている規定を取り上げよう。それは7条1項である。

#### 農業協同組合法第7条第1項

組合は、その行う事業によつてその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする。

これにつき、先に見た諸コメントは、以下のように解説する。

「本条は、組合の事業運営の原則について規定したものである。組合は、農業者の協同組織体である。したがって、組合が、組合員のため、組合員に必要な事業を行うことによって、組合員に最大の奉仕をしなければならないということは、組合の本質、言い換えれば、組合が協同組合であることからして当然のことである。本条第一項は、この点を法文上も明確にしたものである」<sup>56</sup>

「協同組合は、共同で事業を行うことにより、組合員の経済（家計や事業活動）を直接的に助成することをその基本的な任務としている。『組合は、その行う事業によって、組合員のために最大の奉仕をすることを目的とする』とする農業協同組合法7条1項の規定は、協同組合の本質であるこの助成団体的性格を宣明した規定にほかならない。協同組合は、個々の組合員がそれぞれ単独で事業を行うよりも、結束して共同でその事業の一部を實踐するほうがより組合員の利益になる、つまり規模の経済効果を期待して結成されるものである。これを組合員の側からとらえると、その目的は組合の事業を利用することを通じて達成されることになるわけであるが、協同組合の構成員とは独立した権利義務の主体としての組合側から規定すると、その行う事業によって直接、組合員に奉仕をする、すなわちその経済を助成するということになるわけである」<sup>57</sup>

この最大奉仕原則および以上の引用からは、農業協同組合は、あくまで第一義的には、組合員利益のための相互扶助団体であるということが分かる。要するに、1条の検討で見たように、仮に農業協同組合が国民経済の発展に寄与することを究極的な目的とするとしても、それはあくまで間接的なものであり、直接的には、組合員への最大奉仕を目的とした団体であるということである。

---

<sup>56</sup> 農業協同組合法令研究会・前掲註51) 10頁。

<sup>57</sup> 明田・前掲註54) 140-141頁。

#### 第四項 水産業協同組合法

次に、水産業協同組合法である。水産業協同組合法の第1条は、以下の通りである。

##### 水産業協同組合法第1条（目的）

この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期することを目的とする。

先に見た農業協同組合法1条と非常に似通った条文であるが、その意味するところを、コンメンタールで確認しよう。

「水協法の直接の目的は、協同組織の発達を促進であります。この協同組織の発達を一つの手段として漁民の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進が間接的な目的として規定されています。協同組織の発達はそれ自体に価値があるものではなく、それが漁民及び水産加工業者の地位向上に役立つことにおいて意義をもつものなのです。なお、水産業の生産力の増進はそれが漁民及び水産加工業者の地位の向上に関連するが故にこれを目的に掲げているのです。経済的地位とは漁民及び水産加工業者が生産、流通等各経済活動の中において占める地位ないしは経済的勢力をいいます。また、社会的地位とは、一般社会生活上与えられている地位といわれますがこれとともにこれらの概念は他産業の就業者と比較することにおいて意味をもつ相対的な概念でもあります。〔中略〕そしてこれらの目的が達成されることは窮極的に国民経済の発展に資することになるわけです」<sup>58</sup>

農業協同組合法と類似し、水産業協同組合法は、「漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進」することを手段として、漁民及び水産加工業者の「経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進」を図ることを直接の目的としており、間接的に「国民経済の発展を期することを目的とする」ということである。もっとも、「国民経済の発展を期することを目的とする」とは言っても、行政が例として示している漁業協同組合模範定款例の第1条（目的）では、「この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もつて組合員の経済的、社会的地位を高めることを目的とする」とされており<sup>59</sup>、「国民経済」の文言は出てこないのので、漁業協同組合の（直接の）目的は、あくまで組合員利益にあるといっていよう。ただし、これに関連し、上のコンメンタールは次のような興味深い指摘をしている。

---

<sup>58</sup> 漁協組織研究会編著『水協法・漁業法の解説』第21版（漁協経営センター出版部、2015年）42-43頁。

<sup>59</sup> 同上43頁。

「水産業協同組合は、このように私法分野に属しますが、現代資本主義社会において経済的弱者と観念される中小漁業者及び中小水産加工業者の経済的社会的地位の向上を図るというきわめて公益的かつ社会的性格をもっていますので、一面社会法である性格ももっているといえます」<sup>60</sup>

これは、水産業協同組合法が、公法と私法のいずれに分類されるのかという話の中で出てくる文章であるが、その中で、水産業協同組合が「公益的かつ社会的性格」をもつということが指摘されている。これは次のように解釈できよう。すなわち、中小漁業者及び中小水産加工業者の経済的社会的地位の向上を図るという水産業協同組合法の掲げる目的の受益者は、直接的には中小漁業者及び中小水産加工業者自身である。そこでは組合員利益が追求されているといってよい。しかしそのような組合員利益を追求するということは、同時に、公益的性格を帯びるということである。本稿は、従来の協同組合法の下では、協同組合が「相互扶助的な経済団体」、すなわち組合員利益のための団体として把握されてきたことを強調してきたが、組合員利益の追求は、同時に、公益の追求にもなり得るということである。

ただしそれは、あくまで組合員利益を追求することが、公益的性格をも帯びるということであって、水産業協同組合が直接に公益を目的とするわけではない。農業協同組合法7条1項の最大奉仕原則に相当する条文を確認しよう。

#### 水産業協同組合法第4条（組合の目的）

組合は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする。

これについては、「これは、組合は構成員のために直接の奉仕をすることを目的とするものなのですが、これを裏返せば組合自身の利益を事業の最終的な目的としてはならないということです」<sup>61</sup>と説明される。水産業協同組合の目的は、あくまで構成員への奉仕にあるということである。

### 第五項 中小企業等協同組合法

続いて、中小企業等協同組合法である。中小企業等協同組合法の第1条は、以下の通りである。

---

<sup>60</sup> 同上41頁。

<sup>61</sup> 同上46-47頁。



## 中小企業等協同組合法第1条（法律の目的）

この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

農業協同組合法や水産業協同組合法におおよそ似た条文であるが、「相互扶助の精神」という文言が入っている点と、「国民経済」への寄与という要素が書かれていない点で異なる。前者の方から確認しよう。あるコンメンタールでは、これにつき、以下のように述べられる。

「本条は、この法律の趣旨、精神、目的を明らかにし、法律運用の基本的原則を示している。〔中略〕中小企業者等は、資本主義社会においては、大企業と比し、公正な経済活動の機会を確保することが困難であり、その不利を除くためには、中小企業者等が相互に緊密な結合を図り、組織の力によって競争力を強めることが効果的である。単に資本を募って事業を行うだけならば、株式会社組織によることができ、それがまた適当でもある。しかし、この法律による組織、すなわち中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、単に出資をするだけではなく、組合員たる中小企業者等が相互扶助の精神に基づき、単独では不足する経営資源を協同組織により相互に補完することを基調として、組合員自らの創意により共同事業を行うところにその特長がある。組合は、それ自体営利を目的とするものではないが、一つの経済主体として外面的に取引社会に立ち現れるところでは、会社その他の企業体と変わるところがない。しかしその内面的な組織並びに精神においては、会社等とは著しく相違している。ここに、中小企業者等の組織としての組合の意義がある。組合は、政治、文化、社交、慈善の団体ではなく、あくまでもそれは経済団体である。しかし、経済団体ではあるが、それは単なる利益擁護団体又は利益団体ではなく、あるいは統制を目的とするものでもない。組合員のための、組合員による、組合員の組合であることを目指して、協同して各種の必要な事業を行うことを本質としなければならない」<sup>62</sup>

端的にまとめれば、本稿がこれまで繰り返し述べてきたのと同様に、中小企業等協同組合もまた、「組合員のための相互扶助的な経済団体」だということである。

では、本法の目的はどうだろうか。農業協同組合法や水産業協同組合法と異なり、本条には「国民経済」への寄与という要素がないが、これについてはどう考えたらよいのか。同コンメンタールは「この法律は、組織を通じて、中小企業者等の公正な経済活動の機会を確保することを目的としている。中小企業者等は、個々ではその経済力は弱い、これを組織化

---

<sup>62</sup> 全国中小企業団体中央会編『第二次改訂版 中小企業等協同組合法逐条解説』（第一法規株式会社、2016年）3-4頁。

し、事業を協同化することによって、その競争力を強めることができ、公正な経済活動の機会を確保することができる」<sup>63</sup>や「中小企業者等の経済的地位の向上を図ることは、組合の究極の目的とするところであり、この法律の根本目標とするところである。組合の事業は、組合自体の営利追求のために行われるのではなく、また、営利会社のように利益を構成員に配当することを目的として行われるものでもない。組合事業の本質は、組合員の公正な経済活動の機会を確保し、それによってその経済的地位の向上を図るところにある」<sup>64</sup>と述べている。よって、本法は、組合員の公正な経済活動の機会を確保し、そのことを通じ、組合員の経済的地位の向上を図ることを究極の目的としているのであり、国民経済への寄与を究極の目的としているわけではないということである<sup>65</sup>。しかしながら、同コメントは次のようにも言う。

「中小企業は、暮らしを支える国の礎である。この中小企業の経済的地位の向上を図ることによって、我が国産業全体に貢献するところは多大である。この意味から、この法律は単に個々の中小企業者等の個人的利益の増進のみを目標とするものではなく、広く国民経済の発展に寄与することを期待しているものである」<sup>66</sup>

この論理は、農業協同組合が国民経済に寄与するとされた際の論理に似ている。つまり、農業が国民経済の一環であるように、中小企業もまた国民経済の一環としてある。故に、中小企業の経済的地位向上は、国民経済の発展にも寄与することになるとされるのである。この論理に従えば、本法は、条文上は組合員の経済的地位の向上を究極の目的としているが、実質的には、農業協同組合法や水産業協同組合法と同様に、組合員の経済的地位の向上とい

---

<sup>63</sup> 同上4頁。

<sup>64</sup> 同上5頁。

<sup>65</sup> ちなみに、農業協同組合法や水産業協同組合法では、組合員の「経済的地位」の向上が掲げられていたのに対し、中小企業者等協同組合法では「経済的地位」の向上のみが掲げられていることに関し、同コメントは次のように言う。「経済的地位の向上とは、中小企業者等の経済単位を大きくするのみではない。もちろん、零細弱小な単位は、これを適正規模にまで高めることが必要である。しかし、中小企業者等は中小規模であるところに一面の長所を持つ者であるから、これを大企業に育成するだけが経済的地位の向上ではない。中小規模のままでも経営を合理化・近代化し、公正な経済活動を可能にし、自主的な経済活動を促進して、他に劣らない企業体質に向上させてその経済的使命を果たさせるところにある。そして、経済的地位の向上は、やがてその社会的地位の向上ともなる。しかし、この法律は、中小企業の社会的、政治的地位の向上を目標とするものではない」同上5頁。

<sup>66</sup> 同上6頁。

う直接の目的を通じて、間接的に、国民経済の発展に寄与することを究極の目的にしていると解してよいだろう。

もっとも、これも農業協同組合や水産業協同組合と同じことだが、だからと言って中小企業等協同組合が公益団体となるわけではなく、それはあくまで組合員の相互扶助団体である。中小企業等協同組合法は、このことを特に明示している。それが、組合の「基準及び原則」を定めた5条である。1項1号と2項のみ以下に掲げよう。

#### 中小企業等協同組合法第5条（基準及び原則）

組合は、この法律に別段の定めがある場合のほか、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

一 組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）の相互扶助を目的とすること。

二 組合は、その行う事業によつてその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

これについては、「本条は、この法律に基づいて設立される組合が備えていなければならない基準と運営上守るべき原則とを規定している。組合は、相互扶助の精神に基づく中小企業者等の共同経営体であると定めた法1条（法律の目的）の思想を組合の基準及び原則として具体化したものであり、法の目的を達成するための組合の活動はこの基準及び原則に則つたものでなければならない」<sup>67</sup>と説明される。

協同組合を相互扶助団体として特徴付けている本稿にとって注目したいのは、1項1号の「組合員又は会員の相互扶助を目的とすること」という要件である。これについては、「組合は、組合を構成する中小企業者等の相互扶助を目的とするものでなければならない。このことは、組合に一貫した思想であつて、他の基準及び原則もすべてここから発するものである」といい得る<sup>68</sup>というように、相互扶助目的が強調されている。

2項は、農業協同組合法の最大奉仕原則や水産業協同組合法の直接奉仕原則に相当するものである。これについては、「組合員に対する奉仕は、組合の共同事業を通じて行うものである。〔中略〕組合員に対する奉仕は、直接的でなければならない（直接奉仕の原則）。直接に奉仕するという〔原文ママ〕のは、営利を目的として、利益を上げ、これを配分するという間接の奉仕によらないという意味である。〔中略〕要するに、組合は、利益を上げて出資に応じてこれを組合員に分配することを目的とするものではなく、組合の事業を通じて、組合員の事業経営を有利に展開し、その自主的な経営活動を促進し、その経済的地位の向上を図るために直接奉仕をすることを目的とするものでなければならない」<sup>69</sup>と説明され

---

<sup>67</sup> 同上11頁。

<sup>68</sup> 同上11頁。

<sup>69</sup> 同上12-13頁。

る。本稿の関心に即してまとめれば、中小企業等協同組合の目的もまた、あくまで組合員への奉仕にあるということである。

## 第六項 森林組合法

これまでに見てきた、農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法は、おおよそ似通った目的を有していた。すなわち、経済的弱者の協同組織を発達させるという手段を通じ、彼らの地位を向上させるという直接的目的、およびそのことを通じた国民経済の発展という間接的目的を共有していた。このことから本稿は、これら協同組合を、国民経済に間接的に資するとしても、あくまで組合員の相互扶助団体であり、公益団体ではないと把握してきた。これらとは毛色が異なるのが、森林組合法である。その第1条を見よう。

### 森林組合法第1条（目的）

この法律は、森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もつて国民経済の発展に資することを目的とする。

これについては、次のように説明がなされる。

「法第一条は、法の目的を定めているが、法の目的は、これを二つに分けることができる。目的の一つは『森林所有者の経済的社会的地位の向上』を図ることであり、これは経済的社会的弱者である組合員が相互扶助により経済的社会的強者と対等な立場を確保するという協同組合の理念を表したものである」<sup>70</sup>

ここまではよい。森林組合法もまた相互扶助を基本とし、組合員の地位向上を目的としている。先に見てきた協同組合法と同様である。問題は、もう一つの目的である。

「もう一つの目的は、『森林の保続培養及び森林生産力の増進』を図ることである。森林は、国民生活の基礎的な資源である木材等を供給するため、その生産力の増進は国民経済の発展に欠かすことができないことはもちろんであるが、森林は、また、国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能をも有しており、これらの多角的な機能が有効に発揮されるよう森林資源の維持培養を図っていかねばならないということを表したものである」<sup>71</sup>

---

<sup>70</sup> 森林組合法研究会編著『改訂版 解説 森林組合法』（大成出版社、2021年）36頁。

<sup>71</sup> 同上36-37頁。

この引用から分かる通り、森林のもつ特殊性、すなわち国土の保全や水資源の涵養等の公益的機能に対応し、森林組合法のもう一つの目的である「森林の保続培養及び森林生産力の増進」は、公益的性格を有するということである。このことは、森林組合法が規定する協同組合のあり方にも影響を与える。以下の引用を見てみよう。

「法は、このような二つの目的を通じて国民経済の発展に資するものであるが、この法の目的を達成する手段として定められているのが『森林所有者の協同組織』である組合〔＝森林組合一引用者、以下同〕、生産組合〔＝生産森林組合〕及び連合会〔＝森林組合連合会〕であり、法が前述のような二つの目的を有することに対応し、組合等も協同組合的性格と公益的性格との二つの性格を併せ有するものとなっている（これらの特徴は、森林組合制度の中心となる団体である組合に端的に現れている。）。すなわち、組合等は、森林所有者の経済的社会的地位の向上のための協同組織であって、組合員の加入及び脱退の自由、一人一票制、任意設立、出資割配当の制限等組合員の権利義務、組合の管理運営についてはいわゆる協同組合原則に立脚しているが、他方、その事業活動は、組合員の行う森林経営の助長という範囲を超えて森林の保続培養といういわば公益的な機能を担う団体であることにふさわしく、事業の種類（必須事業制、森林経営事業）、組合員資格（『事業者』ではなく『森林所有者』）、員外利用（林道の利用、国・地方公共団体等による利用、森林の一体的整備のための利用）について一般の協同組合とは異なる規定が設けられている」<sup>72</sup>

このように、森林組合法が規定する協同組合は、協同組合的性格のみならず公益的性格をも有するとされている。1条の条文から公益的性格が直接導き出されるというのは、他の協同組合法にはない、森林組合法の特徴といってよいだろう。

ちなみに、森林組合法もまた、直接奉仕原則を規定している。以下の条文である。

#### 森林組合法第4条（事業の目的等）第1項

森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会〔中略〕は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする。

先に見てきた協同組合法と同様であるが、念のため確認すると、これは、株式会社が事業活動の結果蓄積された利益金をその構成員に分配するという方法で構成員に奉仕するのに対し、森林組合等は、組合等の事業活動を通じて直接構成員の経済的利益の向上を図るという方法で構成員に奉仕するという意味である<sup>73</sup>。

---

<sup>72</sup> 同上 37 頁。

<sup>73</sup> 同上 44 頁。

## 第七項 消費生活協同組合法

最後に、消費生活協同組合法について簡単に見ておこう。消費生活協同組合法の1条は、以下の通りである。

### 消費生活協同組合法第1条（目的）

この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

他の協同組合法と似てはいるが、少々趣の異なる条文である。それは、他の協同組合法が基本的には「経済」を目的としていたのに対し、本条には「生活」や「文化」という要素が入っているからである。そのため、消費生活協同組合については、以下のように指摘される。

「消費生活協同組合は、消費者の生存権的基本権を確保するための組織体であり、単なる流通主体として問題となるのではなく、地域社会において消費者の権利を確保するための運動体としても重要な役割を担っていることにも留意しなければならないように思われる」

74

「消費生活協同組合法は、『国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期すること』（同法一条）を法律の目的として掲げている。消費生活協同組合法は、『なまみの人間』である消費者の協同組織が、『国民生活の安定と生活文化の向上を期すること』を目的とする団体であることを明示しているところに留意しなければならない。消費生活協同組合は、流通構造の末端におかれている『なまみの人間』の人的団体であり、しかも消費者の生活と生活文化を主体的かつ自主的に創造するための組織でもあることを見落とせないであろう。消費生活協同組合を単なる『流通の担い手』等として位置づけるとすれば、消費生活協同組合法の立法趣旨ないし立法目的および消費生活協同組合の性格、役割などを正しく理解していないものとして批判を免れえないように思われる」<sup>75</sup>

「さらに、消費生活協同組合法は、『小規模事業者の組合』の準拠法である他の協同組合法と異なり、国民経済の担い手としての消費者の地位を積極的に認めたいうえで、消費生活協同組合に対して『生活の防衛者』あるいは『消費文化の担い手』としての多面的な活動を期

---

<sup>74</sup> 木元錦哉「協同組合法の性格と競争秩序」木元ほか・前掲註42) 19頁。

<sup>75</sup> 同上 42-43頁。

待していることも見落とせないように思われる」<sup>76</sup>

端的に換言すれば、消費生活協同組合は、単なる経済団体ではなく、文化的団体でもあるということである。これにつき、より詳しくは、次のように説明される。

「消費生活協同組合は、すでにのべたとおり、食料品の共同購入、小麦の共同購入とその製粉・配給などを行う相互扶助的な協同組織としてイギリスにおいて発祥したという歴史を有するものであって、日本においても同様に、『流通過程の合理化』をその中心的機能とする消費組合として発展してきたものである（なお、医療事業も行われた）。これに対して一九四八年の消費生活協同組合法は、『経済、文化の両面を包括した日常生活万般に渉る協同』の実現という理想を掲げて、『日常生活の包括的新生活協同組織』としての消費生活協同組合に従来の産業協同組合法のもとにおける主として流通の合理化のための事業活動という枠を大きく超える広範な事業活動（供給事業、利用事業のほか、生活文化事業、共済事業、教育事業およびこれら事業に付帯する事業）を行わしめることとしたものである。この点に、産業組合法から消費生活協同組合法へと消費生活協同組合に関する法が発展したことの大きな意義があると考えられるのである。『国民生活の安定』と『生活文化の向上』のためにこのような広範な事業活動を行う消費生活協同組合は、個人の経済生活、文化生活を相当程度包括的に組織化することを可能とするものであるから、まずその国民経済における地位、役割を明確なものとして把握しておく必要が今日では特にあろう。そして、そのことによりまた、消費生活協同組合法の性格も明確なものとなるであろう」<sup>77</sup>

このように、消費生活協同組合は、もともとは「流通過程の合理化」を図る団体であったが、消費生活協同組合法のもとでは、それを超えて「経済、文化の両面を包括した日常生活万般に渉る協同」を目指す団体になったということである。繰り返しになるが、これは換言すれば、消費生活協同組合は、単なる経済団体ではなく、文化的団体でもあるということである。

ちなみに、消費生活協同組合法にも、最大奉仕原則が規定されている。以下の条文である。消費生活協同組合は、組合員のための相互扶助的な、経済団体かつ文化的団体ということになる。

#### 消費生活協同組合法第9条（最大奉仕の原則）

組合は、その行う事業によつて、その組合員及び会員（以下「組合員」と総称する。）に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

---

<sup>76</sup> 同上 52 頁。

<sup>77</sup> 高橋岩和「消費生活協同組合と法」木元ほか・前掲 42) 247 頁。

## 小括

ここで、第二章第一節のまとめに入ろう。本節では、従来の協同組合法が、協同組合をどのように把握してきたのか明らかにすることを目的とした。従来の協同組合法は、個別法毎の特徴もあり、協同組合の特徴を一概に把握することは難しいが、あえて個別法毎の特徴を捨象して、共通項を抽出するとすれば、従来の協同組合法にとっての協同組合とは、「組合員のための相互扶助的な経済団体」<sup>78</sup>であり「間接的に国民経済に寄与する」存在だということになる。たしかに、森林組合等は公益的性格を有していたり、消費生活協同組合は文化的団体でもあったりといった具合に、「組合員のための団体」や「経済団体」といった要素に還元できない特徴もある。しかし、すべての協同組合に共通する特徴に着目すると、上記のようになる。

最後に、「組合員のための相互扶助的な経済団体」という要素と、「間接的に国民経済に寄与する」という要素の関係について考察しておこう。両者の内、どちらに重きが置かれるべきなのだろうか。これについては村橋が一定の答えを示しているように思われる。少々長くなるが、重要なことなので、以下に引用しよう。村橋は、協同組合の本質を把握するにあたっては、組合員の立場か、社会政策的な立場かの2つがあるとし、以下のように述べる。

「右のように、協同組合員の個人的目的を充足させるためのものとしてか、はたまた、より高次的な社会政策具現の手段としての機能を有すると見るかによって、協同組合に賦課せられた経済的機能もことなつてこよう。これを如何に把握するかは立法政策の問題であり、具象化するものは協同組合法である。わが協同組合法における立法態度は如何。わが国における現行法には、いわゆる法の目的がかかげられ、たとえば、この法律は……中略……農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期することを目的とする〔中略〕のであるから法が社会政策的意味の目的の実現を期していることはうなずける。とは言え、その目的実現の手段として協同組合の法的機能は『組合はその行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的としている』〔中略〕のであるから、法が協同組合自体を規制するにあたって、直接的には、国民経済との関連においてではなく、他の経済概念と同じように、現下の交換経済の考察過程において

---

<sup>78</sup> 厳密に言うと、このようなまとめは正確ではないかもしれない。農業協同組合法による農事組合法人、水産業協同組合法による漁業生産組合、中小企業等協同組合法による企業組合、森林組合法による生産森林組合といったいわゆる生産組合は、それ自体一個の企業体であり、これらを、組合員助成を目的とした組合員の相互扶助団体と言えるかについては、疑問が生じるからである。上柳・前掲註45) 13-14頁、木元・前掲註42) 44-46頁、明田・前掲註54) 6-8頁参照。ただし本稿では、協同組合の全体的特徴を把握することを優先し、本文のようなまとめを行なった。



なしており、しかして、協同組合が組合員のために奉仕するものであるとする点は、言うまでもなく、協同組合が組合員の目的にたいして有用であるとの価値判断による固有目的の設定である。しかしてこの場合問題として提起せられているのは社会政策的目的ないしはその他の理想によるものではない。したがって、わが現行協同組合法上の組合に対する規制態度は、組合員の立場においてであることは明かである。他面、法はその第一条において法の目的=これは社会政策的目的の実現を企図している。とは言え、かかる理想目的の実現の機能を協同組合に直接賦課させることによって実現しようとするのではなく、協同組合が組合員の経済活動にたいしてためになること、言いかえると、協同組合はそれ自体としての賦課された固有の機能の発揮を要求せられており、法はまたそれによって組合員の経済的地位の維持発展が直接的に実現して、経済的にはもちろん、社会的に健全な経済単位となるために、組合員をしてその所を得させることにより、それが究局的に法の目的と合致するとなすものである。したがってわが国の現行協同組合の法的本質についての把握は協同組合に関するかぎり、組合員の経済的地位に附随するものとして規制せられている意味で、協同組合の本質に関する観察は組合員の立場からするのが妥当であろう」<sup>79</sup>

要するに、従来の協同組合法は「国民経済の発展を期することを目的とする」といった具合に、社会政策的目的を掲げているが、それは直接に追求されるものではなく、あくまで「組合員の経済的地位」向上といった組合員の個人的目的の充足を通じてなされるものであるということである。本稿なりに咀嚼すれば、協同組合はあくまで第一義的には「組合員のための相互扶助的な経済団体」であり、その目的を達することを通じて、副次的に「国民経済に寄与する」ということである。

## 第二節 従来の市民社会論

第一節で検討したように、協同組合とは「組合員のための相互扶助的な経済団体」である。このことに起因し、協同組合を市民社会組織として捉えるか否かは、議論の分かれるところである。本節では、市民社会と協同組合の関係についてなされてきた議論を概観し、そのことを確認し、もって従来の協同組合観をより一層明確にしたいと思う。

協同組合が「組合員のための相互扶助的な経済団体」であるということは、協同組合は、構成員のために一定の経済的共同事業を行い、法令又は定款の限度内で、構成員に対して利益分配を行い得る組織であるということである（前掲独占禁止法第22条第4号参照）。

これを、市民社会組織として挙げられることの多い特定非営利活動法人（NPO法人）と比較してみよう。取り挙げなくてはならないのは、1998年に制定された特定非営利活動促

---

<sup>79</sup> 村橋・前掲註43) 121-122頁。

進法（NPO 法）である。1995 年の阪神淡路大震災の直後、被災者救援のためのボランティア活動が盛んになったことをきっかけに、営利を目的としない団体が法人格を取得しやすくすることが必要とされるようになった。その結果、民法 34 条（当時）が定める公益法人に対応する特別法として NPO 法が制定された<sup>80</sup>。この法律を市民社会について考える際に挙げなくてはならないのは、これが与党三党の共同提案として国会に提出された際には「市民活動促進法案」という名称だったからである。また、法案の条文中にも「市民活動法人」という名称が使われていた。しかし、自由民主党の参議院議員の一部から、「市民活動」という言葉からは「行政に批判的な活動」が連想されるという批判がなされ、それぞれ「特定非営利活動促進法案」「特定非営利活動法人」に変更された<sup>81</sup>。それでも、以下の第 1 条の規定からは、本法が市民活動の促進をなお意図していることは伺える。併せて、本法が「非営利」法人を対象としていることを示す第 2 条第 2 項の一部を掲げよう。

#### NPO 法第 1 条（目的）

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

#### 同第 2 条（定義）第 2 項

この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

- 一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

さらに、NPO 法に基づく NPO 法人に限らない、非営利法人一般の基本的法律としての地位にある<sup>82</sup>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法人法）は、次のように定める。

---

<sup>80</sup> 阿部昌樹「NPO と市民社会—特定非営利活動促進法の社会的インパクト」棚瀬孝雄編著『市民社会と法—変容する日本と韓国の社会』（ミネルヴァ書房、2007 年）73—74 頁。

<sup>81</sup> 同上 89 頁。

<sup>82</sup> 山野目章夫編『新注積民法（1）総則（1）』（有斐閣、2018 年）647—648 頁〔後藤元伸〕。

一般法人法第 11 条（定款の記載又は記録事項）第 2 項

社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。

このように、市民社会組織として挙げられることの多い NPO 法人は、利益（剰余金）を構成員（社員）に分配することが禁じられているのに対し、協同組合は一定の限度内であれば、利益分配が認められているという違いがある。また、NPO 法人が公益の増進に寄与するものであるのに対し、協同組合は直接的には、組合員利益の増進を図るものである。

こうした組織としての特質の違いに発し、市民社会と協同組合の相性は、社会理論上も論点となり得る。序章でドイツの市民活動に言及した際、市民活動という考え方は、市民社会をめぐる議論の中心に据えられていると言った。「市民社会」は多義的な概念である。西洋思想史をたどってみると、大きく分けて、少なくとも 3 つの意味がある。古代から近世にかけて登場した政治社会あるいは国家共同体を意味する *societas civilis* の訳語としての市民社会、ヘーゲルやマルクスによって用いられ近代に登場した経済社会あるいは市場を意味する *bürgerliche Gesellschaft* の訳語としての市民社会、20 世紀後半に登場した非国家的非経済的な領域あるいは団体を意味する *Zivilgesellschaft* あるいは *civil society* の訳語としての市民社会である<sup>83</sup>。3 つ目は「現代市民社会論」あるいは「新しい市民社会論」と呼ばれる議論の対象となっているものだが、本稿ではこの現代市民社会論に注目したい。現代市民社会論だけでも論者により数多のバリエーションがあり、ここでそれらすべてを概観することなどできるはずもないが、現代市民社会論の基調を成していると思われる 2 つの議論を紹介しよう。結論から言うと、この 2 つの議論に依拠すると、協同組合が市民社会の構成要素に含まれないことになる（少なくとも含まれない可能性が生じる）からである。

一つ目は、ユルゲン・ハーバマスの市民社会論である。東欧革命における市民の働きに注目したハーバマスは、その著書『公共性の構造転換』の 1990 年新版を刊行するにあたり、長めの序言を付し、その中で「本書の中心的な問題提起は、今日では《市民社会（*Zivilgesellschaft*）の再発見」という標題のもとに議論されている」<sup>84</sup>と言う。そしてオッフェの議論を引きながら次のように言う。

---

<sup>83</sup> 市民社会について論じた文献は多いが、さしあたり植村邦彦『市民社会とは何か—基本概念の系譜』（平凡社、2010 年）を参照。

<sup>84</sup> Habermas, Jürgen, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Suhrkamp Verlag, 1990, S.45.（邦訳、ハーバマス、ユルゲン著、細谷貞雄・山田正行訳『第 2 版 公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探求』（未来社、1994 年）xxxvii 頁。）

「近代を特徴づけるものとしてヘーゲルやマルクス以来慣例となっている『〔政治的〕市民社会 *societas civilis*』から『〔脱政治的・経済的〕市民社会 *bürgerliche Gesellschaft*』への翻訳とは異なり、市民社会という語には、労働市場・資本市場・財貨市場をつうじて制御される経済の領域という意味はもはや含まれていない。関連文献のなかにこの語の明晰な定義を探しても、もちろんそれは徒労に終わる。いずれにしても、『市民社会』の制度的な核心をなすのは、自由な意思にもとづく非国家的・非経済的な結合関係である」<sup>85</sup>

重要なのは、ここでいう市民社会が、経済的市民社会 *bürgerliche Gesellschaft* から区別され、経済の領域という意味はもはや含まないとされている点である。そして、そのような市民社会は、自由な意思にもとづく非国家的のみならず非経済的な結合関係により構成されるとされている。この定義に従えば、協同組合は市民社会に含まれないことになる。なぜなら、協同組合は「相互扶助的な経済団体」、すなわち経済的な結合関係だからである<sup>86</sup>。

二つ目は、市民社会の実証分析の先行研究として言及されることの多い、レスター・M・サラモンらの非営利セクター論である。サラモンは今日の世界的規模での NPO の増加を「地球アソシエーション革命」と呼び「地球市民社会」の誕生とも位置付けており、そのアソシエーションとは NPO のことであるとされる<sup>87</sup>。そして彼は、実証的な国際比較研究のために NPO または非営利セクターを①正式に組織されていること、②民間であること、③利益配分をしないこと、④自己統治、⑤自発的であること、⑥非宗教的であること、⑦非政治的であることの要件を満たすものであると定義する<sup>88</sup>。問題は、③利益配分をしないことという要件である。これにつき、より詳しくは、以下のように説明される。

「その組織の所有者あるいは理事に組織の活動の結果生まれた利益を還元しないこと。非営利組織は利益を得ることもありうるが、その利益はその組織の基本的使命に対して投資されるべきであって、その組織の『所有者』あるいはその組織を統治する理事会に分配されることはないということである。非営利組織はある程度の『公共』目的を有しており、そ

---

<sup>85</sup> Ders., S.46. (同上 xxxviii 頁。)〔〕と傍点は邦訳。

<sup>86</sup> ただし、ハーバマスは上の引用のすぐ後で「もっぱら順不同にいくつかの例を挙げれば、教会、文化的なサークル、学術団体をはじめとして、独立したメディア、スポーツ団体、レクリエーション団体、弁論クラブ、市民フォーラム、市民運動があり、さらに同業組合、政党、労働組合、オールタナティブな施設にまで及ぶ」と述べ、同業組合を例に挙げている。

<sup>87</sup> 山口定『市民社会論—歴史的遺産と新展開』（有斐閣、2004年）190頁。

<sup>88</sup> サラモン、レスター・M／アンハイアー、H・K 著、今田忠監訳『台頭する非営利セクター—12カ国の規模・構成・制度・資金源の現状と展望』（ダイヤモンド社、1996年）20—25頁。

の活動と目的において本来営利的なものではない。このことが、非営利の組織がその他の民間セクターの団体（つまり民間のビジネス団体）と異なっている点である」<sup>89</sup>

すでに述べたことの繰り返しになるが、協同組合は、構成員に対して一定の制限のもとに利益分配を行う場合がある団体であるので、サラモンらの定義に従えば、協同組合は NPO および非営利セクターに含まれないことになる。そして、NPO をアソシエーションと捉え、アソシエーションにより構成されるのが市民社会であるとするなら、協同組合は市民社会の構成要素にはならないことになる<sup>90</sup>。

このように、主として NPO 等によって構成される市民社会と、協同組合の間には距離があるとする議論が一部では有力である。しかし、こうした状況が、近年では変化しつつある。その要因を、次章で検討しよう。

---

<sup>89</sup> 同上 22 頁。

<sup>90</sup> サラモンらの議論に依拠した場合の NPO と協同組合の関係については、後藤和子・福原義春編『市民活動論—持続可能で創造的な社会に向けて』（有斐閣、2005 年）63—73 頁参照。

## 第三章 協同組合の社会性

本章では、協同組合をめぐる世界的動向について、「社会的な」協同組合への関心という観点から取り上げ、協同組合が「社会的であること」の意味を、本稿なりに定義する。具体的には、「はじめに」で述べたように、協同組合陣営の思想を示すものとして、1995年に採択された国際協同組合同盟（ICA）の「協同組合のアイデンティティに関する声明」（第一節）、20世紀後半以降の協同組合をめぐる理論である社会的経済（第二節）、新たな協同組合のタイプである社会的協同組合（第三節）、EUの協同組合法であるヨーロッパ協同組合（SCE）法（第四節）、日本の新しい協同組合法である労働者協同組合法（第五節）を取り上げる。その後、関連する議論について取り扱う。

### 第一節 協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明

国際協同組合同盟（International Co-operative Alliance: ICA）は、1895年に設立された、協同組合の世界的同盟組織である<sup>91</sup>。ICAは1937年に協同組合原則を定め、1966年と1995年にこれを改訂した<sup>92</sup>。1995年の「協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明」には

---

<sup>91</sup> ICA 設立の歴史については、中川雄一郎・杉本貴志編『協同組合を学ぶ』（日本経済評論社、2012年）38頁以下。

<sup>92</sup> 1937年原則は、①開かれた組合員制度、②民主的な管理（一人一票）、③取引量に比例した組合員への剰余金の分配、④出資に対する利子制限、⑤政治的、宗教的な中立、⑥現金取引、⑦教育の促進。1966年原則は、①協同組合の組合員になることは自発的でなければならないし、そのサービスを利用することが可能で、組合員としての責任を負うことに同意したあらゆる人々が、人為的な制限や社会的・政治的あるいは宗教的な差別なく、加入できるものでなくてはならない。②協同組合は民主的な組織である。その業務は、選挙によって選ばれるか、組合員が同意し、組合員に責任をもつことを条件に任命された人々によって運営されるべきである。単位協同組合の組合員は、平等な投票権（一組合員一票）をもち、自分たちの組合を動かす決定に参加する。単位協同組合以外の組織においては、それに適合した形での民主的なやり方に基づいて、運営がなされるべきである。③出資金に対しては、利子をつけるとしても、厳密に制限された利率で利子を支払うべきである。④組合の事業活動によって生じた剰余金や貯えがある場合、それはその組合の組合員のものであり、ある者が別の者を犠牲にして利益を得るようなことがないように、分配されなければならない。組合員の決定により、それは以下のような方法で行うことができる。a)協同組合の事業を発展させるための準備金にあてる。b)全員にサービスを提供するための準備金にあてる。あるいは、

協同組合の定義、価値、原則が定められており、今日の協同組合運動の、国際的な指針となっている。

1966年原則が改訂された経緯には、1980年ICAモスクワ大会で採択された、カナダの協同組合研究者レイドローによる『西暦2000年における協同組合』（通称レイドロー報告）の影響がある。この報告の中でレイドローは、当時の協同組合運動は「思想的な危機」<sup>93</sup>に直面しており、協同組合を他の商業的企業から区別するアイデンティティを問い直す必要があると訴えた。彼は、協同組合が経済的目的のみならず社会的目的をもった企業であるという点で、他の資本主義企業一般から区別されると指摘する<sup>94</sup>。そして、協同組合が今後挑むべき優先分野として、①世界の飢えを満たす協同組合、②生産的労働のための協同組合、③保全者社会（持続可能な消費社会）のための協同組合、④協同組合地域社会の建設を挙げる<sup>95</sup>。

レイドロー報告を経て誕生した<sup>96</sup>「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」では、以下のように、協同組合の定義、価値、原則が定められている<sup>97</sup>。まず定義は「協同組合は、人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体をつうじて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的とする」というものである。価値は「協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他人への配慮という倫理的価値を信条とする」というものである。そして原則は、①自発的で開かれた組合員制、②組合員による民主的管理、③組合員の経済的参加、④自治と自立、⑤教育、研修および広報、⑥協同組合間の協同、⑦地

---

c)組合員のあいだで、その協同組合との取引量に比例して分配する。⑤すべての協同組合は、自分たちの組合員、役員、従業員と一般の人々に対して、協同組合の原則と運営について経済的な側面と民主的な側面の両面から教育を行うための準備金を設けなければならない。⑥すべての協同組合組織は、その組合員とコミュニティの利益に最大限の貢献をするために、地域レベル、全国レベル、そして国際レベルで、実現可能なあらゆる方法を駆使して、他の協同組合と協同すべきである。同上224頁以下。

<sup>93</sup> レイドロー, A.F.著、日本協同組合学会訳編『西暦2000年における協同組合』（日本経済評論社、1989年）16頁。

<sup>94</sup> 同上99頁以下。

<sup>95</sup> 同上155頁以下。

<sup>96</sup> レイドロー報告から原則改訂に至る詳細な経緯については、中川・杉本・前掲註91)58頁以下、白石正彦「解説—レイドロー報告から新原則へ」日本協同組合学会訳編『21世紀の協同組合原則：ICAアイデンティティ声明と宣言』（日本経済評論社、2000年）103頁以下。

<sup>97</sup> 日本協同組合学会・同上16頁以下の訳参照。

域社会（コミュニティ）への関与の7つである。

本稿の関心からして注目すべきは、定義の「社会的、文化的なニーズと願い」、価値の「社会的責任」、原則の「地域社会（コミュニティ）への関与」である。

まず、「社会的、文化的なニーズと願い」であるが、『社会的』が意味することは、保健サービスの提供や保育のような社会的目標を満たすことである<sup>98</sup>とされる。「文化的」については「協同組合はまた組合員の関心や願いを満たすために、例えば民族文化の振興を支援したり、平和運動を推進したり、文化・スポーツ活動を後援したり、地域社会における人間関係を改善するなど、文化的目標をも包含しうる。実際に、将来において文化的・知的・精神的によりよい生き方を助長することは、協同組合が組合員の役に立ち、地域社会に貢献することができる最も重要な方法の1つとなりうる」<sup>99</sup>と説明される。

次に「社会的責任」についてである。この倫理的価値は、次に述べる、地域社会（コミュニティ）との関係から生じるとされる。協同組合は地域社会の構成員に開かれており、1人ひとりの自助を手助けするための関わりをもつものであると説明される<sup>100</sup>。

最後に「地域社会（コミュニティ）への関与」である。声明では「協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、地域社会の持続可能な発展のために活動する」と謳われている。これについては、「しばしば特定の地理的空間における組合員とのこの強い結びつきのゆえに、協同組合はしばしばその地域社会と密接に結びついている。協同組合は地域社会の経済的、社会的、文化的な発展が確実に持続するようにする特別な責任をもつ。協同組合は地域社会の環境保護のためにしっかり活動する責任がある。協同組合が地域社会にどのくらい深くどのような形で貢献すべきかを決定するのは組合員である。しかし、それは組合員が避けることのできない責任である」<sup>101</sup>と説明される。「地域社会（コミュニティ）への関与」は、1937年と1966年の原則にはなかった21世紀型の新しい原則である<sup>102</sup>。協同組合が挑むべき優先分野の1つとして「協同組合地域社会の建設」を訴えたレイドロー報告の影響を、ここに見て取れる。

堀越芳昭は、1995年ICA原則を、組合員志向・組合志向・社会志向が統合されたものとみる<sup>103</sup>。堀越によれば、1937年原則では、社会的経済的弱者である組合員の利益を、協同組合でもって実現することが最大の課題であり、組合員志向を基本としていた。1966年原

---

<sup>98</sup> 「協同組合のアイデンティティに関するICA声明のバックグラウンド・ペーパー」同上30頁。

<sup>99</sup> 同上。

<sup>100</sup> 同上36頁。

<sup>101</sup> 同上49頁以下。

<sup>102</sup> 白石・前掲註96)110頁。

<sup>103</sup> 堀越芳昭「国際協同組合運動の現代的課題と協同組合法制の基本問題」協同組合研究20巻3号・春季号（2000年）120頁。堀越・後掲註104）。



則においては、協同組合と多国籍企業との激しい競争のもと、組合自体の強化すなわち組合利益の実現が課題となり、組合志向が推進された。しかしこのことは、組合員志向と容易には両立せず、組合志向は経営主導へとつながり、組合員不在の組合（職員）主導が主流となってきた（「協同組合の株式会社化」）。こうした事態への反省の上にレイドロー報告があり、協同組合の価値の再確認、協同組合原則の再構築が目指された。そして1995年原則においては、社会志向が追加され、組合員や組合自体を包摂した地域社会の利益が志向された<sup>104</sup>。

## 第二節 社会的経済

近年の協同組合をめぐる議論において欠かすことのできない、社会的経済の思想について見ていく。

「社会的経済 (économie sociale)」とはフランスを中心としたヨーロッパにおけるサードセクター概念である。それは、民間企業による資本主義セクターと、国家による公共セクターの中間に位置する経済領域であると言える<sup>105</sup>。経済学・経済思想の論文ではない本稿では、社会的経済の定義をめぐる議論を網羅することはできないが、ひとまず以下の定義をあげる。すなわち、「社会的経済は、協同組合とその関連企業、共済団体、アソシエーションによって実行される経済諸活動を包含する。その倫理的な構えは、以下の原則で表現される。利潤を生むことよりも、メンバーやコミュニティへの貢献を目的とする。管理の自立性。意思決定過程の民主性。所得分配における、資本に対する人間と労働の優越性」という定義である<sup>106</sup>。ここでは、協同組合が共済やアソシエーションとともに、社会的経済の担い手として位置付けられている。

次に、社会的経済の歴史を概観する。1830年シャルル・デュノワイエが『社会的経済新論』を著した。当時の経済学で主流だった政治経済学 (économie politique) は、国富の増大に目を向けていたが、社会的経済は資本主義化に伴う社会問題の解決を主要な課題とした。19世紀から20世紀初頭にかけて社会的経済は一定の発展を見せるが、その後の時代には、福祉国家や社会主義といった国家主導的経済が台頭し、国家でない「社会」に目を向け

---

<sup>104</sup> 堀越芳昭「ミュンクナー氏の協同組合原則論と協同組合法制論—1995年協同組合原則改訂の方向性との関連で—」生協総研レポート11号(1995年)101頁以下。

<sup>105</sup> 「『社会的経済』とは〔中略〕公共セクターと資本主義セクターの経済を除外することによって示される定義なのである」ドゥフルニ, J.・モンソン, J.L. 編著、富沢賢治ほか訳『社会的経済—近未来の社会経済システム—』(日本経済評論社、1995年)1頁。

<sup>106</sup> ベルギーのワロン社会的経済協議会による定義。ボルザガ, C.・ドゥフルニ, J. 編著、内山哲朗ほか訳『社会的企業—雇用・福祉のEUサードセクター—』(日本経済評論社、2004年)10頁以下。

る社会的経済は、その存在感を低下させた。しかし 20 世紀後半、福祉国家と社会主義が危機に瀕すると、再び社会的経済が注目されるようになった。1976 年には、フランスで共済組合・協同組合・アソシエーション全国連絡委員会が結成された。1981 年にはフランス政府に社会的経済各省代表会議が設置され、1983 年には社会的経済法が制定され、社会的経済という概念は公的なものとなった。さらに、1989 年には、EC 委員会が第 23 総局に社会的経済部局を設置し、社会的経済はフランスにとどまらず、ヨーロッパの公式概念として定着した<sup>107</sup>。

近年の出来事として、2014 年にフランスで社会的連帯経済法が制定された<sup>108</sup>。「社会的連帯経済 (économie sociale et solidaire)」とは、利益追求を抑制し、民主的な経営による公益事業の実施を目的とする点に特徴があり、失業や貧困が蔓延する中、公共部門が担うべき「社会の再生 (réparation sociale)」を補助するという社会的な役割を担うとされる経済部門である<sup>109</sup>。この法律では、協同組合がその担い手として認められている。なお、首相の所管の下に社会的連帯経済評議会を設置することなどが定められているが、フランスでは公的に社会的連帯経済が推進されていることが伺える<sup>110</sup>。

### 第三節 社会的協同組合

社会的協同組合が最初に法制化されたのはイタリアである。1970 年代以降のイタリアでは、福祉の危機、貧困、失業、薬物依存、精神的不安といった社会問題が発生した。こうした事態に対応する組織として協同組合が期待されたが、福祉サービス分野で活動をはじめた協同組合は、裁判所によりその認可を拒否された。協同組合は「相互扶助性」の要件を満

---

<sup>107</sup> 以上の社会的経済の歴史については、ドゥフルニ・モンソン・前掲註 105) 11 頁以下、富沢賢治『『社会的経済』解題』ドゥフルニ・モンソン・前掲註 105) 451 頁以下、北島健一「フランスにおけるエコノミ・ソシアルのルネッサンスをめぐって」松山大学論集 6 巻 2 号 (1994 年) 74 頁以下参照。

<sup>108</sup> 服部有希「社会的連帯経済法—利益追求型経済から社会の再生へ—」外国の立法 261-2 号 (2014 年) 8 頁以下。

<sup>109</sup> 同上。なお、「社会的連帯経済」は「社会的経済」と「連帯経済」を合わせた概念であると言える。「連帯経済」は社会的経済と同様に、過度な資本主義経済への対抗という問題意識をもつが、社会的経済が、協同組合・共済・アソシエーションといった組織形態を重視する概念であるのに対し、組織形態にとらわれず活動の内実には焦点をあてる概念である。両者の区別については、北島健一「連帯経済と社会的経済—アプローチ上の差異に焦点をあてて—」政策科学 23 巻 3 号 (2016 年) 15 頁以下。

<sup>110</sup> 服部・前掲註 108)。

たすことが必要であるが、福祉協同組合は、従業員、ボランティア、利用者など様々な人々が関係するマルチステークホルダー型であり、「相互扶助性」の要件を満たさないとされた。これに対し、関係者たちはまず、憲法を持ちだし対抗した。イタリア憲法 45 条は、協同組合に相互扶助のみならず「社会的機能」を認めていた。さらに、相互扶助という概念を、組合員の排他的利益から共同体の一般的利益へと拡大するための「外延的相互扶助」という概念が提唱された。裁判所は結局、この協同組合を認可した。こうした流れを受けて、1991 年に社会的協同組合法が制定された<sup>111</sup>。

社会的協同組合法 1 条により「社会的協同組合は、市民の、人間としての発達および社会参加についての、地域の普遍的な利益を追求すること」が目的であると定められている。これは教育、福祉、保健、環境、文化などの事業を通じて、協同組合の構成メンバーの利益のみならず、地域社会の公共的利益を追求することを意味する。そして公共的利益を創出するための活動として、「社会福祉、保健、教育サービスの運営」(A 型)と「社会的不利益を被る者の労働参加を目的とした、農業、製造業、商業及びサービス業等の多様な活動」(B 型)の 2 種類がある。B 型協同組合の例としては、障害者や刑余者に労働の場を提供することなどが挙げられる<sup>112</sup>。

イタリアの社会的協同組合は他国にも影響を与えている。フランスでは、2001 年の協同組合法改正により、コミュニティ利益のためのマルチステークホルダー型の社会的共通益協同組合が導入されたが、この協同組合の提供する便益は、組合員以外の第三者でも受けることができると定められている<sup>113</sup>。

#### 第四節 ヨーロッパ協同組合法

2003 年にヨーロッパ協同組合 (Societas Cooperativa Europaea : SCE) 法 (「ヨーロッパ協同組合法に関する 2003 年 7 月 22 日理事会規則」) が成立した<sup>114</sup>。SCE 法制定の背景に

---

<sup>111</sup> イアーネス, アルベルト著、佐藤紘毅訳『イタリアの協同組合』(緑風出版、2014 年) 142 頁以下。イタリアの社会的協同組合の歴史について詳しくは、田中夏子『イタリア社会的経済の地域展開』(日本経済評論社、2004 年) 63 頁以下参照。

<sup>112</sup> 田中夏子「社会的排除と闘う協同：イタリアの社会的協同組合の取り組みを題材に」世界 2012 年 11 月号 248 頁以下。

<sup>113</sup> 農林中金総合研究所・前掲註 18) 6 頁、島村博「現代フランスの協同組合法 Note」協同の発見 114 号 (2001 年) 25 頁。

<sup>114</sup> ABl. L207 vom 18.8.2003, S. 1 ff. なお、この「規則」と併せて「労働者参加に関してヨーロッパ協同組合法を補完する 2003 年 7 月 22 日理事会指令」(ABl. L207 vom 18.8.2003, S. 25 ff.) が成立したが、本稿では SCE 法というとき、「規則」の方を念頭にお

は、経済の脱国境化がある。協同組合活動においても、それは例外ではなく、たとえば EU 各国の法に従い設立された協同組合が、国境を越えて企業グループを形成し活動しようとした場合、その法的基盤が整っていなかった。そこで、超国家的な協同組合法として、SCE 法の制定が求められた。欧州委員会は当初、社会的経済の担い手である、協同組合・共済・アソシエーションをまとめて、1つの社会的経済企業の法をつくらうとした。しかし、そうすると、それぞれの企業形態がもっているアイデンティティが損なわれるとする経済社会評議会の意見により、協同組合については、協同組合固有の法が計画された<sup>115</sup>。

SCE 法 1 条 3 項には、「SCE の主な目的は、組合員のニーズを満たし、ならびに/または、組合員の経済的および/もしくは社会的活動 (wirtschaftliche und/oder soziale Tätigkeiten) を助成することである」と規定されている。注目すべきは、「経済的」のみならず「社会的」活動の助成が認められている点である。「社会的」とは非経済的 (ideell) であるということだが、そのような目的設定が可能である点で、SCE は、「経済的、社会的、文化的なニーズと願い」を目的とするという ICA の協同組合の定義と軌を一にする。このような規定は、特にフランスを中心としたヨーロッパの国々で広まっている、社会的経済を考慮したものであると指摘される<sup>116</sup>。

## 第五節 労働者協同組合法

日本の従来協同組合は、第二章でみたように、経済的共同事業を通じた構成員利益のための組織である。具体的には、農業協同組合は農家の、消費生活協同組合は消費者の、というように、特定の属性をもった組合員の相互扶助組織である。しかし、1995年に、ICAが協同組合の原則として「地域社会への関与」を掲げて以降、組合員の利益のみならず地域公益をも追求する協同組合が盛んに登場するようになった。その延長線上に、2020年に制定され、2022年に施行された日本の労働者協同組合法が位置付けられる。本法は次のように言う。

### 労働者協同組合法第 1 条 (目的)

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が

---

いている。

<sup>115</sup> 多木誠一郎「ヨーロッパ協同組合法規則に関する覚書」神戸市外国語大学外国学研究 63 卷 (2006 年) 169 頁以下。

<sup>116</sup> 同上 176 頁以下、Beuthien, Volker, Genossenschaftsgesetz mit Umwandlungs- und Kartellrecht sowie Statut der Europäischen Genossenschaft, 16. Aufl., C.H. Beck, 2018, SCE Art.1 Rn.2.

必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

### 同第3条（基本原理その他の基準及び運営の原則）第1項

組合は、次に掲げる基本原理に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならない。

このように、労働者協同組合は「持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする」ものであるとされる。これについては、「従来の協同組合法が、協同組合の目的を組合員の『相互扶助』、すなわち共益としていた（但し森林組合法1条は『森林の保続培養』という公益目的も掲げている）のに対して、労協法が組合員の共益とともに、国際協同組合同盟（ICA）の協同組合原則第7原則『地域社会への関与』に合致する『持続可能で活力ある地域社会の実現』（1条、3条1項）という公益をも目的としたところに特徴がある」<sup>117</sup>と評価されている。

さらに、労働者協同組合と公益および市民社会との結びつきは立法者周辺によっても認識されている。法令解説資料総覧によると、労働者協同組合法は「特定非営利活動促進法（NPO法）と並び、今後我が国の市民社会にとって極めて重大な意義を有するものである」<sup>118</sup>とされている。また、現代社会における市民の多様なニーズに国や地方自治体といった「官」のみで対応するには限界があるため、「官」「民」という二極構造から脱し、「公」というべき民間公益部門を充実させた三極構造に転換することが、成熟した「市民社会」へ発展するための必須条件であるとの主張の延長線上に、労働者協同組合法があるという認識が示されている<sup>119</sup>。要するに、地域社会への貢献を目的とする労働者協同組合の法制化により、協同組合と公益・市民社会との距離は縮まっている。

## 第六節 市民社会論の展開

このような協同組合をめぐる動向が、市民社会論に与えている影響について検討しよう。

---

<sup>117</sup> 高瀬・前掲註50) 37頁。

<sup>118</sup> 湯原裕子「法律解説〔厚生労働〕労働者協同組合法」法令解説資料総覧475号（2021年）17頁。

<sup>119</sup> 同上。

先に見たハーバマスにせよ、サラモンにせよ、特徴的なのは、市民社会から経済的要素を排除している点である（ハーバマスでは経済的結合関係、サラモンでは利益分配）。その著書で現代市民社会論を網羅的に論じた山口定は、市民社会と経済あるいは市場との関係が、現代市民社会論の最大の難点となるとし、これにつき 3 つの解決策を提案する<sup>120</sup>。そのうちの 하나가、社会学者佐藤慶幸を引きながら示される「社会（的）経済」である。「この〔中略〕『社会経済』の典型は協同組合であり、協同組合は経済アソシエーションであり、市民社会の構成要素である。ところが、市民社会論を代表するハーバマスは、『市民社会』に社会的・文化的アソシエーションの个体群は入れるが、この『社会経済』を入れない点に問題がある。『市民社会』には、社会的・文化的アソシエーションとともに政治的・経済的アソシエーションを含めた四つのアソシエーションが含まれるべきであるという。したがって、ハーバマスの『市民社会』理論は、この点で乗り超〔原文ママ〕えられるべきであるということになる」<sup>121</sup>と論じられている。

社会的経済を媒介にすることで、協同組合を市民社会に包摂しようとする理論戦略が提示されているわけであるが、この社会的経済について、改めて確認してみよう。繰り返しになるが、先に述べた通り、社会的経済は、たとえば「社会的経済は、協同組合とその関連企業、共済団体、アソシエーションによって実行される経済諸活動を包含する。その倫理的な構えは、以下の原則で表現される。利潤を生むことよりも、メンバーやコミュニティへの貢献を目的とする。管理の自立性。意思決定過程の民主性。所得分配における、資本に対する人間と労働の優越性」と定義される。この度注目したいのは「所得分配における、資本に対する人間と労働の優越性」という要件である。これは分配を否定するのではなく、資本よりも人間と労働を優先させる形でなら、分配が許されるということである。故に、利益分配を行う団体を排除する非営利セクターとは異なり、社会的経済には協同組合が含まれるのである。

この社会的経済は、協同組合や共済といった組織に着目したセクター概念であるが、その後、組織よりも運動性を重視した「連帯経済」と合成され、近年では「社会的連帯経済」と呼ばれるようになっていく。社会的連帯経済は、分断された人々の連帯により社会を回復し、そこに市場を埋め戻すことで、人々の分断と対立・競争を煽る新自由主義的資本主義経済に対抗しようとするものである<sup>122</sup>。このことから伺えるように、社会的連帯経済は単に経済的次元に留まらず、政治的・社会的次元にも関わる概念である。「社会的連帯経済は、民主主義と不可分の経済である。社会的連帯経済は、その担い手が協同組合であれ、NPO であれ、その他の社会運動であれ、多くの場合、民主的なガバナンスを重要な柱としている。それは、

---

<sup>120</sup> 山口・前掲註 87) 299-304 頁。

<sup>121</sup> 同上 302-303 頁。

<sup>122</sup> 社会的連帯経済について書かれた比較的新しい文献として、藤井敦史編著『地域で社会のつながりをつくり直す社会的連帯経済』（彩流社、2022 年）を参照。

社会的連帯経済がコモンズを生成し維持していく上で、必然的に、透明で信頼を生み出すことが可能な民主的ガバナンスを必要としているからに他ならない。ただし、社会的連帯経済は組織内民主主義だけを志向するものではない。社会的連帯経済は、地域の人々の生活の現場から、多様な地域アクターとのネットワークを構築しながら、地域コミュニティを形成すると同時に、公共性を生み出す地域自治の担い手としての役割も果たしている。このように、民主主義を志向する運動である社会的連帯経済は、いかにして人々をエンパワーメントして民主的な参加が可能な市民を育成するか、あるいは、どのように閉鎖的な共同性（共益）を脱却して地域に開かれた公共性（公益）を紡ぎ出すことができるかという課題を背負った存在だということができるだろう<sup>123</sup>。この引用からは、社会的連帯経済の担い手にはNPOや社会運動とともに協同組合が含まれていることが分かる。さらに「公共性」「公益」「参加」「市民」がキーワードとなっている。本稿は、ハーバマス流の現代市民社会論の克服という出発点から社会的連帯経済にたどり着いたが、一方で社会的連帯経済の側は、公共性（公益）や市民の参加を追求しているのである。ここに、市民社会・市民参加と社会的連帯経済・協同組合の接近を見て取ることができる。

第二章第二節で見たように、協同組合とNPOの間には、利益分配の可否という違いがあり、現代市民社会論の中には、協同組合をはじめとする経済組織を、市民社会の構成要素から排除する議論が存在する。しかし近年では、協同組合が、公益法人ではないにせよ、地域公益の追求を目指すようになり、協同組合を市民社会に含めない類いの現代市民社会論（現代市民社会論に数えられる論者の全員が協同組合を排除しているわけではない）を乗り越え、協同組合を市民社会組織として捉えていこうとする試みがあるということである。

### 小括—分析視角の設定

ここで、第三章の内容をまとめる。「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」では、協同組合は「経済的」のみならず「社会的、文化的なニーズと願い」をも充足するものであり、「地域社会へ関与」すべきものであると謳われている。社会的経済論や社会的連帯経済論においては、協同組合は共済やアソシエーションとともに経済部門を形成し、公共に奉仕し得るものと位置付けられている。社会的協同組合は、従来協同組合と異なり、狭い意味での組合員の相互扶助的利益（共益）のみならず、地域社会の公共的利益（公益）を追求するものであり、社会福祉、保健、教育サービス、労働参加など多様な分野で活動している。SCE法では、協同組合は組合員の「経済的」のみならず「社会的活動」をも助成するものであるとされる。そして、労働者協同組合法により、労働者協同組合は、「持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする」ものであると規定される。

---

<sup>123</sup> 同上 18 頁。

これらにおいては、「社会的」や「地域社会」という語が鍵となっており、「社会的な」協同組合に対する関心の高さが見て取れる。「社会的」とは曖昧な語であるが、協同組合が「社会的である」と言った時、それは2つの観点から「社会的」であると考えられる。第1に、協同組合が「誰を」助成するののかという観点である。イタリアの社会的協同組合は、地域社会の公共的利益（公益）を追求するものであり、フランスの社会的共通益協同組合は、組合員以外の人々にまで便益提供の輪を広げている。これらは、協同組合が外部の社会に開かれているという意味で「社会的」である。本稿ではこれを「助成対象の社会性」とする。これは組合員利益（共益）に対する公益と言っても良い<sup>124</sup>。第2に、協同組合が「何を」助成するののかという観点である。ICA原則やSCE法の定義では、協同組合が経済的のみならず、社会的・文化的ニーズを助成し、保健サービスの提供や保育などに取り組むとされる。そこで助成されているものは、非経済的性質のものであるという点で「社会的（あるいは文化的）」である。本稿ではこれを「助成内容の社会性」とする。

従来の協同組合は「組合員のための相互扶助的な経済団体」とであると本稿は述べてきたが、これは言い換えると、「助成対象の社会性」と「助成内容の社会性」にともに否定的な協同組合だと言うことができる。すなわち、「組合員のための相互扶助団体」とであるという点で、「助成対象の社会性」に否定的であり、主として組合員の経済的地位向上を図るという点で「助成内容の社会性」に否定的である。（もっとも、公益的性格を有する森林組合等は「助成対象の社会性」を有しており、生活文化の向上を期する消費生活協同組合は「助成内容の社会性」を有すると評価することもできる。）

無論、「社会的」とはどういうことかという議論は、極めて難解な問いである。協同組合が「社会的であること」の意味も、協同組合論や協同組合思想を丁寧に読み解かなければ答えることはできない。ここで二分した「社会性」も厳密に区別できるものではなく、両者は相互に関係し合うであろう。それにも関わらずこのような二分を行なったのは、ドイツ協同組合法と比較する上で有益であると考えたためである。今日の世界的動向として、協同組合が「社会性」＝「助成対象の社会性」および「助成内容の社会性」を獲得しつつあるとして、では、ドイツの協同組合はどうであろうか。以下、このような視点に基づき、ドイツ協同組合法の改正動向を分析する。

---

<sup>124</sup> 本来的には共益組織である協同組合と公益の関係に注目した議論は多いが、例えば、北川太一「協同組合の共益性と公益性」現代公益学会・前掲註16) 35頁以下。公益を担う協同組合という観点から、世界各国の社会的協同組合法制を扱ったものとして、岡安喜三郎「世界の社会的協同組合の動向－イタリア・ヨーロッパ・そしてアジアへ、法制定に関わって－」協同の発見 242号（2012年）63頁以下。



## 第四章 ドイツの協同組合法

本章においては、次章以下でドイツ協同組合法の改正を扱うための前提理解として、ドイツ協同組合法の歴史および特徴について取り上げる。

### 第一節 歴史

ドイツの協同組合的集団の起源は、ゲルマン民族の血族集団まで遡ることができる<sup>125</sup>。中世都市においては、ギルドやツunftが存在した。ギルドもツunftも、はじめは、同業者たちが自由意思に基づき設立した団体であったが、やがて、それぞれの営業分野を独占するようになり、組合員を拘束する強制団体となっていた。自由主義経済が到来し、営業の自由が導入されると、これらの団体は時代に対応することができなかった。しかし、19世紀初頭の経済の自由化は、新たな問題を生じさせた。都市における手工業者や、農村における農民の困窮や没落である。こうした状況の中で、手工業者や農民を救済するために、従来の強制団体とは異なる団体、すなわち、加入・脱退の自由が保障され、組合員の全生活領域を支配することなく、定款に規定された経済目的のみを追求する近代的協同組合が誕生した。近代的協同組合の創設に、特に大きな役割を果たしたのは、ヘルマン・シュルツェ＝デーリツチュとフリードリヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼンである。

シュルツェは、故郷ザクセン地方の裁判官や、プロイセン国民議会の議員として活動していたが、手工業者を困窮から救うため、1849年に建具屋と靴屋のための原料協同組合を、1850年に前貸組合を設立した。協同組合運動におけるシュルツェの最大の功績は、協同組合法の制定であろう。協同組合という形態を法的に保障するため、シュルツェは、1867年にプロイセンにおいて「産業および経済協同組合の私法上の地位に関する法律（Gesetz betreffend die privatrechtliche Stellung der Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften）」を成立させた<sup>126</sup>。この法律が、1868年に北ドイツ連邦の他州にも導入され、1871年にドイツ

---

<sup>125</sup> 以下本節の記述については、アシュホフ, G.・ヘニングセン, E.著、関英昭・野田輝久訳『新版 ドイツの協同組合制度—歴史・構造・経済的潜在力—』（日本経済評論社、2001年）7頁以下。

<sup>126</sup> 同法については、島村博「プロイセン協同組合法と北ドイツ同盟結社法案—その構造的関連と区別」名和田是彦編著『社会国家・中間団体・市民権』（法政大学現代法研究所、2007年）、島村博「協同組合法の原像—プロイセン協同組合法（1867年）をたずねて—」協同組合経営研究誌にじ625号213頁以下、626号146頁以下、627号138頁以下（2009年）参照。

帝国で適用され、さらに 1889 年の改正を経て、今日のドイツ協同組合法の起源となった。

協同組合法の制定にシュルツェが大きく関与していたため、シュルツェの協同組合思想について確認しておくことは、次節で協同組合法の特徴を検討する上でも有益である。シュルツェの協同組合理念の基本は、自助 (Selbsthilfe)・自己管理 (Selbstverwaltung)・自己責任 (Selbstverantwortung) の 3 原則である。協同組合は外部からの援助や介入を受けず、組合員により自律的に運営されるべきであるとする。こうした思想に基づき、シュルツェは立法に際して、無限連帯責任と準則主義の採用を主張した。彼は、国家による資金援助や慈善による寄付は、協同組合をそれらに依存させ、経済的・倫理的に落ちぶれさせると言い、そうした事態を回避するためには、組合員の無限連帯責任により信用を形成し、それにより資金調達を行うべきであると主張した。個人では事業を営むための資金を調達できない人々も、協同組合に加入し連帯することで、それを基礎に資金調達が可能となるのである。また、準則主義の採用は、協同組合の設立に対する政治的介入を防ぐことを目的として主張された。(無限連帯責任は、1867 年プロイセン法で採用されたが、後の 1889 年法では有限責任が採用された。準則主義は、許可主義を主張する政府の抵抗を受けたが、1867 年法で採用された。) なお、シュルツェは経済的自由主義者であった。彼は、十分な資産をもたない事業者が、協同組合を通じて、資本家と対等に経済競争できるようにすることを目指していたのであり、資本家と資本をもたない者との階級闘争を望んでいたわけではない。彼はあくまで、既存の体制の中での社会改良を目指していたのであり、社会主義に対しては否定的であった<sup>127</sup>。

シュルツェと同時期に、しかしシュルツェとは無関係に、ライフアイゼンは農民のための協同組合運動を展開した。敬虔なクリスチャンであったライフアイゼンは、はじめ、富裕層の支援など他人の善意に頼った慈善組合を設立した。しかし、そうした富裕層の慈善に期待する組合は長続きしないと考え、困窮者自身が自助組織を形成することが重要であるとして、シュルツェ同様、組合員の無限連帯責任を基礎とした資金調達を主張するようになった。「万人は一人のために、一人は万人のために」責任を負うべし。)そして彼は、1862 年と 1864 年に信用組合を設立し、貸付金庫組合と命名した。

なお、ライフアイゼンを支えていたのはキリスト教的隣人愛の使命感であり、彼は革命思想の持ち主ではなかった。彼もシュルツェと同様、必要以上の国家の介入や革命的方法を頑固なまでに拒絶した<sup>128</sup>。

このように、ドイツの近代的協同組合は、資本主義の発達に伴い発生した社会問題の解決、

---

<sup>127</sup> 以上のシュルツェの思想については、畑尚治「近代ドイツにおける協同組合法の成立—シュルツェ=デーリツチュとプロイセン協同組合法の成立—」阪大法学 50 巻 1 号 (2000 年) 109 頁以下。

<sup>128</sup> 村岡範男『ドイツ農村信用組合の成立：ライフアイゼン・システムの軌跡』(日本経済評論社、1997 年) 60, 62 頁。

すなわち手工業者や農民といった小生産者の救済を目的として誕生した、自発的な連帯組織である。その救済は、慈善のような他者による救済ではなく、組合員同士の相互扶助を基礎とした。そして、これらの組織の法的地位を確立するため協同組合法が制定された。

## 第二節 特徴

このようにして誕生したドイツ協同組合法であるが、ドイツの協同組合が伝統的に有する特徴（理念・原則）について、次に述べていく。本稿の関心、すなわち協同組合の社会性との関係において言えば、前節で言及した「自助・自己管理・自己責任」に加え「助成任務」と「同一性の原則」が特に重要となる。

前節で述べたように、協同組合とは、経済的・社会的問題を解決するために誕生したものであり、発達史の観点から見ると、協同組合という概念は、法律概念であるのではなく、経済的・社会学的実情を示す表現であった。それ故、協同組合思想のすべてが、協同組合法として実定法化しているわけではなく、協同組合のメルクマールには、実定法化されているものもあれば、その背後に横たわる、超実定法的なメルクマールも存在するとされる<sup>129</sup>。

その中でも、時代を超えて妥当し、実定法化もされている、協同組合の最重要のメルクマールは「助成任務（Förderauftrag）」である。すなわち、協同組合は組合員を助成することを基本任務とする団体であるとされる<sup>130</sup>。これにより、協同組合は、利潤の分配を目的とする営利企業や、組合員利益を超えた公益の追求を目的とする公共企業とも区別される。その発生史において、信用組合を中心として手工業者や農民の事業や生活を助成し、彼らの没落を防ごうとしたことから分かるように、協同組合の為す助成の内容は、伝統的には経済的助成であった。このことは、2006年改正前の1条1項で「組合員の生業または経済を助成する」と規定されていることから伺える。もっとも、だからと言って、厳密な意味での「生業または経済」の助成しか認められなかったわけではない。協同組合には、付随目的（Nebenzweck）の追求が認められており、経済的助成目的と結びついた、非経済的付随目的が追求されることがあった<sup>131</sup>。2006年改正以前の、非経済的目的を追求する協同組合については、次章で後述する。

「自助・自己管理・自己責任」については、先にシュルツェの思想として言及したが、これは、今日の協同組合法学にも継承されている協同組合の基本的メルクマールである。「助

---

<sup>129</sup> Lang, Johann/Weidmüller, Ludwig, Genossenschaftsgesetz, 40. Aufl., De Gruyter, 2022, § 1 Rn.2.

<sup>130</sup> Ebd.

<sup>131</sup> シュテディンク, ロルフ著、多木誠一郎ほか訳「協同組合法概観」商学討究 57 卷 1 号（2006 年）271 頁。

成任務」は、「自助・自己管理・自己責任」の原則を顧慮して行われなければならない。「自助」原則は、協同組合は組合員の自由意思に基づく自発的な結合であること、必要な資金の調達も組合員によって行われること、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」の精神に基づく組合員同士の相互扶助を意味するとされる<sup>132</sup>。「自己管理」原則は、「自助」原則から導き出されるものである。協同組合が組合員のものであるということから、協同組合は組合員自身によって管理されなければならない。これは、第三者による協同組合支配を排除するということである。「自己管理」原則は協同組合法 43 条 1 項に、その実定法化を見て取ることができる。43 条 1 項は「本法に別段の定めのない限り、組合員は、組合に関する事項について、総会において権利を行使する」と定め、総会を通じた組合員による組合支配を定めている<sup>133</sup>。3 つの内でも最後の「自己責任」原則は、「自己管理」原則から導き出される。協同組合が組合員により管理されるということから、場合によっては、協同組合の債務を、組合員が追出資により保証しなければならないということになる。この「自己責任」原則は、73 条 2 項（脱退組合員の追出資義務）や 87 a 条（債務超過時の支払義務）に、その実定法化を見ることができ<sup>134</sup>。もっとも、組合破産時における債権者への弁済のための追出資については、無制限とするか、一定額を限度とするか、全く追出資しないか、定款に記載するものとされており（6 条 3 項）、追出資しないという選択肢もあるという点で、「自己責任」原則は、実定法上、絶対的に妥当するわけではない。前節で述べたように、1867 年法では無限連帯責任が採用されていたので、「自己責任」原則が徹底されていた。

協同組合が組合員助成を目的とした団体であるということから、「同一性の原則（Identitätsprinzip）」が不可分の原則として導き出される。同一性とは、協同組合においては、その所有者（組合員）と取引相手（顧客、供給者）が同一であるということである。このことは、資本会社と比較すると特徴的である。資本会社においては、通常、出資者と顧客は異なり、その利益が対立することもある。それに比べ、協同組合では、出資者と顧客がともに組合員であり、その利益（＝組合員助成）が一致している。協同組合においては、顧客との関係こそ第一義的なものであり、資本参加は、組合員助成の手段として位置付けられる<sup>135</sup>。ただし、「同一性の原則」があるからと言って、協同組合は、厳密に組合員以外と取引をしてはいけないというわけではない。協同組合法 8 条 1 項 5 号は、協同組合は、員外取引（Nichtmitgliedergeschäft）をすることを、定款により認めることができるとしている。

最後に、本稿の関心には直接的に関係しないが、協同組合のメルクマールとして非常に重要な「民主主義原則（Demokratieprinzip）」について補足的に述べておこう。協同組合が組合員の助成を目的とした人的な団体であり、資本参加はその手段にすぎないことから、組合

---

<sup>132</sup> Lang / Weidmüller, a.a.O.(Anm. 129), Rn.5.

<sup>133</sup> Ebd., Rn.6.

<sup>134</sup> Ebd., Rn.7.

<sup>135</sup> Ebd., Rn.3, 8.

員総会における決議は、出資額に応じた「1株1票」ではなく「1人1票」によりなされる<sup>136</sup>。このことは、協同組合法43条3項により規定されている。ただし、定款の定めにより、1人3票までの複数議決権を認めることはできる。「1人1票」原則は、「1株1票」により総会決議がなされる株式会社と比較した際に、協同組合を特徴づける重要な原則である。

以上、「助成任務」「自助・自己管理・自己責任」「同一性の原則」「民主主義原則」という協同組合が伝統的に有する特徴を見てきた。その内容を、本稿の関心からまとめると、ドイツ協同組合は「組合員のための経済的助成」を行う団体であるという点に、その特徴が見出せると言える。「自助・自己管理・自己責任」原則に基づき、協同組合は自律的に、組合員自身の手により、組合員のために「助成任務」を果たす。「助成」の内容は、2006年改正以前においては、1条1項により「生業または経済」であるとされた。そして、協同組合が組合員のための組織であることから、員外取引の場合を除いて、組合員＝取引相手という「同一性の原則」が妥当する。

### 第三節 社会性との関係

このような「組合員のための経済的助成」を行う団体であるという特徴のため、ドイツにおいては、協同組合が社会性を有することに対して、否定的な見解もみられた。ここでは、社会的経済論に関する Hans-H. Münkner の議論と、SCE 法へのドイツの対応を中心に検討する。

#### 第一項 社会的経済批判

まずは、ドイツの協同組合法研究者である Hans-H. Münkner が 1990 年代に提示した、社会的経済批判の議論を紹介する<sup>137</sup>。Münkner の社会的経済批判の要点は、2 点に集約される。第 1 に、社会的経済は、協同組合・共済・アソシエーションにより構成されるが、協同組合・共済とアソシエーションを一括りにすることは、不適切であるという批判である。「協同組合と共済組合は、もしそのサービスを同一の条件で組合員と第三者や一般公衆に対して提供するならば、自助組織としての性格や自己推進効力を失うことになる」<sup>138</sup>と指摘されるように、協同組合・共済は、ともに自助組織であり、組合員の利益を追求するもので

---

<sup>136</sup> Ebd., Rn.11.

<sup>137</sup> ミュンクナー、ハンス・H. 著、石塚秀雄訳「ドイツにとって『社会的経済』とはなにか」生協総研レポート 11 号 (1995 年) 3 頁以下。その紹介・解説として、北島・前掲註 107) 84 頁以下、富沢・前掲註 107) 468 頁以下を併せて参照。

<sup>138</sup> ミュンクナー・同上 10 頁。

あるが、それに対し、アソシエーションは第三者の利益を追求するものである。また、協同組合・共済は経済的目的をもって活動する事業組織であるが、アソシエーションは、原則として社会的目的をもった非経済的組織である。この批判は、Münkner がドイツの立場から議論をしていることにもよる。すなわち、ドイツ民法典によれば、経済的事業を目的としない社団（非経済社団）は、登記により権利能力を取得するが（21条）、経済的事業を目的とする社団（経済社団）の場合には、国家による権利能力の付与が必要となる（22条）。民法上のアソシエーションとしては、非経済社団が原則として想定されており、経済的目的をもったアソシエーションは、一般的に、商法や協同組合法に基づく法形態を利用することとなる<sup>139</sup>。

Münkner の第2の批判は、ドイツにおいて社会問題を解決する手段としては、社会的経済論は不適切であるというものである。社会的経済論は、公的セクターと民間セクターの間に第3の経済領域を構築しようとするサードセクター論の一種であるが、ドイツではそのようなサードセクターを構築することは、不要であり不適切であるということである。なぜならば、ドイツには「社会的市場経済（Soziale Marktwirtschaft）」の伝統があり、それは社会問題の解決策として一定の成功を収めてきた。国民の福祉、労働者の権利、経営参加等はすでに法的に保護されており、新たにサードセクターを構築するならば、その内部の労働者の権利は不安定なものになってしまう。さらに Münkner は、ドイツ人の目からは、社会的経済論というものが、フランス社会主義政府が主導した政治的イデオロギーであるように見えることを指摘する。すなわち、社会的経済論は、公的セクターと民間セクターの間にサードセクターを構築するという、社会変革を試みるものとして捉えられている。しかしながら、ドイツにおいては、協同組合と共済は、既存の秩序に埋め込まれており、民間セクターの一部をなしている。「協同組合の大半は、ライフアイゼンとシュルツェ・デリツチュの、既存の経済制度を異なる制度にするというよりも改善することをめざすという考えに基礎を置いている」<sup>140</sup>と Münkner は言う。シュルツェとライフアイゼンが社会主義に否定的であり、既存の体制の変革を目指していたわけではないことは先に述べた通りであるが、その思想が Münkner をはじめとする今日のドイツ協同組合論者にも継承されており、既存の体制の変革を試みる社会的経済の担い手として協同組合を位置付けるフランス的発想は、否定的に捉えられている。

以上が Münkner による社会的経済批判であるが、ここからは、前節で確認した、協同組合を「組合員のための経済的助成」を行う団体と捉える思想を読み取ることができる。協同組合は組合員のための団体であるという点において、第三者利益を追求するアソシエーションと区別されている。また、経済的目的をもつという点において、非経済的目的を原則としてもつアソシエーションと区別されている。また協同組合は、社会的市場経済という、

---

<sup>139</sup> ドイツの社団については、本稿第六章第一節を参照。

<sup>140</sup> ミュンクナー・前掲註 137) 21 頁。

ドイツの既存の秩序に埋め込まれており、民間セクターの一部として活動している。既存の秩序内で活動する自律的団体としての協同組合は、社会変革思想や政治的イデオロギーとは距離を保つ存在であると認識されている。

## 第二項 ヨーロッパ協同組合法批判

次に、SCE 法に対するドイツの見解について述べる。ドイツは当初、SCE 法を前向きに評価していなかった。ドイツの協同組合団体が、ヨーロッパレベルでの協同組合法の制定に反対した理由としては、まず、EU 各国における協同組合理解が大きく異なっているため、EU レベルでの統一法を制定することは不可能であると考えていたことが挙げられる。EU のいずれの国においても有益な、共通の法を制定するには、EU 各国の歴史的・経済的・社会的諸条件があまりに異なっているということである<sup>141</sup>。EU での統一法が制定された場合、ドイツ国内法がそれへの調和を余儀なくされることを、ドイツの協同組合団体は危惧していた<sup>142</sup>。ドイツの対応からは、EU レベルでの統一法典を制定するという形式的な事項に対する反対のみならず、社会的経済への反対も見て取ることができる。第三章で述べたように、EU では当初、協同組合・共済・アソシエーションを社会的経済企業としてまとめた、1つの法律が制定されようとしていた。これに反対したのが、とりわけドイツであった<sup>143</sup>。「他の国では協同組合を共通財とみなす傾向が一般的であるにもかかわらずドイツではこうした傾向は無視されるだけでなく、来るべきヨーロッパ協同組合法制の議論では抵抗をひきおこすことになる。『社会的経済』という概念はヨーロッパ的法形態を規定する本質的要素であるが、ドイツではほとんどの団体がこれに反対している」<sup>144</sup>と指摘されている。社会的経済企業を一纏めにする法律の制定に反対した背景には、協同組合・共済・アソシエーションを一括りにする社会的経済概念に対する批判的見解があったものと思われる。

さらに、ドイツは SCE 法 1 条 3 項の協同組合の目的に、組合員の社会的活動を助成することを書き込むのに反対した。「SCE 法は協同組合の目的に、組合員の経済の発展だけではなく、組合員の社会的活動の発展にも寄与するとしている。このような目的規定とした背景には、いわゆる社会的経済についての理解が高まっていることがあろうが」ドイツは「頑強に導入に抵抗した」<sup>145</sup>。これは、組合員の社会的活動の助成を定めてしまうと、協同組合の目的が公共経済的さらには公益的諸目的へと拡大し、組合員を助成するというドイツ法の

---

<sup>141</sup> シュテディンク・前掲註 131) 254 頁以下。

<sup>142</sup> Beuthien, a.a.O.(Anm.116), SCE Einl. Rn.1.

<sup>143</sup> Ebd.

<sup>144</sup> フリーガー、ブルクハルト著、的場信樹訳「ドイツの社会的協同組合—理念と目的を中心に—」生協総研レポート 18 号 (1998 年) 33 頁。

<sup>145</sup> 田中久義「ヨーロッパ協同組合法の制定とその影響」農林金融 2009 年 8 月号 57 頁。

鉄則から逸脱する可能性が危惧されていたためだとされる<sup>146</sup>。「ライン川の南、つまりフランス、スペイン、イタリアなどでは、1990年代以降一貫して、協同組合の役割のなかに組合員の社会的活動の促進が掲げられています。一方、ライン川の北側、ドイツは一貫して、協同組合は相互扶助と連帯を精神として、組合員に対し最大限に奉仕することを責務としています。90年代にすでに始まっていた、欧州協同組合規則の採決に関しても、デンマークとともに強力な反対の論陣を張っています」<sup>147</sup>と指摘される。

## 小括

ここで第四章の内容をまとめ、ドイツ協同組合法の特徴を確認しておく。本稿では、第三章において、協同組合の社会性を、「助成対象の社会性」と「助成内容の社会性」に分けて考察することとした。ドイツ協同組合は、伝統的に「組合員のための経済的助成」を行う団体として理解され、それが実定法上、また超実定法上のメルクマールとして現れていた。こうした理解のため、組合員益のための自助団体であり経済的目的を追求する協同組合と、一般的・第三者利益のために非経済的・社会的目的を追求するアソシエーションを一括りにする社会的経済概念に対して、批判的見解が存在した。さらにそれは、SCEが社会的目的を有することへの反対としても現れた。こうしたことから、ドイツは、協同組合の社会性に関して、「助成対象の社会性」と「助成内容の社会性」という2つの側面の双方に対して、否定的であったと言えよう。すなわち、協同組合は組合員を助成の対象とするという点で「助成対象の社会性」に対して否定的であり、経済的助成を目的とするという点で「助成内容の社会性」に対しても否定的であった。もっとも、このことは、社会的な協同組合が存在しなかったということを意味しない。ただし、「協同組合の事業経営というこの経済的な主目的〔中略〕他に、例えば協同組合の助けを借りて国家的な独立性を確保したり、宗教的あるいは社会改革的な効果を目的とする努力といった非経済的な目的が、現れてくる可能性がある」が「そのような非経済的目的が〔中略〕今日ある程度復活してきているように思われるとしても、それは協同組合企業にとっては本質的なものではない。これに対して、組合員の事業活動を経済的に助成することは、協同組合にとっては必要不可欠なことである」<sup>148</sup>と指摘されるように、そのような協同組合は、たとえ存在したとしても、協同組合のいわば本流に位置付けられることはなかった。

---

<sup>146</sup> 島村博「雇用問題の深刻化と協同組合の課題—欧州の経験が示唆するもの—」協同組合研究 22 卷 1 号・秋季号（2002 年）24 頁。

<sup>147</sup> 島村博「雇用問題の深刻化と協同組合の課題—欧州の経験が示唆するもの—」共済と保険 2002 年 8 月号、34 頁。

<sup>148</sup> アシュホフ・ヘニングセン・前掲註 125) 138 頁。



しかしながら、ドイツは当初反対していた SCE 法を最終的には受け入れ、それに対応する形で、2006 年に国内法を改正した。そして、1 条 1 項の協同組合の目的に「社会的または文化的利益」の助成を明記した。では、この改正を経て、ドイツの協同組合理解は変容したのであるだろうか。協同組合の社会性＝「助成対象の社会性」と「助成内容の社会性」をドイツの協同組合は獲得したのであるだろうか。次章以下で検討する。

## 第五章 2006年改正

### 第一節 改正1条1項の内容

#### 第一項 改正理由

2006年の協同組合法改正は、「ヨーロッパ協同組合の導入と協同組合法改正に関する法律（Gesetz zur Einführung der Europäischen Genossenschaft und zur Änderung des Genossenschaftsrechts）」<sup>149</sup>によりなされた。まず、この法律に関する政府の認識について、改正草案に基づき確認する<sup>150</sup>。法律の目的は、既に何度も述べたように、2003年に成立したSCE法が、2006年にいよいよ施行されることへの対応である。SCE法の「規則」は、ドイツをはじめとしたEU構成国内に直接適用されるものである。しかし、SCE法には、各国の国内法を参照しなければならない箇所があり、SCE法を施行するためには、SCE法を補完する法制を国内で整備しなければならない。また、SCE法には、ドイツ協同組合にとっても年来必要とされてきた規定が部分的に含まれており、これらの規定がSCEにのみ適用されることとなると、ドイツ国内法に則り設立・運営される協同組合が、SCEとの競争上不利な状態に置かれることとなる。そのため、国内法を改正し、協同組合の設立を容易にし、協同組合という法形態の魅力を高めることが必要とされた<sup>151</sup>。

協同組合の設立を容易にし、協同組合の魅力を高めるための改正としては、組合設立に必要な人数を減らしたことなど、様々な改正点が挙げられる。しかしここでは、本稿の関心に従い、1条1項の改正に注目する。1条1項に関して、改正草案ではまず、既に組合員の社会的・文化的利益を助成する協同組合が多く存在し、協同組合が狭い意味での「生業または経済」に奉仕しているわけではないことが認識されている。そのような協同組合の例として、学校・スポーツ・メディア・劇場・博物館協同組合が想定されている。そして、SCE法1条3項に相応して、組合員の「生業または経済」の助成の他に「社会的または文化的利益」の助成もまた、協同組合の目的として認められるようにすることが明言されている。ちなみに、1条1項に規定されていた、1から7までの典型的な協同組合の例示列挙については、そのような例示は時代遅れであり、もはや必要ないとの理由で削除するとしている<sup>152</sup>。以上のことから、1条1項の改正は、SCE法が組合員の社会的活動をも助成すると規定しているこ

---

<sup>149</sup> BGBl. I 2006, 1911.

<sup>150</sup> Gesetzentwurf der Bundesregierung, BT-Drs. 16/1025, S.1 ff.

<sup>151</sup> Ebd., S.1.

<sup>152</sup> Ebd., S.80 f. 第一章で紹介した島村の先行研究を参照。

とを明確に意識した上で、それに接近するものであったことが分かる。

## 第二項 「生業または経済」

そうして誕生した改正 1 条 1 項であるが、「社会的または文化的利益」を検討する前に、比較のためにも、従来からある「生業または経済」の意味内容を確認する。「生業 (Erwerb)」とは、職業的生活領域 (berufliche Lebenssphäre) のことであり、所得の獲得を目的とした継続的な職業的または営業的活動全般を示す。「経済 (Wirtschaft)」とは、私的な家政 (private Hauswirtschaft)、私的生活領域 (privater Lebensbereich) のことであると解されている。

「生業または経済」を助成するという協同組合の目的は、広い意味で、組合員にとっての経済的な (ökonomisch) 成果をもたらすことである<sup>153</sup>。それは、所得を増加させ、支出を減少させることにより行なわれる。例えば、所得の増加は、労働や販売の能力の創出・改善により、支出の減少は、原料・信用・サービス・生産手段等の有利な調達によりもたらされる<sup>154</sup>。

## 第三項 「社会的または文化的利益」

「生業または経済」に対し、新たに追加された「社会的または文化的利益」とはいかなる意味か。問題となるのは、「生業または経済」が広い意味での経済的利益を示すのなら、「社会的または文化的利益」とは、それと対をなす非経済的利益全般を示すのか、それとも非経済的利益の内で、特に「社会的」「文化的」と言い得る利益を示すのかという点である。また、「社会的」も「文化的」も非常に漠然とした概念であり、その定義が困難であるという問題もある。結局、「文化的」は「文化」に関係することであるとしか言えず、「文化」には実に多様な種類がある。「社会的」とは、他者との集合的な関係を意味する概念であるが、協同組合のサービスを受けるのは個々の組合員であり、協同組合の事業により充足されるのは、組合員個々人の要求である。協同組合の社会福祉事業は、それが共同で (gemeinschaftlich) 営まれることにより「社会的」たり得るが、そのことは 1 条 1 項の条文上、「共同の事業経営 (gemeinschaftlicher Geschäftsbetrieb) により」として「社会的」とは別にすでに規定されている。つまり、協同組合によって助成可能と思われる、組合員の非経済的・精神的利益 (ideelle Belange) 全般のことであり、「社会的」「文化的」とは、そうした利益の一部を例示的に表現していると解釈される<sup>155</sup>。

新たに追加された「社会的または文化的利益」に関して、Beuthien は、それを従来の「経

---

<sup>153</sup> Lang / Weidmüller, a.a.O.(Anm.129), Rn.27.

<sup>154</sup> Ebd., Rn.29.

<sup>155</sup> Beuthien, a.a.O.(Anm.116), GenG § 1 Rn.15.

済」の中に読み込み、「社会的または文化的利益」という文言は独立した機能をもたず、「経済」の文言に内在する意味を明示しているにすぎないという解釈を展開する。Beuthienによれば、物質的なサービスのみならず、社会的・文化的サービスもまた人間の生活に関係するものであり、その取得には金銭が必要となる。つまり、「社会的または文化的利益」＝非経済的・精神的利益の助成もまた、「経済」の助成の一部となる。それ故、「経済」を、物質的利益に限定された狭い意味での「家政」ではなく、「物質的および精神的な生存配慮（materielle und ideelle Daseinsvorsorge）に奉仕する全ての私的な生活経済」と解釈すべきだという。このように理解すると、「生業」は「職業的生活領域」を意味し、「経済」は「社会的または文化的利益」＝非経済的・精神的利益を含んだ「非職業的生活領域」を意味することとなる。結果として「組合員の生業もしくは経済または組合員の社会的もしくは文化的利益」という条文上の文言は、「組合員の職業的生活領域または非経済的・精神的利益を含んだ非職業的生活領域」という意味になり、それを助成することが協同組合の目的であるということになる<sup>156</sup>。

#### 第四項 「共同の事業経営」

以上のように、2006年改正により、協同組合は組合員の非経済的・精神的利益の助成をも目的とすることができるようになったのであるが、そうすると、協同組合とアソシエーション、すなわちドイツ法においては民法上の非経済社団との区別が問題となってくる。民法上の非経済社団と比較した際に協同組合を特徴付けるのは、協同組合法1条1項に規定された、協同組合の実定法上の要件である「共同の事業経営」である。改正に際しての草案では、社会的・文化的利益を追求する場合でも、それが「共同の事業経営」を通じて行われることが前提とされている<sup>157</sup>。ここで重要なのは「事業経営」という点である。民法典21条による非経済社団は、その活動に必要な費用を、構成員の会費によって賄えば良いが、協同組合は、社会的・文化的利益といった非経済的・精神的利益を提供する場合でも、それを組合員との取引により賄えるようではなく、組合員との間に顧客関係が成立する。すなわち、協同組合は助成目的のみならず、その助成目的をどのようにして達成するかという点で特徴付けられる。2006年改正以降、助成目的は組合員が何を要求しているかに応じて、経済的なものであっても非経済的なものであっても良いこととなった。しかし、助成目的がどちらの場合であっても、それを達成する手段は経済的なものでなくてはならない<sup>158</sup>。2006年改正後の協同組合は、経済的利益のみならず非経済的利益をも助成する経済的社団なの

---

<sup>156</sup> Ebd., Rn.14.

<sup>157</sup> BT-Drs. 16/1025, S.80.

<sup>158</sup> Beuthien, Volker, Ist die Genossenschaftsrechtsreform geglückt?, NZG 2008, S.213 ; Beuthien, a.a.O.(Anm.116), GenG § 1 Rn.22.

である。

## 第二節 法改正以前の協同組合の社会性

2006年改正を通じて、組合員の非経済的・精神的利益の助成が、法律上明文をもって認められたが、2006年改正以前には、組合員の非経済的・精神的利益を助成する協同組合が存在しなかったかという点、そうではない。すでに幾度か示唆してきたが、そうした協同組合は改正以前から存在し、活動していたのである。ではそのような協同組合は、いかにしてその存在が正当化されてきたのだろうか。改正以前から非経済的・精神的利益を助成する協同組合が存在したのなら、2006年改正に一体いかなる意味があったと言えるのか。本節では、2006年以前に、非経済的利益を助成する協同組合を認めた裁判例を2つと、その他の非経済的利益を助成する協同組合の実例を紹介することを通じ、2006年改正のもつ意義を、改正以前との比較において考察する。

### 第一項 九柱劇場協同組合

九柱劇場の建設を目的とした協同組合の登記が認められるか争われた裁判があった。ライヒ裁判所民事部1931年6月29日決定では、協同組合が九柱劇場の建設を事業対象とし、その利用に関する組合員の出費を削減することを意図した場合、その協同組合が組合員の経済の助成を目的としていると言える判断<sup>159</sup>。

その趣旨はこうである。協同組合法が目的とする「経済」の意味を、狭く解釈すべきではない。経済とは、私的経済の全領域を含むものである。支出の削減が「経済の助成」になることは疑いないのだから、余暇に関する支出の削減もそこに含まれる。経済とは、身体的のみならず、精神的・スポーツ的なものも含む、人間の需要充足に奉仕するものである。本や楽器、教材等の文化的必要に関する物品の調達は、経済的活動である。組合設立の動機が、文化的・スポーツ的活動の必要であったとしても、活動に関する金銭的消費の削減を追求することによって、その組合の目的は経済の助成たり得る。故に、九柱劇場という文化的・スポーツ施設を建設し、それを組合員に利用させることにより、組合員の余暇・スポーツに関する支出を削減することは、協同組合の目的として認められる。

この決定で注目すべき点は、九柱劇場を建設しそれを利用するということは、スポーツを楽しむということであり、そこで得られる利益は、非経済的・精神的なものであるということである。「生業または経済」を助成目的とする改正前1条1項のもとでは、このような協同組合の登記は、認められないように思われる。しかしライヒ裁判所は、そのような非経済

---

<sup>159</sup> RGZ 133, S170 ff.

的・精神的利益の獲得にもまた、九柱戯場建設と利用の際の出費のような経済的活動が必要であり、協同組合がそれを助成する限りにおいて、その登記が認められるとした。この決定の要点を端的に表現するならば、改正前 1 条 1 項「生業または経済の助成」の「経済の助成」に、事実上の非経済的・精神的利益の助成を読み込んだものと言えるだろう。

## 第二項 学校協同組合

類似の例として、私立学校の経営を目的とした協同組合の登記が認められるか争われた裁判があった。コンスタンツ地方裁判所の 1971 年 12 月 27 日決定は、私立学校は協同組合の法形態でも経営できると判断した<sup>160</sup>。この決定は、前述のライヒ裁判所の決定を継承したものである。コンスタンツ地方裁判所は、1 条 1 項の解釈として重要なのは、その事業が慈善的ではなく、営業的性格を有することであるとする。精神的・スポーツ的利益を目的とする際も、協同組合の形態で行うことが可能であり、重要なのは、協同組合の目的が、経済的性格を有する計画的活動を必要とすることである。そして、この基準からすれば、協同組合が私立学校を経営することも問題ない。文化的必要に貢献する本や教材の調達もまた、経済的活動であるからである。（ライヒ裁判所も、同様の視点により、九柱戯場協同組合を認めた。）

この決定も、ライヒ裁判所と同様に、改正前 1 条 1 項「生業または経済の助成」の「経済の助成」に、非経済的・精神的利益の助成を読み込んでいると評価できよう。すなわち、協同組合が学校を営むことによって得られる利益とは、子供の教育であり、それは非経済的・精神的利益である。しかし、それを得るためには、学校教育に必要な物品の調達などの、経済的活動が必要となる。そうである以上、それは協同組合の目的として認められるのである。

## 第三項 その他

裁判例ではないが、2006 年以前から、組合員の非経済的利益を助成していた協同組合の実例を 3 つ、簡単に紹介する<sup>161</sup>。

1 つ目の実例は、介護登録組合ケルンである。1990 年に設立され、1991 年にケルンにて協同組合として登記された。この協同組合の活動内容は、ホームヘルプ・葬儀・喪の支援である。それは、経済的方法・心理社会的方法・文化的方法の 3 つの観点からなされる。経済的方法とは、葬儀等のサービスを低価格で提供することである。心理社会的方法とは、ホー

---

<sup>160</sup> Blomeyer, Wolfgang, Anmerkung zu den Beschlüssen des LG Konstanz vom 27.12.1971, ZfgG 1975, S.305 f.

<sup>161</sup> フリーガー・前掲註 144) 37 頁以下。

ムヘルプによる死に際した患者のケアや、家族の負担軽減などである。文化的方法とは、死と向き合うために、死について話し合う場を設けたり、セミナーを開催したりすることである。こうした支援の他にも、ケルン南部において、高齢者と若者の協力プランを推進するなどの活動もしていた。

2つ目の事例は、ヴェルテンベルク地方ハイルブロン<sup>162</sup>の盲人協同組合である。この協同組合は1913年に設立されたが、視覚障害者に箒や刷毛、絨毯や籠の作り方を教え、彼らに労働の場を提供することを目的としていた。生産物を販売する際も、彼らがその世話をするようになった。この協同組合があったため、視覚障害者たちは「社会と労働世界にとどまることができた」<sup>163</sup>のである。

3つ目の事例は、協同組合サービス登録組合シュトルベルクである。この協同組合は、失業対策として継続的な雇用を創出するためのサービス企業として、1985年に設立された。職業紹介所を擁しており、また自身も雇用を創出している。サービス企業としては、清掃や景観の管理、家具の移動や引っ越し、建築物の保全等、様々な注文を受け付けている。

この3つの協同組合は、それぞれ福祉・障害者支援・雇用対策を担ってきたと端的に言うことができる。これは第三章で確認した、イタリアの社会的協同組合に類似していると言っておく。

### 第三節 協同組合の公益性

第一節と第二節では、「助成内容の社会性」という点に注目したが、本節では「助成対象の社会性」、すなわち、協同組合が組合員を超えて広く社会一般をも助成の対象とするようになったのか否か、という点について検討する。結論から言うと、2006年改正を経て、1条1項に「社会的利益の助成」が加えられたとしても、それは「組合員の」と規定されている以上、組合員を助成対象とするという協同組合の特徴は堅持されており、「助成対象の社会性」ということに関しては、ドイツ法はなお消極的であると言える。ドイツでは協同組合が組合員以外の第三者を助成することに消極的・否定的であることは、協同組合と公共経済との関係をめぐる議論に、その傾向を見て取ることができる。しかし一方で、2006年改正を契機として、協同組合の有する公益性に関する議論が展開された。公共経済と公益性とは似た概念であるように思えるが、それらはどのように区別され、また協同組合と関係づけられ

---

<sup>162</sup> 最近では、弱視者への配慮から「視覚障害者」という名称が多く使われているらしいが（社会福祉法人日本視覚障害者団体連合『『盲人』と『視覚障害者』』  
<http://nichimou.org/blog/140715-kaichou/>（2023/10/21 閲覧））、引用元に従い「盲人」と表記しておく。

<sup>163</sup> フリーガー・前掲註144) 39頁。

のだろうか。以下、協同組合と公共経済、および公益性との関係をめぐる議論を概観し、協同組合の「助成対象の社会性」について、検討を深める。

### 第一項 協同組合と公共経済

公共経済 (Gemeinwirtschaft) とは、「その目的が公共の利益をはかることにあり、かつそのような目的に副った経済機構をつくれればそれが公共経済の形態になる」<sup>164</sup>と辞書的には定義される。「助成対象の社会性」を検討するということでの関心に従って言えば、協同組合にとって「公共の利益をはかる」ということは、限定された組合員の利益をはかるのみならず、その他の一般公衆・非組合員をも助成する可能性に対し、協同組合が開かれているということである。このような可能性に対しては、協同組合法の各種コンメンタールは、軒並み否定的であり、それが通説となっている。

Fandrich は、「社会的・文化的目的設定が認められたということは、協同組合が将来的に、公共の利益 (Allgemeinwohl) の助成を義務付けられ得るということの意味しない。今後も、助成目的を組合員の助成にのみ設定してもよい」<sup>165</sup>という。また、Geibel は「協同組合は社会的・文化的利益を、それ自体のためではなく、組合員の利益としてのみ助成してよい。協同組合は、公共の利益または非組合員の利益 (Wohl von Nichtmitgliedern) を助成することを主目的 (Hauptzweck) とすることはできない。組合員資格とは無関係に第三者を (も) 特定の基準により助成するという公共経済的主目的は認められない」<sup>166</sup>という。

これらの記述から分かるように、「社会的または文化的利益」の助成が認められた後も、その助成対象が組合員であることに変わりはなく、第三者利益の助成を主とする公共経済と協同組合は、意識的に区別されている。

この問題は、ドイツにおける協同組合と社会的経済との関係にも関わる。すなわち、社会的経済の構成要素としての協同組合は、社会的協同組合のように、組合員利益のみならず広く社会一般に貢献することが期待されているからである。ドイツ法が「助成内容の社会性」は獲得しても、「助成対象の社会性」にはなお消極的・否定的であることを踏まえれば、2006年改正を、ロマンス系の国々で生じてきた社会的経済を志向したものであると評価できるかは疑わしい<sup>167</sup>。Beuthien は、公共経済および社会的経済とドイツ協同組合の関係について、明快に述べている。「ドイツの協同組合は、国家にいかなる特権も要求せず、経済秩序

---

<sup>164</sup> 山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』(大学書林、1993年) 266頁。

<sup>165</sup> Pöhlmann, Peter / Fandrich, Andreau / Bloehs, Joachim, Genossenschaftsgesetz, 4. Aufl., C.H.Beck, 2012, § 1 Rn.12.

<sup>166</sup> Geibel, Stefan, GenG § 1 Rn.7, in: Henssler, Martin / Strohn, Lutz, Gesellschaftsrecht, 5. Aufl., C.H.Beck, 2021.

<sup>167</sup> Lang / Weidmüller, a.a.O.(Anm.129), Rn.34.



に適合し、常に競争に応じている。ドイツの協同組合は今日なお、党政治的な目的をもたない助成経済的団体である。政治的また国家的目的の濫用ほど、協同組合にとって無縁で有害なものはない。ドイツの協同組合は、その助成目的に基づき、組合員利益的な (mitgliedernützlich) 組織である。それは (特にフランスの社会的経済と異なり) 公共経済的目的を追求しない<sup>168</sup>。この主張からは、ドイツ協同組合が、公共経済的でも社会的経済的でもないという見解のみならず、協同組合が对国家的に自律した非政治的存在であり、経済競争秩序に適合したものであるとする、シュルツェ以来の思想が継承されていることを読み取ることができるのではないか。

## 第二項 協同組合の公益性

公共経済と似て非なる概念として、公益性 (Gemeinnützigkeit) がある。ここで問題となるのは、租税通則法 (Abgabenordnung) の 51 条以下に規定された意味での公益性である。

租税通則法は 51 条以下で、税制優遇を行う団体について規定している。その団体には、公益目的・慈善目的・教会の支援目的があるが、公益目的については 52 条でさらに詳しく規定されている。52 条 1 項は「物質的、精神的または道徳的分野において、非私益的に (selbstlos) 一般の利益 (Allgemeinheit) を助成することを目的として活動する団体は公益目的 (gemeinnützige Zwecke) を有する」と定め、2 項は「第 1 項を満たすとき、以下のものが一般の利益の助成と認められる」として、学問・研究・健康・公衆衛生・青少年・高齢者・芸術・文化財保護・教育・福祉・犯罪予防・スポーツ・民主主義など様々な事項の助成を列挙する。また、55 条は「非私益性 (Selbstlosigkeit)」について、「自己の経済的利益、たとえば営業目的その他の利益獲得目的を追求するものでないこと」と定めている<sup>169</sup>。

ではなぜ、このような租税通則法の意味での公益性が問題となるのか。それは、組合員の社会的・文化的利益へと助成目的が拡大されたことに伴い、協同組合は租税通則法 51 条以下の意味において公益的であると認められるとする議論が展開されるようになったからである<sup>170</sup>。なるほど確かに、租税通則法 52 条 2 項を見ても、学問や芸術や福祉など、まさに「社会的または文化的利益」と言い得る事項が列挙されている。しかしながら、従来は協同組合が公益的であることには疑念がもたれていた。第 1 の理由は、協同組合法 1 条 2 項 2 号の存在である。協同組合法 1 条 2 項 2 号は、組合の公益的活動 (gemeinnützige

---

<sup>168</sup> Beuthien, a.a.O.(Anm.116), Einl. Rn.2.

<sup>169</sup> 佐藤岩夫「アソシエーション法の比較研究—〈国家—社会—個人〉をつなぐ法のすがた：ドイツ」比較法研究 69 号 (2007 年) 69 頁以下参照。

<sup>170</sup> Helios, Marcus / Strieder, Thomas, Reform des Genossenschaftsrechts — Wiederbelebung einer guten Idee, DB 2005, S.2795.

Bestrebungen) に役立つ場合、組合が他の団体に投資することを認めているが、それは唯一または主要な目的であってはならないと規定する。第 2 の理由は、租税通則法 52 条と 55 条の存在である。租税通則法は、公益団体の「非私益性」を要求するが、協同組合の生業・経済助成が、これに反するのではないかと疑われることがあった。

こうした疑念があるにも関わらず、いかにして協同組合の公益性が認識されるようになったのか。まず、1 条 2 項 2 号との関係であるが、1 条 2 項 2 号の条文にある「公益性」と、租税通則法にある「公益性」の意味は異なるとされる。すなわち、1 条 2 項 2 号の「公益性」とは「非組合員利益＝第三者利益」の追求であるのに対し、租税通則法の「公益性」とは、52 条の条文にある通り「非私益的に一般の利益を助成すること」である。1 条 2 項 2 号は、組合員の利益を追求せず、唯一または主要な目的として公益目的を掲げてはいけなると規定しているのであって、組合員利益が追求されており、それが主な目的となっていれば、公益目的を追求することは否定されない。組合員利益と一般の利益が互いに排斥しあうようなことがなければ、言い換えれば、組合員が公共の一部として存在し、組合員利益を追求することが、同時に一般の利益を追求するような場合、協同組合は公益的であり得る。例えば、障害者である組合員を支援する協同組合は、あくまで個々の組合員を対象とするが、まさにそのことを通じて、一般の利益・社会福祉の増進に貢献する<sup>171</sup>。

次に、租税通則法の「非私益性」との関係であるが、協同組合が、事業の結果生じた剰余金をすべて準備金とするようにすれば、利潤の分配はなされず、「非私益性」が満たされる。そうでなかったとしても、協同組合の剰余金は、それが目的なのではなく、組合員助成のための手段として活用されるものである。(協同組合において、資本は目的ではなく手段である。) また、そもそも租税通則法は、公益団体に対し、一切の経済活動を禁止しているわけではなく、64 条以下で収益事業を行うことを認めている。故に、協同組合が経済的活動を営むからと言って、「非私益性」が損なわれるということにはならない<sup>172</sup>。

こうして、公共の一部としての組合員を助成し、利潤追求およびその分配を目的としない協同組合は、「非私益的に」「一般の利益を助成する」こととなり、租税通則法上の意味で、公益的であると認識されるようになった。

## 小括

まず、第一節と第二節の内容をまとめる。2006 年改正により、協同組合の目的に「社会的または文化的利益」の助成が追加された。それは、SCE 法 1 条 3 項を意識して追加されたもので、法解釈論としては「非経済的・精神的利益全般」を意味するものであり、第三章

---

<sup>171</sup> Ebd., S.2795 f. ; Lang / Weidmüller, a.a.O.(Anm.129), Rn.37.

<sup>172</sup> Ebd.

で取り上げた社会的協同組合やその他社会的経済企業が担う利益も含まれるだろう。故に、第三章で提示した「助成内容の社会性」を、ドイツ協同組合法は有するようになったと評価できる。しかしこれは、2006年改正によってはじめてもたらされたことではない。裁判例で確認したように、2006年改正以前から、すでに非経済的・精神的利益を目的とした協同組合は存在した。それらは、非経済的・精神的利益をも「経済」の助成とすることにより認められてきたが、2006年改正は、そうした協同組合の存在を考慮し、非経済的・精神的利益の助成を明文でもって認めたのである。2006年改正以降も「社会的または文化的利益」を「経済」に読み込むという Beuthien の 1 条 1 項解釈は、こうした歴史的経緯を踏まえてのことであろう。「ドイツでは、フランスや他のロマンス系の国々と異なり、社会的経済の伝統はないが、特に住宅協同組合が、過去において、構成員の文化的社会的利益を得ようと努力してきた。」「さらに、学校・スポーツ協同組合の設立、予算削減により脅かされた文化施設を劇場・博物館協同組合により救済しようとする尽力は、協同組合の法形態が経済的目的設定を超えて有用であることを示している。共同の事業経営が、組合員の『社会的または文化的利益』の助成に定められ得ることを、改正草案 1 条 1 項が明言したいまや、立法者もこのことを顧慮している」<sup>173</sup>と指摘されるように、ドイツではフランス系の社会的経済思想は馴染みがなく、第四章で確認したように批判されもしたが、実態として協同組合は「助成内容の社会性」を有することもあり、そのことを、法律上明文をもって認めたことに、2006年改正の意義があったと言えよう。

続いて、第三節では、協同組合と公共経済、および公益性との関係をめぐる議論を概観し、協同組合の「助成対象の社会性」について検討してきた。協同組合が主として公共経済的に活動することが否定されるように、2006年改正以降も、協同組合はあくまで組合員を助成対象としており、非組合員・第三者を含めた公共の利益を追求するものではないとされる。その限りで「助成対象の社会性」は否定される。しかし一方で、協同組合が租税通則法上の意味での公益性をもち得るとする議論から分かるように、協同組合はあくまで組合員を助成対象としつつも、組合員助成を通じて公益を追求し得る存在であることが認識されるようになった。また、「社会的または文化的利益」を助成する協同組合にあっては、特に劇場協同組合や博物館協同組合にあっては、一般公衆の中から顧客を獲得する必要があるので、員外取引が拡大する可能性も指摘されている<sup>174</sup>。こうしたことから、2006年改正 1 条 1 項のもとで、協同組合が組合員のための組織であるという原則は維持されつつも、協同組合は純粋に組合員の利益のみを追求する閉じられた組織ではなく、組合員助成を基礎とした上で社会に対し開かれた存在となりつつあると評価できる。

---

<sup>173</sup> Keßler, Jürgen, Die Genossenschaftsreform im Lichte des Regierungsentwurfs, BB 2006, S.562.

<sup>174</sup> Beuthien, a.a.O.(Anm.116), GenG § 1 Rn.16.

## 第六章 2017 年改正

本章では、2017 年改正について扱う。具体的には、2017 年協同組合法改正の草案について検討することを通じ、改正理由を明らかにし、市民活動と協同組合の関係について考察する。

2017 年にドイツは、「協同組合における官僚制的形式主義廃止と透明性向上のための 2017 年 7 月 17 日法律」<sup>175</sup> により、協同組合法等を改正した。実現はしなかったが、審議過程においては、民法典第 22 条の経済社団に関する規定の改正をも意図されていた。協同組合にせよ、民法典上の経済社団にせよ、株式会社等と比べた時、法学において、ほとんど注目されることのない団体類型である。しかし、この改正は、今日的文脈の中で行われた。その文脈とは、市民活動の活性化である。序章でも述べたが、改正法律は、法案段階では「市民活動による企業家的イニシアティブの緩和と協同組合における官僚制的形式主義廃止のための法案」<sup>176</sup> という名称であり、市民活動の語をその内に有していた。市民活動とは「自発的で、物質的な利益の獲得を直接的にはめざすものではなく、公共の福利を志向し、公共空間においておこなわれる共同作業」であるから、そのような市民活動と協同組合が関係するものと立法者により意識されているのだとしたら、それは協同組合の社会性、とりわけ「助成対象の社会性」を立法者が認知しているのではないかとの仮説を立てることができる。そこで、本稿は、2017 年協同組合法等改正に関する法案を、立法者意思に着目して検討することを通じ、市民活動の活性化という文脈において協同組合が注目された理由を説明し、もってドイツ協同組合法の「助成対象の社会性」について考察を深めるものである。なお、審議過程においては、協同組合法の改正とともに、民法典第 22 条の経済社団に関する規定の改正をも意図されているため、それについても併せて検討することとする。

手順は以下の通りである。第一節では、改正について検討する前に、改正法案が対象としたドイツの団体法制を確認しておく。第二節では、改正法案の内容を理解しやすくするために、改正の結果の概要を確認する。第三節では、数多ある改正に関する法案の中から、分析対象を限定する。第四節と第五節では、分析対象となった法案の分析を行う。

---

<sup>175</sup> Gesetz zum Bürokratieabbau und zur Förderung der Transparenz bei Genossenschaften vom 17. Juli 2017, BGBl. I, 2434.

<sup>176</sup> 本章第三節参照。

## 第一節 団体法の概要

まず、改正について検討する前に、改正法案が対象とした団体法制を確認しておこう。立法者意思に着目し、協同組合と民法典上の経済団体の改正が意図された理由を解明するという本章の目的に照らし、ここでは、特に協同組合と民法典上の経済団体の、団体法体系における位置付けと特徴を把握することに主眼を置く。

民法典第 21 条以下に、団体の規定がある。冒頭の 2 つの条文を以下に掲げよう。

### 民法典第 21 条 非経済団体

経済的事業を目的としない団体は、所轄区裁判所の団体登記簿への登記により権利能力を取得する。

### 民法典第 22 条 経済団体

経済的事業を目的とする団体は、特別の連邦法の規定がない場合は、国家的付与により権利能力を取得する。付与は、団体が住所を有する州の権限に属する。

このように、ドイツの私法上の団体は、民法典第 21 条の定める非経済団体と、民法典第 22 条の定める経済団体に大別することができる。両者の違いは、「経済的事業を目的と」するかしないかである。また、権利能力の取得方法も異なる。「経済的事業を目的としない」非経済団体については、「所轄区裁判所の団体登記簿への登記により権利能力を取得する」というように、準則主義が採用されている。対して、「経済的事業を目的とする」経済団体は、まず「特別の連邦法の規定」に従うことになる。「特別の連邦法」とは、株式会社のための株式法や、有限会社のための有限会社法、そして協同組合のための協同組合法などである。これら特別法により、大抵の経済団体はカバーされているため、民法典第 22 条が出る幕はほとんどない。しかもそれら特別法では準則主義が採用されているため、多くの経済団体では、実質的に準則主義が妥当している。いずれの特別法の適用も適切でない場合に、補完的に登場するのが、民法典第 22 条に基づく経済団体である。ここでは、「国家的付与により権利能力を取得する」というように、準則主義ではなく認許主義が採用されている。これは経済的事業を営む場合は、債権者保護等を考慮する必要があるが、特別法のない経済団体には、そのための規定が欠けているからである。もっとも、経済団体になければ、全く経済的事業を営んではならないということではない。非経済団体であっても、経済的事業が非経済的な主目的に従属し、これを達成するための手段となっている場合、副次的に経済的事業を営むことができる。これを副次目的の特権 *Nebenzweckprivileg* という<sup>177</sup>。

---

<sup>177</sup> 以上については、河内宏「非営利法人の収益事業について—ドイツ民法を参考に」河

今後の論述に関わることで付言しておく、協同組合は、協同組合法第 54 条により、監査団体に所属することが義務付けられている。

以下の改正論議にあたって主に言及されるのは、ここで取り上げた非経済社団（準則主義）・経済社団（認許主義）・協同組合（準則主義）・株式会社や有限会社といった資本公司（準則主義）の 4 種類である。

## 第二節 改正の概要

話を分かりやすくするため、改正過程とそこでの論議に入る前に、改正の結果を確認してしまおう。改正法律である「協同組合における官僚制的形式主義廃止と透明性向上のための 2017 年 7 月 17 日法律」は、全 6 条からなる。各条文のタイトルを掲げると以下の通りである。

- 第 1 条 協同組合法の改正
- 第 2 条 商業登記簿手数料命令の改正
- 第 3 条 商法典の改正
- 第 4 条 商法施行法の改正
- 第 5 条 組織変更法の改正
- 第 6 条 施行

この内、第 1 条が大部分を占めており、改正法律のタイトルからも明らかな通り、協同組合法の改正が、本改正の主眼である。協同組合法の改正は、33 項目にも及んでいる。主な改正事項の内、特に本稿の理解の助けとなるものに限って、簡単に紹介しよう。後述の議論と平仄を合わせるため、①監査制度緩和を中心とした小規模協同組合のための改正、②官僚制的形式主義廃止をはじめとした時代の流れに適応するための改正、③協同組合の透明性向上のための改正、の 3 つに分けて説明する<sup>178</sup>。

---

内宏ほか編『市民法学の歴史的・思想的展開—原島重義先生傘寿』（信山社、2006 年）324—326 頁；後藤元伸『権利能力なき社団と民法上の組合一法人でない団体に関する日本ドイツ比較法研究』（関西大学出版部、2021 年）6—8 頁；フェルスター、クリスティアン著、川角由和訳「ドイツ法システムにおける経済的社団—株式会社法制度の歴史と現実的諸課題との関連」龍谷法学 33 巻 3 号（2000 年）73—83 頁；ライポルト、ディーター著、円谷峻訳『ドイツ民法総論—設例・設問を通じて学ぶ 第 2 版』（成文堂、2015 年）453—456 頁を参照。

<sup>178</sup> 改正の概要については、関・前掲註 20) 15—18 頁；Beuthien, a.a.O.(Anm.116), Einl.

①監査制度緩和を中心とした小規模協同組合のための改正。監査制度緩和には2つある。一つは、年度決算監査軽減の対象となる事業規模の引き上げである。協同組合法第53条第1項は、貸借対照表上の合計額が200万ユーロを超える協同組合は毎事業年度、そうでない協同組合は隔年で監査を受けることを定めている。第53条第2項は、その内、貸借対照表上の合計額が100万ユーロ、売上高が200万ユーロを超える組合においては、簿記と状況報告を含む年度決算書を監査すると定めていた。2017年改正はこの基準を、貸借対照表上の合計額を150万ユーロ、売上高を300万ユーロに引き上げた。これにより、それ以下の組合は、簿記と状況報告の監査を免除され、監査費用を節約することができるようになった。もう一つは、簡易監査の導入である。新設された第53a条は、組合員の追出資義務がなく、組合員貸付による資金調達のない極小協同組合においては、隔年監査が簡易監査に限定されると定めている。簡易監査は、第53a条第2項第1文の掲げる書類を検査し、財産状況と経営の規則適合性に疑念があるか否かについて確認するものである。

小規模協同組合に関係するものとしては、理事会制度の改正もある。第27条第1項に追加された第3文は、組合員20名以下の組合においては、理事会が総会の指図に拘束されることを、定款で定めることができるとした。これについて、関は、市民活動型の小規模協同組合において、組合員主導を実現するものであると評価している<sup>179</sup>。

②官僚制的形式主義廃止をはじめとした時代の流れに適応するための改正。分かりやすいのはインターネットの普及への対応である。例えば、第6条第5号の改正により、定款は、組合のインターネットサイトのような公的にアクセス可能な電磁的情報メディアを、組合の公告のための公刊紙とすることができるようになった。また、第15条第1項第2文の改正により、組合加入に際しての加入申請者への定款交付は、インターネットによることが可能となった。さらに、第48条第3項第1文の改正により、年度決算書・状況報告書・監事会報告書は、インターネットで組合員に供されるようになった。

他の法人類型の法的発展への対応としては、第34条第1項に追加された第2文による、いわゆるビジネスジャッジメントルールの導入が挙げられる。

③協同組合の透明性向上のための改正。特に重要なのは、組合員による理事会監視の簡易化である。第58条第1項に追加された第3文は、組合が所属する監査団体の監査報告書には、組合が当該監査期間中、助成目的を追求したか否か、していたとしたらどのような方法によってか、見解が示されなければならないと定めた。先に見た通り、協同組合とは、構成員の生業・経済・社会的文化的利益の助成を目的とする団体である。しかし、理事会がこの助成目的をどれだけ達成しているかは組合員にとって分かりにくい。そこで、監査団体が組合員に代わって、理事会の活動について評価することとなったのである。透明性に関しては他に、第54条に追加された第2文が、組合は、所属する監査団体の名称と所在地を、イ

---

Rn.16g; Vgl. Lang /Weidmüller, a.a.O.(Anm.129), Einf. Rn.2 (27) .

<sup>179</sup> 関・同上16頁。

ンターネットサイトに、またはそれがなければ業務上の手紙に掲載しなくてはならないと定めたことなどが挙げられる。

### 第三節 対象の限定

上記の改正に至る過程で生じた関連資料は多数ある。連邦議会と連邦参議会の主な資料を刊行された順に挙げると、以下の通りである。

・連邦参議会での連邦政府法案「市民活動による企業家的イニシアティブの緩和と協同組合における官僚制的形式主義廃止のための法案」<sup>180</sup>

●連邦議会での連邦政府法案「市民活動による企業家的イニシアティブの緩和と協同組合における官僚制的形式主義廃止のための法案」<sup>181</sup>（以下、政府草案）

・連邦参議会への委員会勧告「市民活動による企業家的イニシアティブの緩和と協同組合における官僚制的形式主義廃止のための法案」<sup>182</sup>

・連邦参議会の態度表明「市民活動による企業家的イニシアティブの緩和と協同組合における官僚制的形式主義廃止のための法案」<sup>183</sup>

・連邦議会への政府からの報告「市民活動による企業家的イニシアティブの緩和と協同組合における官僚制的形式主義廃止のための法案—BT-Drs.18/11506—連邦参議会の態度表明

---

<sup>180</sup> Gesetzentwurf der Bundesregierung: Entwurf eines Gesetzes zur Erleichterung unternehmerischer Initiativen aus bürgerschaftlichem Engagement und zum Bürokratieabbau bei Genossenschaften, BR-Drs.162/17.

<sup>181</sup> Gesetzentwurf der Bundesregierung: Entwurf eines Gesetzes zur Erleichterung unternehmerischer Initiativen aus bürgerschaftlichem Engagement und zum Bürokratieabbau bei Genossenschaften, BT-Drs.18/11506.（以下、Gesetzentwurf）

<sup>182</sup> Empfehlungen der Ausschüsse: Entwurf eines Gesetzes zur Erleichterung unternehmerischer Initiativen aus bürgerschaftlichem Engagement und zum Bürokratieabbau bei Genossenschaften, BR-Drs.162/1/17.

<sup>183</sup> Stellungnahme des Bundesrates: Entwurf eines Gesetzes zur Erleichterung unternehmerischer Initiativen aus bürgerschaftlichem Engagement und zum Bürokratieabbau bei Genossenschaften, BR-Drs.162/17（Beschluss）.



と連邦政府の反論」<sup>184</sup>

●連邦政府法案 (BT-Drs.18/11506, 18/11937, 18/12181 Nr.1.11) に関する、連邦議会での「法と消費者保護委員会」の決定勧告と報告「市民活動による企業家的イニシアティブの緩和と協同組合における官僚制的形式主義廃止のための法案」<sup>185</sup> (以下、委員会勧告)

・連邦議会法律決定「協同組合における官僚制的形式主義廃止と透明性向上のための法律」

<sup>186</sup>

・連邦参議会への委員会勧告「協同組合における官僚制的形式主義廃止と透明性向上のための法律」<sup>187</sup>

・連邦参議会決定「協同組合における官僚制的形式主義廃止と透明性向上のための法律」<sup>188</sup>

これらの内には、相当程度内容が重複しているものや、本稿に関係する内容を含まないものもある。そのため、本稿では分析対象を限定することとする。では、どのように限定するのだが、この改正過程は大きく2つの段階に分けられる。「市民活動による企業家的イニシアティブの緩和と協同組合における官僚制的形式主義廃止のための法案」の名称で議論されていた段階と「協同組合における官僚制的形式主義廃止と透明性向上のための法律」の名称で議論されていた段階である。連邦官報に掲載された最終的な改正法律の名称は「協同組

---

<sup>184</sup> Unterrichtung durch die Bundesregierung: Entwurf eines Gesetzes zur Erleichterung unternehmerischer Initiativen aus bürgerschaftlichem Engagement und zum Bürokratieabbau bei Genossenschaften—Drucksache 18/11506— Stellungnahme des Bundesrates und Gegenäußerung der Bundesregierung, BT- Drs.18/11937.

<sup>185</sup> Beschlussempfehlung und Bericht des Ausschusses für Recht und Verbraucherschutz (6. Ausschuss) zu dem Gesetzentwurf der Bundesregierung— Drucksache 18/11506, 18/11937, 18/12181 Nr.1.11— : Entwurf eines Gesetzes zur Erleichterung unternehmerischer Initiativen aus bürgerschaftlichem Engagement und zum Bürokratieabbau bei Genossenschaften, BT-Drs.18/12998. (以下、Beschlussempfehlung)

<sup>186</sup> Gesetzesbeschluss des Deutschen Bundestages: Gesetz zum Bürokratieabbau und zur Förderung der Transparenz bei Genossenschaften, BR-Drs.529/17.

<sup>187</sup> Empfehlungen der Ausschüsse: Gesetz zum Bürokratieabbau und zur Förderung der Transparenz bei Genossenschaften, BR-Drs.529/ 1 /17.

<sup>188</sup> Beschluss des Bundesrates: Gesetz zum Bürokratieabbau und zur Förderung der Transparenz bei Genossenschaften, BR-Drs.529/17 (Beschluss)

合における官僚制的形式主義廃止と透明性向上のための 2017 年 7 月 17 日法律」であり、これだけ見ると、市民活動と協同組合の関係は伺えないが、法案の段階では名称に「市民活動」が入っていたのである。本章の目的は、市民活動と協同組合の関係を検討することであるので、法案に「市民活動」が入っていた段階の代表としての「政府草案」と、名称変更のきっかけとなった「委員会勧告」の 2 つを分析対象として選択する。(上記リストで●印をつけたもの。)

読解の際は、個々の改正条項ではなく、改正目的等が書かれた総論部分に着目する。個別の改正事項ではなく、立法者意思に着目し、協同組合の改正が意図された理由を解明することが、本章の目的だからである。ただし、個々の改正条項の中で、民法典第 22 条の改正案については取り上げる。これは、当該改正条項が、協同組合に留まらない 経済社団一般に関するものであり、さらに、この改正条項があったことが (後述の通り) 法案の名称とその変更に関係しているからである。

## 第四節 政府草案

### 第一項 全体構成

政府草案は、連邦議会資料に掲載されている<sup>189</sup>。1—3 頁が全体を要約した部分であり、「A. 問題と目的」「B. 解決策」「C. 代替案」等が要約されて記載されている。これは本稿の分析対象である改正に向けた立法者意思を端的に示す部分であるが、後の「理由」でより詳しく記述されているため、そちらを使って検討することとする。7—15 頁が具体的な改正案である。各条文の表題のみ挙げると以下の通りである。(以下、これらを草案第 1 条、草案第 2 条などと呼ぶこととする。)

- 第 1 条 民法典の改正
- 第 2 条 民法施行法の改正
- 第 3 条 協同組合法の改正
- 第 4 条 商業登記簿手数料命令の改正
- 第 5 条 商法典の改正
- 第 6 条 商法施行法の改正
- 第 7 条 組織変更法の改正
- 第 8 条 施行

---

<sup>189</sup> Gesetzentwurf.

本章第二節「改正の概要」で確認したものと比べると、第1条「民法典の改正」と第2条「民法施行法の改正」が、法案段階ではあったことが分かる。

そして16—35頁が「理由」である。その中でも16—23頁が「A. 全体部分」という総論であり、24—35頁が「B. 個別部分」という各改正条文案の解説である。それぞれ、以下「第三項 理由—全体部分」と「第四項 理由—個別部分」で検討する。

## 第二項 草案第1条と草案第2条

草案第1条は、民法典第22条を次のように改正しようとする。(以下、予定された改正後の民法典第22条のことを、草案版民法典第22条と呼ぶ。)

### 草案版民法典第22条 経済社団、命令権限

- (1) 経済的事業を目的とする社団(経済社団)は、国家的付与により権利能力を取得する。  
権利能力は、法律の定めがあるか、または社団にとってその目的を資本会社もしくは協同組合の法形態で追求することが不適切な要求となる場合にのみ、経済社団に付与され得る。付与権限は、社団が住所を有する州に属する。
- (2) 連邦司法消費者保護省は、市民活動を助成するために、連邦参議会の同意の下、法規命令により、わずかな範囲の経済的事業の追求を目的とする経済社団のため、いかなる前提条件の下で、規則的に、他の法形態での目的追及が不適切な要求とみなされ、社団に権利能力が付与されるのか、規制することができる。権利能力付与の前提条件として、構成員と第三者の保護のため、構成員構造、定款、社団の活動への特別な要求が、第1文の法規命令において定められる。特に、決算義務および付与権限のある州への報告義務も根拠づけられる。

本章第一節「団体法の概要」で確認した民法典第22条と大きく異なるのは、まず表題に「命令権限」が追加されたことである。そして「特別の連邦法の規定がない場合は」の文言が削除され、代わりに「権利能力は、法律の定めがあるか、または社団にとってその目的を資本会社もしくは協同組合の法形態で追求することが不適切な要求となる場合にのみ、経済社団に付与され得る」というように、より詳細な規定が追加された。さらに表題の「命令権限」に対応して、第2項が新設されている。そこでは、連邦司法消費者保護省が「市民活動を助成するために」第1項で掲げられた「社団にとってその目的を資本会社もしくは協同組合の法形態で追求することが不適切な要求となる場合」について法規命令により規制できるとしている。さらに「構成員と第三者の保護のため、構成員構造、定款、社団の活動への特別な要求」が権利能力付与の条件として追加されることが予定されている。この改正が何のために意図されたのかは、以下の「理由」で見える。

草案第2条は、以下の民法施行法第82条を削除しようとするものである。

## 民法施行法第 82 条

権利能力が国家的付与に基づく社団の制度についての州法律の規定は、触れられないままとする。

この条文は、経済社団について、州法律が連邦法律に優先し得ることを定めたものだが、その削除が意図されていたのである。

### 第三項 理由—全体部分

それでは、いよいよ改正理由の総論を見ていく。引用に際しては、引用資料内で他資料が引用される際のページ数などは省略する。

まず「I. 規制の目的設定と必要性」が書かれている。冒頭の文章から、順に見ていこう。

「法案により、特に、第 18 期議会任期のための CDU、CSU、SPD 間の連立契約の以下の規準が実行に移されるべきである。『我々は、市民活動による企業家的イニシアティブの設立（例えば、村の店、託児所、高齢者向け住居、エネルギー計画）を緩和しようとする。そのようなイニシアティブにとって、不相応な費用や官僚制的形式主義を避けた、協同組合法または社団法における適切な企業形態が利用できるべきである』」<sup>190</sup>

ここからは、村の購買店・託児所・高齢者向け住居・エネルギー計画のような「市民活動による企業家的イニシアティブ」の設立を促すこと、そのために「不相応な費用や官僚制的形式主義を避けた、協同組合法または社団法における適切な企業形態」を用意することが、政権与党の意図するところであることが分かる。「市民活動による企業家的イニシアティブ」とは、市民活動でありながら企業家的 *unternehmerisch* なイニシアティブ、すなわち、一定の経済事業性を有する市民活動を指していよう。続く文章では、現状認識が語られる。

「市民活動は、広範囲において、社団と組合 *Gesellschaften* で行われる。企業家的活動と結びついた市民活動にとって、非経済社団は法形態として利用できない。経済的目的は、この法形態においては、追求することができない。非経済的目的をもった社団は、制限された範囲でのみ、すなわち、そのような経済的活動が、副次目的特権に収まる限りでのみ、経済的活動を通じて、目的を追求することができる」<sup>191</sup>

---

<sup>190</sup> Gesetzentwurf, S.16.

<sup>191</sup> Ebd.

現状認識として、まず非経済社団について語られる。本章第一節で確認した通り、非経済社団は、副次目的の特権の範囲内でしか経済的事業を営めないため、「企業家的」イニシアティブにとって、適切な法形態ではないとされる。では、経済社団はどうか。次に語られる。

「有限会社、株式会社または協同組合の法形態での目的追及にとっては、このような制約はたしかにない。しかし、これら法形態での目的追及のためのコストは、小さなイニシアティブにとって、しばしば高すぎる。なぜなら、これら法形態は、特に多数の構成員を有し、構成員がしばしば変動する場合、社団の法形態よりも、設立、決算または登記義務の履行のための極めてより高いコストと結びつき得るからである。その他にも、資本金会社法と協同組合法は、社団法と同じ範囲の定款自治を結社に与えない」<sup>192</sup>

このように、非経済社団・協同組合・有限会社・株式会社・権利能力なき経済社団のいずれにも問題があり、小規模な市民活動にとってふさわしい法形態がないことが問題として把握されている。ではこれをどのように解決するのか。以下 2 つの方向が示される。一つは、協同組合法の改正、 もう一つは、民法典上の経済社団の活用である。

「基本的に、協同組合の法形態は、恒常的に成長し、場合によっては頻繁に変動する構成員数を念頭に置いた、市民活動領域での企業設立にとって、まさに理想的な法形態である。なぜなら、構成員は人的に責任を負わず、協同組合法第 1 条第 1 項の定義により、協同組合は構成員数を限定しない団体であり、すなわち、自由な、いつでも可能な新構成員の加入と、もはや興味をなくした組合員の脱退があるからである。加入脱退を、協同組合は、公証人または登記裁判所の関与を必要とせず、自身で簡単に規制できる。有限会社では、これに対して、人々の加入脱退のために、少なからぬ費用とコストが発生する。しかし、まさに村の店は、しばしば多く、そして変動する構成員数（村落共同体の住民）を有する。『一人一票』の協同組合原則は、構成員を、財力ある投資家の支配から保護する」<sup>193</sup>

まず、協同組合による解決案である。ここで協同組合は「市民活動領域での企業設立にとって、まさに理想的な法形態である」とされている。では、協同組合をそのまま利用すればいいかというところではなく、前述したコスト面での問題点が指摘される。

「けれども今、協同組合の法形態は、わずかな利潤しか上げない極めて小さな企業にとって、しばしば魅力的でない。協同組合の設立は、有限会社または社団に比べ、極小企業にとっては、費用がかかりすぎ、高くつきすぎるものとなる。なぜなら、協同組合は協同組合登

---

<sup>192</sup> Ebd.

<sup>193</sup> Ebd.

記簿への登記の前に、協同組合監査団体の構成員になり、設立監査を通過しなければならないからである。さらに、協同組合は、協同組合監査団体への会費を定期的に支払い、定期的な協同組合義務監査のためのコストを払わなくてはならない。これに対して、社団と小規模な有限会社は、原則、監査義務を全く負わない」<sup>194</sup>

すなわち、協同組合は監査のためのコストが高額となり、小規模なイニシアティブにとって魅力的な法形態ではないとされる。これを裏付ける調査結果が、次に提示される。

「連邦政府から委託され、2015年6月29日に公表された研究成果『協同組合の法形態における企業家的活動の可能性と障壁』もまた、かなりの小規模な市民活動イニシアティブにとって、協同組合の設立は、相変わらず費用がかかり高くつきすぎること、それ故、かなりの事例において、それが適切な法形態であろうにも関わらず、協同組合的の法形態がコストの理由から選ばれていないと推測しなくてはならないことを証明する」<sup>195</sup>

以上を受け、次のような解決策が提案される。

「義務監査の軽減は、小規模な市民活動イニシアティブにとって、協同組合の法形態を、より魅力的にするだろう。解決にならないのは、協同組合的義務監査と、協同組合的監査団体における義務構成員制を完全に廃止することであろう。なぜなら、協同組合的監査制度は、数十年来実績を上げており、他の経済的法形態と比較して、かなり低い破産割合を示す協同組合的の法形態の安定性に、決定的に寄与しているからである。設立監査は、不安定な企業設立を阻止することを助ける。経営監査をも含む監査団体による定期的な監査は、構成員と債権者の利益の内にある。義務構成員制と義務監査は、協同組合には最低資本金が要求されず、構成員の無限の人的責任がないことの補償として妥当する。そのことを、連邦憲法裁判所は、協同組合的義務監査の合憲性についての決定の中で示した。それに加えて、協同組合的監査制度はまた、協同組合自身にとっての利点をも提供する。監査団体は、設立の前からすでに、例えば定款作成と最初の総会の準備のような包括的な世話と助言を提供する。経営監査は、しばしば名誉職的に活動する監事会の負担を軽減する。監査団体に投入される職員は、協同組合分野の専門的な知識と経験を有し、監査は協同組合の特殊な事情に合わせて設計されている。それに応じて、上述した研究成果によれば、質問された協同組合は、基本的に、協同組合的監査制度にかなり満足しており、義務構成員制と義務監査の廃止に対しては、圧倒的に反対していた。監査制度に結び付いたコストのために、協同組合の法形態が最初に全く選ばれなければ、この利点は、もちろん効力を発揮しない。本来的に、協同組合が最も適切

---

<sup>194</sup> Ebd.

<sup>195</sup> Gesetzentwurf, S.17.

な法形態であろうにも関わらず、かなりの場合でただコストの理由から他の法形態が選ばれるなら、それは法政策的に不十分である」<sup>196</sup>

このように、協同組合の監査制度の意義を強調し、その全廃については否定しつつも、監査制度を緩和し、負担を軽減させることで、小規模な市民活動イニシアティブが、協同組合を選択しやすくすることが提案されている。これが一つ目の解決策である。次に、それでもコストを賄いきれない小規模イニシアティブのために、経済団体の活用が提案される。

「個々の極小イニシアティブが、協同組合的の法形態に結び付いたコストを賄えないほどに少ない利益しか上げない場合のために、これに加えて社団法における解決策が見つかるべきである。登記により非経済社団として権利能力を得られず、株式会社、有限会社または協同組合の法形態での権利能力の獲得が、コストの理由から、またはそれぞれの団体が意図した目的追及に適していないため要求できない場合、経済団体を設立し、権利能力の付与を申請する可能性が生じる。民法典第 22 条に従えば、経済団体に権利能力が付与されることができ、それにより、経済団体は法人になる。権利能力ある経済団体の法形態により、市民活動による企業家的イニシアティブのために、すでに、基本的に適した法形態が社団法の中にある。なぜなら経済団体は、すでに現行法により、大きな費用なしに設立できるからである」<sup>197</sup>

経済的事業を主として営むという理由から非経済社団になれず、コストや目的の相違により株式会社、有限会社、協同組合にもなれない場合、民法典第 22 条に基づく経済社団として権利能力を取得する道が残されている。しかし、経済社団についても現行法のままでいいということではなく、その問題点が、次に指摘される。

「もっとも、経済社団としての権利能力付与は、現行法と行政実務により、一様ではない。それは特に、付与のための前提条件があまり分かりやすくなく、極めて不確定的に規制されているということにも原因がある。民法典第 22 条により、その目的が経済的事業に向けられた社団は、特別の連邦法の規定が欠如している場合、国家的付与を通じて権利能力を得る。付与は、社団が住所を有する州の権限に属する。連邦行政裁判所の判例により、この規定は『経済社団には、その目的を資本金会社または協同組合の法形態においては要求し得る仕方で追求できないような場合にのみ、権利能力が付与されてよい』というように理解されるべきである」<sup>198</sup>

---

<sup>196</sup> Ebd.

<sup>197</sup> Gesetzentwurf, S.17-18.

<sup>198</sup> Gesetzentwurf, S.18.

本章第一節で確認した通り、経済社団は、その住所を有する州の国家的付与により権利能力を取得するが、いかなる前提条件の下で付与が認められるか規定が曖昧なため、付与実務が統一的になされていないという問題が指摘されている。このこともまた、次のように調査で裏付けられている。

「上述の研究成果によれば、民法典第 22 条の意味での経済社団は、所轄当局が権利能力の付与に関して統一的に振舞わず、通常極めて慎重であるため、実際には協同組合の代替案になっていない。その際に、経済社団は協同組合と並び、市民活動の領域における、小規模なイニシアティブのための法形態として、まさに宿命づけられているように見える」<sup>199</sup>

以上を受け、18 頁からは「II. 法案の本質的内容」が書かれていく。まず、以下のような宣言がなされる。

「市民活動による企業家的イニシアティブの設立が緩和されるべきであるという連立契約の規準の実行のために、社団法と協同組合法の改正が行われるべきである」<sup>200</sup>

このように、民法典の社団規定と協同組合法の改正が主張される。改正の本質的内容は、上述の 2 つの方向性に、以下で見る 2 つの方向性が加わり、計 4 つの内容で構成される。順に見ていこう。一つ目は、民法典の規定を改正し、経済社団への権利能力付与の前提条件を明確にすることである。

「市民活動助成に向けて、とりわけ、資本金会社または協同組合の法形態での目的追求を要求できない市民活動によるイニシアティブのために、権利能力の付与を緩和する目的で、経済社団への権利能力付与についての民法の規定が、より分かりやすく定められ、具体化されるべきである」<sup>201</sup>

二つ目は、協同組合法を改正し、監査制度を緩和することである。

「それに加え、極めて小規模な協同組合のために、隔年監査に際して、より費用の低いいわゆる簡易監査が導入されるべきである。それにより、たしかに大部分の協同組合は監査制度を極めて肯定的に見ているが、まさに小規模な協同組合は、費用とコストの軽減を支持す

---

<sup>199</sup> Ebd.

<sup>200</sup> Ebd.

<sup>201</sup> Ebd.



るといふ上述の研究成果が顧慮される」<sup>202</sup>

三つ目は、協同組合法改正による、協同組合における官僚主義的で形式主義的な規制の廃止である。文書について、紙媒体にこだわらず、インターネットを活用することなどが含まれる。上記2つが、小規模な企業を念頭に置いたものであったのに対し、これは、すべての企業にとって協同組合設立を魅力的にしようとするものである。

「法案においては、それに加え、完全に小規模な企業のためのみならず、一般に協同組合の設立を助成するために、全ての協同組合のための官僚制的形式主義廃止の広範な規則が予定されている。それにより、第一に変化した大枠条件（例えば、協同組合と構成員がより多くインターネットを利用する）が顧慮されるべきであり、次に、協同組合法は資本金会社法と社団法の新しい法的発展に適合させられ、個々の実務上の必要に対応させられるべきである」<sup>203</sup>

四つ目は、協同組合法改正による、協同組合の透明性向上である。所属する監査団体のウェブサイトへの提示を義務付けることなどが含まれる。これもまた、すべての企業を念頭に置いて、協同組合の魅力を高めようとするものである。

「最後に、以下の規定により、協同組合の透明性が強化されるべきである」<sup>204</sup>

以上をまとめると、①市民活動のために経済社会への権利能力付与の前提条件を明確にする民法典改正、②監査緩和のための協同組合法改正、③官僚制的形式主義廃止のための協同組合法改正、④透明性向上のための協同組合法改正の4つが「法案の本質的内容」であるということになる。

19頁からは「Ⅲ. 代替案」が書かれている。冒頭の文章は、以下の通りである。

「協同組合法あるいは団体法 *Gesellschaftsrecht* の領域で代替案として議論されるのは、すべての小規模な協同組合を義務監査から解放すること、特別な商号をもつ監査から解放された協同組合の下位形態を予定すること、そして最後に、企業家的極小イニシアティブのために、新たな独自の法形態を協同組合法の外につくることである」<sup>205</sup>

---

<sup>202</sup> Ebd.

<sup>203</sup> Ebd.

<sup>204</sup> Gesetzentwurf, S.19.

<sup>205</sup> Ebd.

ここでは、考えられる代替案として「すべての小規模な協同組合を義務監査から解放すること」「特別な商号をもつ監査から解放された協同組合の下位形態を予定すること」「企業家的極小イニシアティブのために、新たな独自の法形態を協同組合法の外につくること」の3つが挙げられている。以下、これらの可能性を否定することで、草案の説得力が強化されていく。まず、「すべての小規模な協同組合を義務監査から解放すること」は、以下のような理由で否定される。

「すべての小規模な協同組合の義務監査からの解放は、広範にすぎ、そうなった場合、協同組合が義務監査の下にあるのか否か、法取引において見えないだろうから、債権者保護を顧慮すれば問題であろう。その上、上述の研究の範囲で質問された協同組合は、圧倒的に、協同組合的監査制度に極めて満足の態度を示しており、義務監査の廃止には反対した」<sup>206</sup>

次に、「特別な商号をもつ監査から解放された協同組合の下位形態を予定すること」については、以下のように述べられる。

「第17期議会任期に（当時の）連邦司法省報告者草案で提案されたような、特別な商号をもつ監査から解放された協同組合の下位形態の導入は、それに対して一部で披露された批判を顧慮して、広く追求されるべきでない」<sup>207</sup>

「特別な商号をもつ監査から解放された協同組合の下位形態を予定すること」は、以前に同様の提案がなされた際、反対があったことから否定されている。これは2013年の協同組合法改正案のことを指していると思われる。2013年に連邦司法省が「協同組合における協働事業組合の採用及び官僚体制の更なる撤廃のための法律の報告者草案」を公表し、協同組合の下部形式である有限責任協働事業組合を新たに制度化しようとした。この有限責任協働事業組合は、従来の協同組合に課されていた義務的監査団体への強制加入と義務的監査からの解放を目指していたという<sup>208</sup>。つまり、「特別な商号をもつ監査から解放された協同組合の下位形態を予定すること」はすでに2013年に提案され、そして反対されていたということである。

---

<sup>206</sup> Ebd.

<sup>207</sup> Ebd.

<sup>208</sup> 丸山秀平「ドイツ協同組合法改正草案と有限責任事業会社」丸山秀平ほか編『企業法学の論理と体系—永井和之先生古稀記念論文集』（中央経済社、2016年）943—944頁。なお、2013年改正の目的は、本稿が対象としている2017年改正につながるものであり、2013年改正について検討している丸山論文は、2017年改正の理解のためにも参考になる。

三つ目の「企業家的極小イニシアティブのために、新たな独自の法形態を協同組合法の外につくること」も、以下のように否定される。

「現存する法形態は基本的に十分であり、個々の点に限定した改正により、市民活動による企業家的イニシアティブにとってより魅力的にされることが出来るから、新たな独自の団体法的法形態の導入は、必要ない」<sup>209</sup>

以上が、協同組合法に関連して考えられる代替案であったが、次に、社団法に関する代替案が示され、そして否定されていく。まず、非経済社団を経済的目的のために利用することである。

「社団法における代替案として議論されるのは、非経済社団の法形態を経済的目的のために開放することである。これはもちろん、責任制限を伴う経済活動は、定められた債権者保護規則の遵守に対してのみ認められる（例えば、資本規定、決算および公開義務、監査義務）という原則に反するだろうし、その点で、団体法体系への侵害であろう」<sup>210</sup>

このように、非経済社団には、有限責任の下で経済的事業を行う以上必要とされる債権者保護の規則がないために、非経済社団を経済的目的のために開放することは否定される。次に、非経済社団の副次目的特権の活用である。

「例えば、定められた最高額までは経済的活動が副次目的として許されるとする、法律上の規制により制限した上で、経済的目的のために解放することもまた実施可能ではない。副次目的特権の範囲と限界は、ただ個々の事例に関係して、その時々々の社団の目的と大きさを見て定められ得るものであり、すべての社団にとっての副次目的のそのような固定は、多様な社団風景に適することができないだろう」<sup>211</sup>

このように、副次目的特権は個々の社団に即して判断されるべきであり、一律に規制することができないとして、副次目的特権の活用も否定される。三つ目は、租税法上の公益団体の利用である。

「いずれの税制優遇目的も登記社団の法形態において追求され得るとするような法律上の規制もまた、目的適合的ではないだろう。公益性のメルクマールは、それが義務的に固定

---

<sup>209</sup> Gesetzentwurf, S.19.

<sup>210</sup> Ebd.

<sup>211</sup> Ebd.

されているのではなく、税務署がそれぞれの課税手続の範囲で、社団の定款と実際の活動が公益法の要求に対応しているかどうか新たに検査するものであるから、社団の登記条件としてふさわしくない。その他に、公益法は社団に特別に合わせて作られているのではなく、すべての団体、特に資本会社と協同組合に妥当する。公益団体は、租税法の規定により、その公益的目的を相当な範囲において経済的活動を通じて追求することを妨げられない。それらは、公益的分野のそばで、目的関連事業または税制上優遇されない経済的事業をも営むことができる。公益社団は、副次目的特権が可能ならしめる限りでのみ、これが可能である。なぜなら、非経済社団の法形態は、公益目的または他の目的を追求するにせよ、経済的活動にあわせて作られていないからである」<sup>212</sup>

多少分かりにくいのが、要するに租税法上の公益団体を利用することも否定されるということである。ドイツの公益団体とは、租税通則法 *Abgabenordnung* の規定に合致する団体のことであるが<sup>213</sup>、公益認定の有無は、個々の団体に即して判断されるものであり、それは社団のみを念頭において専用につくられた制度ではないとされている。最後は、経済社団の全面的活用である。

「社団には、構成員と債権者の保護のための十分な規則がなく、商業決算の義務もない。この理由から、臨時の法形態として債権者保護規則を備えていない経済社団を正規の法形態にさらに発展させることもまた除外される。経済社団は他の法形態が要求できない場合にのみ問題となるということに、むしろ留まるべきである」<sup>214</sup>

現行法上、経済社団には構成員と債権者の保護のための十分な規則がないため、資本会社や協同組合といった他の法形態が利用できない場合にのみ権利能力付与が認められるという現行の運用は維持されるべきであり、保護規則のないまま、権利能力付与を全面的に認めることは否定されている。

以上のように、協同組合法および社団法に関連して考えられる代替案は、すべて否定され、草案の説得力が強化されている。大まかにまとめると、小規模協同組合の監査制度の全面廃止、新しい法形態の創出、非経済社団や公益団体の活用、構成員および債権者の保護のない経済社団の全面解禁が否定されている。裏を返せば、非経済社団や公益団体、そして新しい法形態ではなく、あくまで協同組合と経済社団の活用を前提とすること、協同組合の監査制度自体は維持したままそれを緩和すること、経済社団のあくまで例外的な権利能力付与自体は維持したまま、その前提条件を明らかにすることが目指されるべきだということにな

---

<sup>212</sup> Gesetzentwurf, S.19-20.

<sup>213</sup> 本稿第五章第三節第二項参照。

<sup>214</sup> Gesetzentwurf, S.20.

る。そこで特に繰り返し理由として述べられているのは、協同組合の監査制度の有効性や、経済的事業を営む上での構成員や債権者の保護の必要性である。

#### 第四項 理由一個別部分

24 頁からは理由の「個別部分」の記述がはじまり、草案第 1 条から第 8 条までが、それぞれ解説される。先に断ったように、ここでは、民法典と民法施行法の改正に関わる、草案第 1 条と草案第 2 条の理由のみ検討する。

まず、草案第 1 条については、次のように述べられている。

「第 1 条により、草案版民法典第 22 条は新たに、経済社団への権利能力付与の前提条件をより分かりやすく規定し、法規命令による付与の条件のさらなる具体化のための前提を創出するために、規定されるべきである」<sup>215</sup>

草案版民法典第 22 条の条文は先に見た通りだが、これは、経済社団への権利能力付与の前提条件をより分かりやすく規定することが目的であるとされている。では、どのように明確にするのか。以下に、述べられる。

「草案版第 1 項第 1 文で、経済社団に権利能力が付与され得ることが規制されるべきである。このことが、例えば林業団体にとっての連邦森林法の規定のように、特別の規定により定められている場合、付与の前提条件は、特別法の規定からも生じる。その他に、その目的を資本会社または協同組合の法形態で追求することを、当該社団に要求できない場合、経済社団に権利能力が付与され得る。これは、内容的に、判例による解釈における従来の民法典第 22 条に対応する。草案版第 1 項第 2 文は、権利能力付与についての決定権限を、社団が住所を有する州に配分している。このことは従来の民法典第 22 条第 2 文に対応する」<sup>216</sup>

ここまでは、現行法およびその運用と相違ない。新たに創設された民法典第 22 条第 2 項の解説は、以下の部分からである。

「第 2 項では、市民活動助成のため、例えば村の店の経営のための社団のような、その目的がわずかな範囲での経済的事業に向けられた社団のために、権利能力付与の前提条件をより詳しく定め、前提条件が満たされた場合に権利能力付与への権利を基礎づけることを可能にする、連邦司法消費者保護省のための命令権限が創出されるべきである。命令により

---

<sup>215</sup> Gesetzentwurf, S.24.

<sup>216</sup> Ebd.

規制されるべきなのは、市民活動によるそのような社団において、いかなる前提条件のもとで、資本会社または協同組合の法形態による目的追求を要求できないのかである。この前提条件が満たされる場合、この経済社団にとって、権利能力付与への権利が規則的に基礎づけられるべきである」<sup>217</sup>

要するに、小規模な市民活動イニシアティブを助成するために、連邦司法消費者保護省に命令権限が与えられるべきだという。その権限は、経済社団への権利能力付与の前提条件をより詳しく定め、その前提条件が満たされたときに経済社団が権利能力付与を請求する権利を基礎づけるものである。繰り返しになるが、経済社団は、資本会社や協同組合といった他の法形態を選択できない場合にのみ選択され得るものである。その他の法形態を選択できない場合について、命令により詳しく規定し、権利能力付与の基準を明確にしようとしている。さらに、これが法律ではなく命令によるべき理由について、次のように述べられる。

「この法規命令による権利能力付与への要求のより詳細な規制は、社団とその構成員のためのより多くの法的保護を創出し、付与実務をより強く統一するために、目的適合的である。詳細な規則を定め、迅速かつ柔軟に新たな発展に対応することができるように、これは命令により行われるべきである。命令権限においては、構成員と第三者の保護のために、権利能力付与が社団の構成員構造、定款、活動への特殊な要求に依存してなされ得ることと、とりわけ命令により決算義務と付与当局に対する報告義務も基礎づけられ得るということも、また予定される」<sup>218</sup>

このように、命令は、当該社団が構成員と第三者の保護の要求を十分に満たしているかを、付与の基準とすることができるとしている。これは、先に見たように、経済社団には構成員や債権者の保護のための規則が十分でないことへの対応である。そして、日々変化する社会にあって詳細な規則を定めるためには、それは法律ではなく命令の仕事であるとされる。

次に、草案第2条について説明される。

「第2条により、州法を通じて、社団に妥当する民法典の規定に相違することも可能な、経済社団の制度のための規制を定める権限を州に与える民法施行法第82条は削除される。草案版民法典第22条の新規制と、草案版民法典第22条第2項に基づき公布され得る法規命令により、市民活動による社団における権利能力付与の前提条件は具体化され、統一的な付与実務が目指されるべきである。草案版民法典第22条第2項第2文により、権利能力付与への権利は、社団の制度が特定の要求を満たすことにもまた結びつけられ得る。民法施行

---

<sup>217</sup> Ebd.

<sup>218</sup> Ebd.

法第 82 条に基づけば、州はそこから逸脱した規則を定めることができるだろう。このことは、権利能力付与の前提条件をより強く統一する命令の目的に反するだろう」<sup>219</sup>

草案版民法典第 22 条では、経済社団への権利能力付与の実務を連邦全体で統一することが目指されているため、州にそれとは異なる規制を認める民法施行法第 82 条は削除されなくてはならないということである。

## 第五節 委員会勧告

### 第一項 全体構成

委員会勧告もまた、連邦議会資料に掲載されている<sup>220</sup>。これは、「法と消費者保護委員会」が、上で検討した政府草案とその後の資料に変更を加えたものである。この委員会勧告は、連立会派の多数の賛成と反対派の棄権により連邦議会で採択された。委員会による変更で重要な点は、法案の名称変更と、草案第 1 条および第 2 条の削除である<sup>221</sup>。

1—2 頁には「A. 問題」「B. 解決策」「C. 代替案」「D. コスト」「決定勧告」が書かれている。3—17 頁には草案からの具体的な変更点が新旧対照表の形でまとめられた「一覧表」が掲載されている。そして 18—20 頁が委員による「報告」である。

### 第二項 問題から決定勧告まで

「A. 問題」では、これまで論じられてきた改正目的が要約されて述べられている。これまでのまとめも兼ねて訳出すると、以下の通りである。

「連邦政府の見解では、(例えば、村の店、託児所、高齢者向け住居、エネルギー計画のような) 資本が僅かで、構成員が頻繁に変動する、市民活動分野の小規模企業のために、多くの場合適切な法形態がない。このことは、本法案をもって解消されるべきである」<sup>222</sup>

---

<sup>219</sup> Ebd.

<sup>220</sup> Beschlussempfehlung.

<sup>221</sup> 立法過程については、Deutscher Bundestag, Bundestag entlastet Genossenschaften von Bürokratie, <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2017/kw12-de-buerokratieabbau-496922> (2023.10.22 閲覧) 参照。

<sup>222</sup> Beschlussempfehlung, S.1.

それを受け「B. 解決策」は以下のように述べる。

「資料 BT-Drs.18/11506 と 18/11937 の法案を修正された文言で採択することである。修正により、全く小規模なイニシアティブが、定められた移行条件を満たした際に、経済社団として活動できるようになるという、当初予定されていた可能性は断念された。他の修正は、だいたいのところ、元の法案をより明確にする性格のものである」<sup>223</sup>

ここで注意したいのが、政府草案で散々議論されていた、経済社団の改正条文が削除されたということである。その理由は、以下の「報告」で見える。

そして「C. 代替案」「D. コスト」はないとされ、「決定勧告」では、委員会が連邦議会に対し、修正版を採択することを勧告している。

### 第三項 一覧表

本稿の対象に関わる政府草案からの修正点は、まず法案名である。これまでは「市民活動による企業家的イニシアティブの緩和と協同組合における官僚制的形式主義廃止のための法案」であったのが、「協同組合における官僚制的形式主義廃止と透明性向上のための法案」に修正されている<sup>224</sup>。

そして、民法典第 22 条を改正しようとしていた草案第 1 条と、民法施行法第 82 条を削除しようとしていた草案第 2 条が、まるまる削除されている<sup>225</sup>。

### 第四項 報告

委員の報告の内、19 頁に記載された「IV. 決定勧告の理由」に着目しよう。ここでは、修正の理由が説明されているからである。

まず、「提案されていた民法典と民法施行法改正の削除について」では、以下のように述べられている。

「委員会は、法案が予定していた経済社団についての規制を削除することを勧告する。委員会は、市民活動による企業家的イニシアティブにとってのパーспекティブは、連邦通常裁判所の 2017 年 5 月 16 日決定により、根本的に変化したと考える。決定により、経済的活動が事業の大きさに関わらず、主目的に帰属または従属するとみなされ得ることで、非経

---

<sup>223</sup> Ebd.

<sup>224</sup> Beschlussempfehlung, S.3.

<sup>225</sup> Beschlussempfehlung, S.3-4.



済団のいわゆる副次目的特権は強化された。これに基づき、委員会は、市民活動による企業家的イニシアティブは、経済的事業が非経済的な主目的に帰属または従属する限りで、民法典第 21 条の意味での団として登記できると考える。その際、税法上の公益性の認定も、たしかに登記可能性にとって重要な証拠を示す。しかし、委員会の見解では、村の店のように通常公益性が認定されないイニシアティブも、非経済的な主目的を追求し、利益を志向せず、利益配当を志向しない限りで、非経済団として登記できる」<sup>226</sup>

ここからは、連邦通常裁判所の 2017 年 5 月 16 日決定を受けて、草案が修正されたことが分かる。なので、当該決定について、簡単に説明しよう<sup>227</sup>。

この事案では、租税通則法上の公益認定を受けた非経済団の、登記の是非が争われた。当該団は、1995 年 10 月 2 日以来、シャルロテンブルク区裁判所の団登記簿に登記されていた。その定款第 2 条には、本団は、租税通則法のいう公益目的を、専らかつ直接的に追求すること、非私的に活動し、自己の経済目的を第一には追求しないことが謳われていた。本団は、16 から 32 名の子供がいる託児所を 9 つ経営していたが、その公益目的に照らし、税務署の決定により、法人税と営業税を免除されていた。ところが、9 つもの託児所を経営し、十分に経済的に活動しているとして、2015 年 3 月 19 日の処分により、区裁判所が登記抹消手続を開始した。団側はこれに抵抗したが、区裁判所、ベルリン上級地方裁判所で主張が認められなかったため、連邦通常裁判所にこれを持ち込んだ。

これに対し、連邦通常裁判所は、団が租税通則法上の公益認定を受けていることは、その団が、経済的事業を目的としておらず、それ故団登記簿に登記可能であることを示す間接的な証拠になるとの判断を下した。本稿の文脈で必要なのは、当該団が 9 つもの託児所を経営していたことが、どう評価されたかである。連邦通常裁判所は、団が託児所を有償で経営していたことは、企業家的行為であるとする。しかし、その経済的活動は、非経済的な主目的に帰属・従属しており、主目的の充足の補助手段となっているので、副次目的特権の範疇に収まり、当該団は経済団にはならないとする。これに対しては、9 つもの託児所を経営しているのは、副次目的特権の範疇を逸脱しているのではないかとの反論が予想されるが、連邦通常裁判所は、経済的事業の規模と範囲は、それが副次目的特権の範疇に収まるか否かにとって説得力のないことであるとする。団が、その非経済的目的の実現に必要な限度で、その手段を獲得してよいのならば、非経済的目的を、経済的活動によって直接的に充足することもまた禁じられないという。

本決定の重要性は、非経済団の副次目的特権は、経済的事業の規模によらず、それが非経済的主目的に帰属・従属しているか否かで判断されるという基準を示したことにある。この決定により、市民活動による企業家的イニシアティブにとってのパーспекティブは

---

<sup>226</sup> Beschlussempfehlung, S.19.

<sup>227</sup> BGH, Beschluss vom 16. Mai 2017 — II ZB 7 /16 —, BGHZ 215, 69—81.

根本的に変化した、と委員会勧告はいう。決定前の連邦政府は、非経済社団は、限られた範囲でのみ経済的事業を行ってよいという、従来の通説的見解に依拠していた。この前提が、決定により変化したということである<sup>228</sup>。民法典第 22 条を改正し、経済社団を活用しようとしていたのは、民法典第 21 条の非経済社団が、限られた副次的目的特権の範囲でしか経済的事業を営めず、企業家的イニシアティブにとっては不都合な法形態であるためであった。しかし今や、副次的目的特権は、経済的事業の範囲によっては制限されなくなった。故に、企業家的イニシアティブは、非経済的主目的を掲げ、その達成手段として経済的事業を営む限り、非経済社団を利用可能となった。そのため、民法典第 22 条の改正は不要とされたのである。そして民法施行法第 82 条の削除は、民法典第 22 条の改正を受け、その意図を実現するためのものであったから、こちらも削除の必要がなくなったということである。

次に「法案名称について」では、端的に以下のように述べられている。

「第 1 条と第 2 条の削除により、法律名称は対応させられる」<sup>229</sup>

すでに論じたように、本改正は、①市民活動のために経済社団への権利能力付与の前提条件を明確にする民法典改正、②監査緩和のための協同組合法改正、③官僚制的形式主義廃止のための協同組合法改正、④透明性向上のための協同組合法改正の 4 つが「法案の本質的内容」であった。特に①があったことが、法案名に「市民活動による企業家的イニシアティブの緩和」が含まれていた理由であったろう。しかし、①がなくなったことで、②③④が残り、②は③の一部とも捉えられることから、最終的に③と④が法案の本質的内容となり、それに対応し、法律名が「協同組合における官僚制的形式主義廃止と透明性向上のための法律」とされたということであろう。

## 小括

本章の内容をまとめよう。改めてドイツの団体法制を確認すると、ドイツの私法上の社団は民法典第 21 条の非経済社団と第 22 条の経済社団に分かれる。非経済社団では準則主義が採用され、登記により権利能力が得られる。経済社団は、連邦法の特別の規定がある場合はそちらに従うことになる。代表的なのは協同組合と資本会社で、これらでは準則主義が採用されている。連邦法の特別の規定がない場合は、国家的付与により権利能力を得る。これが民法典上の経済社団である。

---

<sup>228</sup> Münchener Kommentar zum BGB Bd.1, 9. Aufl., C.H. Beck, 2021, § § 21, 22 Rn. 27  
〔Leuschner, Lars〕

<sup>229</sup> Beschlussempfehlung, S.19.

このように、非経済社団・民法典上の経済社団・協同組合・資本会社があるわけだが、村の店や託児所を経営するような、市民活動による小規模な企業家的イニシアティブにとっ  
てはいずれも不都合である。非経済社団は、経済的事業を副次的にしか行えない。資本会社  
は、コストや目的の相違から、小規模な市民活動イニシアティブには不適格な場合がある。  
残るは経済社団と協同組合であるが、経済社団は権利能力付与の基準が曖昧で、構成員や債  
権者の保護規定が欠けている。協同組合は監査制度のコストが高い。そこで、政府草案は、  
民法典第 22 条を改正し、経済社団への権利能力付与の基準を明確にし、構成員や債権者の  
保護を拡充しようとした。また、協同組合法を改正し、とりわけ小規模協同組合のために監  
査制度を緩和しようとした。

ところがその後、連邦通常裁判所により、非経済社団は、非経済的な主目的に帰属または  
従属する形でなら、いかなる規模の経済的事業をも営むことができるということが認めら  
れた。これにより、市民活動による「企業家的」イニシアティブは、その「企業家的」な事  
業が、非経済的な主目的に帰属または従属しているならば、その規模に関わらず、非経済社  
団として登記可能だと考えられるようになった。そのため、委員会勧告においては、経済社  
団を活用するために、経済社団に対する権利能力付与の前提条件を明確化し、構成員や債権  
者の保護を充実させることは、もはや不要とされ、民法典第 22 条の改正およびそれと関連  
した民法施行法第 82 条の削除は見送られた。その結果、成立した改正法律は、監査制度緩  
和を含む協同組合の官僚制的形式主義廃止と透明性向上を主たる目的とするものとなった。

この結果を、本章の問いに照らして整理しよう。本章は、市民活動の活性化という文脈に  
おいて、協同組合法の改正が意図された理由を解明し、もってドイツ協同組合法の「助成対  
象の社会性」について考察を深めることを目的とした。

まず、市民活動の活性化という文脈において、協同組合に関する規定の改正が意図された  
理由である。直接的な理由は上記の通りだが、本改正が、単なる市民活動イニシアティブで  
はなく、市民活動による「企業家的」イニシアティブの緩和を目指していたことが肝要であ  
ろう。例として挙げられていた村の店、託児所、高齢者向け住居、エネルギー計画は、いず  
れも経済的事業を主たる任務とするものである。それ故、非経済社団を選択することができ  
ない。また、小規模な市民活動イニシアティブには、コストや目的面から有限会社や株式会  
社といった資本会社は不向きである。故に、民法典上の経済社団か協同組合が選択肢となり、  
それらを利用しやすくするための改正が意図されたのであった。(最終的には、非経済社団  
を利用できる方向になったのだが。)

このことから、今日の市民活動に必要とされる団体の特徴も導き出される。すなわち、小  
規模であっても設立しやすい「経済」組織である。本改正の過程において、協同組合を含む  
経済社団が市民活動組織として捉えられていることは明らかである。2000 年代以降、ドイ  
ツでは市民活動や市民社会について盛んに議論されていると序章で述べたが、その延長線  
上に 2017 年改正も位置付けられていると言ってよかろう。たしかに、最終的な改正法律名  
からは「市民活動」の文言が消えたということはある。しかしこれは、その直前の連邦通常

裁判所決定という偶然の出来事に左右されたものであり、市民活動助成のために改正が意図されていたという事実を否定するものではない。要するに、今日の市民活動には、非経済的な組織のみならず、協同組合のような経済的な組織もまた求められているということになる。これは、市民活動に注目が集まった背景を考えれば当然のことかもしれない。序章で述べたように、今日の市民活動は、直接的には、社会国家福祉体制が立ち行かなくなったのを受けて登場したものである。従来国家が担っていた公共サービスを市民が担うとすれば、当然一定の経済活動が必要になる。だからこそ、改正法案では、協同組合をはじめとした経済団体が市民活動の担い手として、何の疑問もなく想定されていたものと思われる。

そして、協同組合が市民活動という公共的性格を有する活動の担い手として想定されているということは、協同組合の有する「助成対象の社会性」が、立法者によって、事実上認知されているとみなすこともできる。2017年改正によって、1条1項の「協同組合の本質」規定が改正されたわけではない。それ故、協同組合が「組合員の」利益を助成する団体であることに変わりはない。しかし、協同組合が市民活動に寄与するものと認められているということは、協同組合は直接的には「組合員の」利益を助成することを通じ、間接的に「公共の」利益を志向する団体だと認められているということではないか。

## 第七章 協同組合と地域社会

協同組合法に基づく協同組合とは、私法上の団体であり、繰り返し述べてきたように、組合員の自助組織である。しかしながら、近年では、地域社会において従来行政機関が担ってきた事柄を、協同組合が担うことに期待する議論が見受けられる。協同組合が行政的役割を果たすのだとすれば、協同組合が公的な性格をもつということであり、協同組合の社会性について考える上でも参考となるはずである。以下、協同組合の行政的役割、地域社会との関係に注目した議論を紹介する。

世界の協同組合動向とドイツのそれを比較してきた本稿の関心に照らして興味深いのは、Markmann の議論である<sup>230</sup>。Markmann は、今日のドイツにおいて、地域インフラを維持するための将来モデルとして、協同組合が期待されていることを紹介し、実際に協同組合は、エネルギーのような経済的分野、クリニックや幼稚園などの社会的分野、フェスティバルホールなどの文化的分野で活躍していることを紹介する。さらに今日では、地方自治体が断念した事業を、協同組合が引き継ぐといった事態が想定される。そうした際に、自治体が市民たちの協同組合に参加することがあるが、そうすることにより、自治体単独で事業を行うよりも、自治体の財政負担を軽減することができるという。このような「公私協働」と言えるような協同組合的実践のための新しい組織モデルとして、Markmann は“public citizen partnership”や“multi stakeholder partnership”を提唱する。前者は、地域の課題解決のため、1つまたは複数の自治体と市民が結合するものである。後者のマルチステークホルダーパートナーシップは、地域の生活条件の改善のために結合した、1つまたは複数の自治体、市民、公法上または私法上の法人など、全くもって多様なアクターを包摂する協力関係である。本稿ではこれまで、ドイツ協同組合が对国家の自律性や非政治性を重んじてきたということ強調してきただけに、このようなパートナーシップを結び、協同組合を地域社会の担い手として位置付ける議論が存在することは興味深い。また、「マルチステークホルダー」という概念は、第三章で確認した、イタリアやフランスの社会的協同組合を彷彿とさせる。こうした議論が展開されることを見ても、ドイツの協同組合観が徐々に変容し、他のヨーロッパ諸国のそれに接近しつつあることを、確認できるのではないかと。

協同組合による地域インフラの創設・維持に関心を寄せる議論としては、Kluth のものもある<sup>231</sup>。彼は、インフラストラクチャー協同組合 (Infrastrukturgenossenschaft) の活動分野

---

<sup>230</sup> Markmann, Friedrich, Hybrid Genossenschaft: Lokale Leistungserbringung im kommunalen Interesse auf einem dritten Weg zwischen Staat und Privat, DÖV 2018, S.864 ff.

<sup>231</sup> Kluth, Winfried, Die Infrastrukturgenossenschaft als Aktivierungs- und Gestaltungsinstrument, LKV 2017, S.337 ff.

の例として、学校などの教育分野、劇場やプールなどの文化・余暇分野、高齢者支援などの健康・社会サービス分野、さらにはコミュニケーションインフラのためのブロードバンド協同組合（Breitbandgenossenschaft）などを挙げている。こうしたインフラ協同組合は、市民のみで結成される場合もあるが、自治体が協同組合に参加する場合もある。自治体という持続的アクターの参加により、協同組合の活動が安定し、特に組合員の入れ替わりが多い教育や高齢者協同組合において、それは有利なこととなる。Kluth の議論で注目すべきは、地方自治と協同組合の親和性・類似性に着目している点である。地方自治が一定の地域の生活を包括的に対象とし、協同組合は個々の特定の目的を対象とするという違いはあるものの、法改正により社会的な協同組合（Sozialgenossenschaft）の法的枠組みが整った今日では、協同組合は地域的な生存配慮（Daseinsvorsorge）にまで、ますます関与するようになったという。こうした法改正に関連して、本稿で言うところの「助成対象の社会性」についての指摘もある。彼によれば、社会的な協同組合、あるいはインフラ協同組合においては、多数の非組合員が関係してくるが、法改正以降も、立法者は組合員志向の助成という原則を変更してはいない<sup>232</sup>。この理論と実態の矛盾は、未だ解消されていないという。本稿なりの表現をすれば、員外利用の拡大により「助成対象の社会性」が実態としてもたらされつつも、法理論はそれを正面から把握しておらず、「助成対象の社会性」を依然として認めていないということである。

ドイツでは地域社会に必要な事業を協同組合が担いつつあるということは、日本の法学者によっても知られてきている。ここでは、宮森征司の研究を紹介しよう<sup>233</sup>。宮森によると、ドイツでは、自治体レベルの電力供給事業において公私協働組織が形成されている<sup>234</sup>。近年のドイツでは、再生可能エネルギー分野において、「エネルギー転換 Energiewende」という分散的な電力供給体制を指向する政策的動向の影響を受け、ゲマインデが発電事業において積極的な役割を果たすことが期待されるようになった。ドイツにおいて、脱原発政策の方針が採用され、分散的な電力供給体制を指向する「エネルギー転換」が進められる中、従来あまり見られなかった新たなタイプの公私協働組織が形成され、その数は急増している。この背景には、再生可能エネルギー事業に対して積極的に市民を関与させようとする「市民参加 Bürgerbeteiligung」の動きがある。再生可能エネルギー分野において市民参加の必要性が訴えられるのには、以下のような事情がある。第一に、資金調達必要性である。再生可能エネルギー施設を建設・運営するためには、多額の資金が必要とされる。小規模のゲマインデや市民が単独で再生可能エネルギー事業を実施するハードルは高い。そこで、ゲマインデと市民が再生可能エネルギー事業を実施するための資金調達を、共同で行おうとする

---

<sup>232</sup> 本稿第五章第三節参照。

<sup>233</sup> 宮森征司『自治体事業と公私協働：組織法的観点に基づく公法学的研究』（日本評論社、2023年）。

<sup>234</sup> 同上 168頁以下。

動きが注目を集めている。第二に、受容性の向上である。ドイツにおいても、再生可能エネルギー施設の建設には、市民から反対がなされることがある。そこで、市民を再生可能エネルギー事業に参加させることを通じて、具体的な再生可能エネルギー事業の実施との関係において、市民の受容性を向上させる取り組みに期待が寄せられている。市民参加の議論の動きを受け、近年特に注目を集めているのが、市民自らが組織を設立し、直接的に再生可能エネルギー事業に参加する取り組みである。この場合、市民は事業主体の構成員として積極的に参加することになる。このような形態での市民参加を実現するために、ドイツにおいては、ゲマインデ等が果たす役割に期待が寄せられている。市民が再生可能エネルギー事業に積極的に参加することを可能とする役割は、ゲマインデ等が果たすべきであるとの考え方が浸透しているのである。そのような発想の具体的な帰結の一つが、ゲマインデと市民が共同で再生可能エネルギー事業を実施する公私協働組織を形成するという手法である。そして、ドイツの再生可能エネルギー事業の公私協働の形成において、用いられることの多い組織形式の一つが協同組合である<sup>235</sup>。

ところで、各州のゲマインデ法においては、ゲマインデが事業活動を実施する場合に従わなければならない一般的な規律が定められている。これらの規律は、主に、ゲマインデによる経済活動一般に対して適用される三位一体の制約、責任限定の規律、適切な影響力の確保の規律からなる。①三位一体の制約とは、各州のゲマインデ法において、ゲマインデが経済活動を行う場合、ゲマインデが用いる組織形式とは無関係に適用される一般的な規律であり、「公的目的に資すること」、「ゲマインデの財政からみて出資額が適切であること」「補完性の原則」から構成される。②責任限定の規律とは、各州のゲマインデ法において、ゲマインデ財政を保護する観点から、ゲマインデが設立または出資する私法上の組織形式について、ゲマインデが負うこととなる責任が限定されていることを求める規律である。③適切な影響力の確保とは、各州のゲマインデ法において、ゲマインデが設立または参加する独立した法人格をもつ私法上の組織形式に関して、民主的正統性を確保しようとする観点から、「適切な影響力」を確保することを求める規律である<sup>236</sup>。

協同組合の組織形式が用いられる場合、この③適切な影響力の確保に関して、困難な問題が生じる。協同組合は、民主的な意思決定構造を基本としており、ゲマインデが構成員として参加し、総会において投じる一票の重みは、他の構成員と平等である。そうすると、仮にゲマインデが過半数以上の出資持分を保有している場合であっても、総会において、ゲマインデが十分な影響力を確保することができない。かつ、理事や監査役会は、総会によって選出される。以上のような協同組合の組織構造からみて、協同組合に対して、ゲマインデ法が要求する適切な影響力を確保することは困難であるとする見解もある。解決策候補の一つが、一人一票原則の例外規定としての複数議決権を利用する手法であるが、認められる複数

---

<sup>235</sup> 同上 172-174 頁。

<sup>236</sup> 同上 176-179 頁。

議決権は 3 票までであり、数多くの市民を協同組合に組み入れようとする場合には、ゲマインデが適切な影響力を確保することは困難である。そこで、実務においては、協同組合を二段階で設立するという工夫が凝らされている。まず、市民、銀行、企業が、それぞれの出資持分をもって、一つまたは複数の協同組合を設立する（市民協同組合 Bürger-Genossenschaft）。次に、これらの市民協同組合が、ゲマインデの主導で設立された別の協同組合に参加する（事業協同組合 Betrieb-Genossenschaft）。この事業協同組合においてゲマインデに複数議決権が認められれば、ゲマインデは、ゲマインデ法が要求する適切な影響力を確保することができる<sup>237</sup>。

このように、近年のドイツでは、協同組合が地域社会に必要なインフラの担い手としても認識され、活動しており、市民参加のための組織ともなっているのである。

---

<sup>237</sup> 同上 180-181 頁。



# 終章

## 1. 本稿のまとめ

本稿は、ドイツ協同組合法の変容を解明することを目的とした。具体的には、ドイツ協同組合法の改正動向について、「社会的な」協同組合への接近という視角から分析し、ドイツ協同組合法が「社会的な」協同組合を認知する方向に変化しているのかいないのか、明らかにすることを目的とした。

序章では、分析対象を、2006年に改正された1条1項と2017年の改正理由に限定した。そして、これらの改正を通じ、ドイツ協同組合法がどのように変化しているのかを、「社会的な」協同組合を認知している世界の協同組合動向との比較において明らかにするという分析視角を設定した。

第一章では、先行研究を概観し、2006年改正によりドイツ協同組合の目的として「社会的または文化的利益の助成」が追加されたこと、その改正が、SCE法の成立や、ヨーロッパの「社会的経済」の影響を受けてのものであったこと、協同組合が「社会的または文化的利益」を目的とすることは「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」に合致すること、この改正により、ドイツで「社会的協同組合」が設立されるようになったことを確認した。2017年改正については、これは、小規模な協同組合のための規制緩和を中心とした改正であって、その結果、ドイツでは市民主導の協同組合運動が一層展開するようになったということを確認した。

第二章では、第三章で新しい協同組合のタイプである「社会的な」協同組合について検討するための下準備として、それ以前の、古典的な協同組合理解について検討した。従来の協同組合法は、法律によって多少の差異はあるものの、概して協同組合を「組合員のための相互扶助的な経済団体」と捉えていた。それ故、公益のために活動する非経済的団体であるNPOなどを中心に構成される市民社会の構成要素から、協同組合を除外する議論があった。

第三章では、「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」、社会的経済論、社会的協同組合、SCE法、労働者協同組合法を検討した。「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」では、協同組合が人々の経済的ニーズのみならず、社会的・文化的ニーズをもかなえるものであると定義され、協同組合の地域社会への関与が重要視されていた。社会的経済論では、協同組合が共済やアソシエーションとともにサードセクターを構築するものとされ、社会的協同組合は、組合員間の相互扶助を超えた公益を追求するものであった。SCE法では、組合員の「社会的活動」の助成が、目的として掲げられていた。そして、労働者協同組合法では、組合が地域社会に貢献することを目的とすると規定されていた。こうした動きは、市民社会論にも影響を及ぼしており、協同組合を市民社会の構成要素として捉えていこうとする議論が存在した。これらはいずれも、協同組合の「社会的」機能、「社会性」に

注目したものと言えるが、本稿ではそれを、便宜的に、「助成対象の社会性」と「助成内容の社会性」に区別して考えることとした。すなわち、協同組合が「誰の＝組合員／組合員を超えた社会」「何を＝経済的利益・事業／非経済的利益・事業」助成するのかという基準で、協同組合の社会性を判断することとした。

第四章では、ドイツ協同組合法の歴史と特徴を検討した。ドイツ協同組合は、19世紀の資本主義の発展にともない没落しつつあった中小事業者を救済するために誕生し、それは組合員の自助組織として形成された。協同組合は、組合員を経済的に助成することがその本質であり、それは「助成任務」「自助・自己管理・自己責任」「組合の所有者＝組合員と組合の取引相手の同一性」といったメルクマールとして表現された。つまり、ドイツ協同組合は、組合員を助成対象とし、生業や家政に対する経済的助成を助成内容とするため、「協同組合の社会性」に対しては、原則として否定的であった。そのことは、フランス系の社会的経済への批判や、SCE法への抵抗となって現れた。

第五章では、2006年改正を通じて、ドイツ協同組合法がいかに変容したのか検討した。新たに追加された「社会的または文化的利益」とは、私的生活に関する非経済的・精神的利益全般を意味するものであり、そのような協同組合の例としては、学校・スポーツ・メディア・劇場・博物館美術館協同組合が想定されていた。しかし、非経済的・精神的利益を助成する協同組合は、2006年改正を契機としてはじめて誕生したものではない。改正以前から、九柱劇場や学校を運営する協同組合が存在した。「生業または経済」の助成のみを目的と定めた改正前1条1項のもとで、裁判所は、非経済的・精神的利益の獲得にもまた経済的活動が必要である点に注目し、それを助成する以上は、協同組合という法形態を採用することが可能であるという解釈を示した。すなわち、ドイツ協同組合は改正以前から、経済的利益＝生業や家政のみならず、社会的または文化的利益＝非経済的・精神的利益を助成することが事実としてあり、2006年改正はそうした事実を考慮し、法律上、社会的または文化的利益＝非経済的・精神的利益を助成することを認めたのである。「助成内容の社会性」は2006年改正を通じ、名実ともにもたらされた。ただし、いかなる場合でも協同組合には「共同の事業経営」が必要とされ、あくまで経済団体であるという点で、アソシエーション＝非経済団体とは区別される。「助成内容の社会性」がもたらされたのに対し、2006年改正以前も以後も、協同組合はあくまで組合員を助成対象としている。このことは、組合員以外の第三者をも助成する公共経済を、協同組合の主目的としてはならないとする通説的見解において確認できる。だが、協同組合が租税通則法上の意味で公益的であるとみなすことが可能であるとする見解があるように、協同組合は組合員助成を通じて公共の利益を追求し得る存在であることが意識されるようになった。

第六章では、2017年改正の政府草案と委員会勧告の分析を通じ、改正理由を明らかにした。2017年改正は、市民活動の活性化を目的として行われたものであった。改正前の現状では、市民活動による小規模な企業家的イニシアティブにとって、適切な法形態がなかった。そこで、そのようなイニシアティブが利用しやすいように、とりわけ小規模な協同組合のた

めの法改正がなされた。そこでは、協同組合が市民活動組織として捉えられていた。2017年改正により、1条1項が再び改正されたわけではない。それ故、ドイツの協同組合は引き続き「組合員の」利益を助成するものである。つまり「助成対象の社会性」が、明文でもって認められたわけではない。しかし、市民活動とは、公共的性格をもつ活動である。そのことを踏まえれば、2017年改正を通じ、ドイツの協同組合もまた「助成対象の社会性」を有するということが、立法者によって事実上認められていると評価することができる。

第七章では、協同組合と地域社会の関係に関する議論を取り上げた。そこでは、協同組合と地域行政の関係も注目されており、地域インフラや文化施設の維持を担う協同組合は、その事業を一般公衆に公開することもあるので、員外取引が拡大し、「同一性の原則」からの逸脱が広がる可能性がある。ドイツ協同組合は、原則として組合員を助成対象とし続けるものの、今後ますます「助成対象の社会性」を帯びていくことが予想される。

以上をまとめると、ドイツ協同組合法は、2006年改正により、それ以前から存在した「助成内容の社会性」を明文でもって認め、2017年改正により、「助成対象の社会性」を明文でもって認めたわけではないが、事実上認めていると評価できよう。これを踏まえれば、ドイツ協同組合法は、自国の伝統にこだわり、時に他国の協同組合思想に反発しつつも、「社会的な」協同組合を認知する世界的動向に一致する方向で変容していると言えよう。ドイツ協同組合法は「社会的な」協同組合に抵抗しつつ接近し、自国の伝統を持続させながら変容しているのである。

## 2. 示唆

以上が、本稿が立てた問いに対する答えである。ここで本稿を締めてもよいのだが、ドイツの経験から、日本での今後の研究に向けた若干の示唆を引き出してみよう。

第一に、ドイツの経験から学べることは、協同組合法について研究する意義、とりわけ、市民社会構築のために協同組合法について研究する意義である。ドイツでは、法改正により、市民社会・地域社会に根差した小規模な協同組合が増加し、またそのような協同組合の存在が、法改正を後押ししていた。特に、2017年改正では、協同組合が市民活動組織として意識されていた。ドイツで必要とされた市民活動のための小規模であっても設立しやすい経済組織を、日本法は用意しているのだろうか。まず、考慮しなくてはならないドイツと日本の団体制法の違いは、体系性の有無である。ドイツの社団は非経済社団と経済社団に分けられ、経済社団の中に協同組合法等の特別法があるというように、隙間がない。それ故あらゆる団体の受け皿となり、2017年改正のように小規模イニシアティブの受け皿とならないことが発覚した場合は、民法典上の経済社団と協同組合（最終的には協同組合のみ）の射程を広げることで、受け皿を確保することができる。対して日本の団体制法には体系性が欠け

ている<sup>238</sup>。最大の原因は、明治民法が法人を営利法人と公益法人に分けたことである。非経済／経済であれば隙間はないが、営利／公益では、非営利非公益の団体がそこからこぼれ落ちてしまう。NPO法が定める特定非営利活動法人は、非営利ではあるが、あくまで公益法人として位置付けられていた。その後は、中間法人法を経て（後に廃止）、法人制度改革により、非営利非公益の一般社団法人ができたことで、一応の落ち着きを見せている。しかしなお十分に顧慮されていない団体類型があるのではないか。それは、ドイツで市民活動による企業家的イニシアティブと呼ばれていたような団体、市民生活のニーズ充足が目的であり営利を目的とはしないが、利益分配が可能な、小規模であっても設立しやすい経済組織である。福祉体制の行き詰まりはドイツのみならず日本でも共通の現象であるから、ドイツで求められるような市民活動による企業家的イニシアティブは、日本でも必要とされるはずである。

ではこれにどう対処するか。例えば、ドイツと同様に協同組合が候補として考えられるが、日本の協同組合は分野による縦割りであり、しかも多くは認可主義である。こうした状況を打破するために、協同組合の一般法である協同組合基本法や、準則主義による協同組合法の制定を求める運動が展開され、後者は実現した。第三章で述べた労働者協同組合法である。労働者協同組合は派遣業以外であればあらゆる事業を行なうことができ、3名以上で、準則主義により設立可能である。我が国の協同組合法研究は停滞しているが、今後は、市民活動という文脈の中で、労働者協同組合法をはじめとした協同組合法を捉えていくことが必要とされよう。

協同組合法研究の必要性は、一部の論者によって既に認識されている。例えば、佐藤岩夫は、法学におけるNPO研究の展開を振り返った上で、今後の課題として、非営利法人制度と協同組合法制度の連結を挙げる。「協同組合自体は、利益の非分配制約には服さない点で非営利団体ではない。しかし、非営利団体と協同組合は、地域活動や市民生活上の課題について活動が交錯する場面も多い」<sup>239</sup>という。

協同組合の位置付けと特性把握について付言しておこう。後藤元伸は、従来の通説が、協同組合を非営利法人に分類していたのに対し、たしかに協同組合は利益分配を目的とはしないにせよ、利益（剰余金）分配可能である点で非営利法人とは言えないとし、これを営利法人または営利法人に準ずる法人に分類する<sup>240</sup>。こうした分類に関して諸説があることや、協同組合を営利法人「に準ずる」法人と呼び得るということから、協同組合を法人法体系

---

<sup>238</sup> 星野英一「非営利団体・非営利法人の立法—日本法の轍を踏むな」『民法論集 第十卷』（有斐閣、2015年）。

<sup>239</sup> 佐藤岩夫「法学におけるNPO研究の展開」ノンプロフィット・レビュー20巻1号（2020年）8頁（同『市民社会の法社会学—市民社会の公共性を支える法的基盤』（日本評論社、2023年）178頁）。

<sup>240</sup> 山野目編・前掲註82）704—705、718—720、725—726頁〔後藤元伸〕。

の中に適切に位置付けることの難しさが伺える。それは協同組合が、「利益分配を行えない団体」でも「利益分配を目的とする団体」でもなく「利益分配を目的とはしないものの利益分配を行いうる団体」という中途半端な性格をもっているからであろう。これこそ、協同組合が、「利益分配を行えない非営利法人」の研究者にも、「利益分配を目的にし得る営利会社」の研究者にも見落とされがちな理由の一つではないか。しかし、ドイツの経験に照らして言えば、この中途半端さにこそ意味がある。市民活動による企業家的イニシアティブは、村の購買店にせよ、託児所にせよ、市民生活上の困り事の解決やニーズの充足が目的であり、利益分配が目的ではない。同時に、その目的を達成するために、協同組合に典型的なように、利益分配を行うことがある。要するに、市民活動による企業家的イニシアティブに必要とされる市民社会組織とは、まさに「利益分配を目的とはしないものの利益分配を行いうる団体」である。経済（あるいは市場）対市民社会という現代市民社会論の図式に落とし込むなら、それは経済（あるいは市場）と市民社会の重なりに存する団体としてイメージできよう。第三章第六節で、山口は、市民社会と経済あるいは市場との関係が、現代市民社会論の最大の難点となると論じていると述べた。企業社会および市場社会へのアンチテーゼとして市民社会を捉える本稿の立場からすると、市民社会を非経済的領域と割り切ってしまうのではなく、あるいは割り切ったとしても、それと経済的領域との関係の仕方、両者の重なりについてどう考えるかという点こそ重要である。協同組合は、まさにその重なりに存する団体であり、市民社会による経済のコントロール、市民社会への市場の埋め込みという課題について考える際に、その実践主体として考察対象となるべき存在である。法学研究はこの“中途半端な”団体を等閑視してはならず、その“中途半端さ”にこそ非営利法人にも営利法人にもない、市民活動時代における固有の意義を認めるべきであろう。

第二に、「社会的な」協同組合について研究しようとした場合、正直に言って、ドイツ法はまずもって研究すべき対象ではないであろう。「社会的な」協同組合について外国法から学ぼうとするのならば、イタリア法やフランス法をまず学ぶのが有益であろう。しかし「社会的な」協同組合に抵抗を示していたドイツだからこそ、そこから学べることもあるのではないか。それは、協同組合、とりわけ「社会的な」協同組合について研究する際に、従来の協同組合観、すなわち「組合員の相互扶助団体＝共益団体」という理解にこだわる意義である。ドイツは、社会的経済や SCE 法に反対していた。法改正を経て「助成内容の社会性」は獲得しつつも、「助成対象の社会性」については明文でもって認めてはいない。それは、協同組合とは「組合員の相互扶助団体＝共益団体」であるという古典的理解にこだわっていたからである。これは、単なる時代遅れな考え方として排斥されるべきなのだろうか。そうは思わない。特に日本は、この古典的態度から学ぶべきことがあるように思う。改めて、日本の各協同組合法の 1 条とドイツ協同組合法の 1 条を比較してみよう。

#### 農業協同組合法第 1 条

この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業

者の経済的社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

#### 水産業協同組合法第1条（目的）

この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期することを目的とする。

#### 中小企業等協同組合法第1条（法律の目的）

この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

#### 森林組合法第1条（目的）

この法律は、森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もつて国民経済の発展に資することを目的とする。

#### 消費生活協同組合法第1条（目的）

この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もつて国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

#### 労働者協同組合法第1条（目的）

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もつて持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

#### ドイツ協同組合法第1条（協同組合の本質）第1項

組合員数を限定せず、共同の事業経営により、組合員の生業もしくは経済、または組合員の社会的もしくは文化的利益（soziale oder kulturelle Belange）を助成することを目的とする団体（協同組合）は、本法の規定により『登記協同組合』の権利を取得する。

どうであろうか。日本の協同組合法が「国民経済」等の言葉を有しているのに対し、ドイツ法は「組合員」利益の助成に徹していることが分かるのではないか。第五章第三節で検討

したように、ドイツでは協同組合が公共経済に関係することに対しては、軒並み否定的な見解が目立つ。それを踏まえて改めて日本の協同組合法を眺めると、「国民経済」という語がさり気なく、何の違和感もなく滑り込んでいることに、逆に違和感を覚えるようになる。筆者は以前、ある学会で労働者協同組合法についての報告がなされた際、報告者が「労働者協同組合法は従来の協同組合法と異なり、公益追求をも目的としている」という趣旨の報告を行なったのに対し、「従来の協同組合法も国民経済を目的にしているではないか」と質問したことがある。それに対して「従来の協同組合法の『国民経済』は枕詞のようなものではないか。従来の協同組合法が ICA の 1937 年原則に基づいているのに対し、労働者協同組合法は 1995 年原則に基づいているという点で異なる」との回答を得た。筆者はこの回答に同意している。おそらくは、従来の協同組合法に「国民経済」という語が入っているのは、それがあつた方が据わりがよいためであつて、労働者協同組合法の「地域社会」が、ICA の 1995 年原則の系譜を引いているといったような深い意味はないのであろう。仮にそうだとすると、しかしこのことは、逆に言えば、「国民経済」という語がないことに据わりの悪さを感じるということであり、それは、協同組合（法）が専ら「組合員」利益のみを追求すると記すことに据わりの悪さや後ろめたさを感じるということであると言ったら考えすぎであろうか。だが、ドイツ法を眺めてきた上で日本法を振り返っている本稿としては、この点に、彼我の重大な違いが隠されているのではないかと疑りたいのである。

ドイツの協同組合は、伝統的に自助・自己管理・自己責任を原則としており、対国家的自律性を有していた。団体の対国家的自律性を示す最大のメルクマールは準則主義であろうが、ドイツでは 19 世紀後半に、すでに準則主義の協同組合法が確立されていた。抽象化して言えば、ドイツの協同組合では私的自治が尊重され、徹底していると言ってよい。対して日本では、今に至るまで、一部の例外を除き認可主義が採用されている。従来の協同組合法は、①組合員資格と組合事業の法定、②設立認可主義と行政監督により構成される職能別協同組合法（縦割りの協同組合法）であり、行政庁は組合に対して強力な行政権限をもっていた。このような職能別協同組合法は、行政にとって産業政策を遂行する上で都合な反面、協同組合にとっては自治・自立が脅かされ、行政のツールとして利用され（行政代行）、組合を行政に依存させるなど多くの弊害が指摘されていた。労働者協同組合法では設立準則主義が採用されたが、早合点することはできない。労働者協同組合法は設立準則主義を採用する一方、裁判所監督ではなく、従来通りの行政監督を採用した。これは、労働者協同組合のブラック企業化を防ぐためだと言われている<sup>241</sup>。要するに、労働者協同組合法において設立準則主義を採用しつつも、行政は協同組合に対する強力なコントロールを手放していないということである。日本の協同組合では、私的自治が徹底しておらず、対国家的自律性が弱いと言ってよいだろう。

19 世紀後半に準則主義を実現したドイツと、21 世紀前半になっても基本的に認可主義を

---

<sup>241</sup> 高瀬・前掲註 50) 48-52 頁。

採用している日本。このような対国家的自律性の圧倒的差異を踏まえた上で、彼我の協同組合法1条を改めて見比べてみると、ドイツでは公益（あるいは国益）へのエクスキューズなしに、堂々と組合員の相互扶助的利益＝共益の追求がなされているのに対し、日本では公益（あるいは国益）へのエクスキューズなしには組合員の相互扶助的利益＝共益を追求しにくいと思うメンタリティーが背後にあるのではないかと疑ってしまうのである。仮にこの仮説が正しいとしたら、そのようなメンタリティーを無自覚に温存したまま、日本において「社会的な」協同組合あるいは公益型協同組合を要求することは、むしろ危険ではないかと考える。ドイツでは、「社会的な」協同組合に対し強力な反対がなされるほどに私的自治が徹底され、あくまでその上で「社会的な」協同組合への接近を見せている。対して日本では、そもそも私的自治が徹底していない。この差異を見落として、日本で「社会的な」協同組合あるいは公益型協同組合を要求するとすれば、それは私的自治・対国家的自律性の一層の弱体化につながる危険性があるのではないか。そうであるとすれば、日本がまず求めるべきは、公益（あるいは国益）へのエクスキューズなしに堂々と組合員の相互扶助的利益＝共益を追求するメンタリティーを確立することである。たしかに、共益と公益は対立することもあり、常に共益の側に立てばよいというわけではないだろう。しかし筆者は、市民社会的な意味での公益追求は、共益追求を基礎とせざるを得ないのではないかと考える。その前提として、筆者は、共益と公益とは本質的に同一のものであるとも言えると考え。それは次のような理由からである。共益とは組合員という限られたメンバーの利益である。その限りで「みんなの利益」である公益とは区別される。しかし、共益の受益主体であるメンバーの輪を広げていけば、やがてそれは「みんな」と一致し、その時、「メンバーの利益」あるいは「私達の利益」である共益と「みんなの利益」である公益は一致する。この前提に立てば、市民社会的な意味での公益追求とは、拡大された「私達の利益」の追求であり、すなわち共益の追求である。狭い範囲での「私達の利益」を追求できない者に、広い範囲での「私達の利益」を追求することはできない。すなわち、共益を追求することができない人間には市民的公益を追求することもできない。もし共益追求を担える市民主体を欠いた状態で公益の追求がなされるのだとしたら、その公益は、国家あるいは行政によって主導されるものであり、市民的公共性とは異なるものとなろう。協同組合は民主主義の学校だと言われるが、共益団体としての協同組合は、市民的公共性追求の学校だとも言えるであろう。そのような学校であろうとするならば、協同組合とは「組合員の相互扶助団体＝共益団体」であるという原点に立ち返り、現状の私的自治の弱さを自覚し、私的自治を推進していく態度を涵養することが大切であろう。

第三に、ドイツの経験から学べることは、協同組合が公益を追求する際の追求の仕方である。上のように言ったからといって、協同組合が「組合員の相互扶助団体＝共益団体」であるということに固執し、協同組合をめぐる新しい動きを無視すればよいというわけではない。上で述べた共益と公益の同一性も、それはあくまで理論上の話であって、実際に「組合員にとっての私達の利益」である共益と「社会にとってのみんなの利益」である公益が一致



するということはないであろうから、協同組合が「助成対象の社会性」を獲得し、共益を超えた公益を追求し出すということは、協同組合の社会的有用性を高めるということでもあり、それ自体否定されるべきことではないだろう。問題は、どのようにして公益を追求するのかということである。これについては、ドイツの協同組合の公益団体認定をめぐる議論が参考になるであろう。ドイツでは、協同組合が租税通則法上の公益団体だと認められ得るとされる際に、「公益の中に共益が存する場合、共益を追求することが間接的に公益を追求することになる」という論理が展開されていた。たとえば、組合員がある地域の住民でもある場合、組合員利益を助成することは、その地域の住民を助成するということでもあり、それは地域社会に貢献することでもあるといった具合である。要するに、協同組合が「組合員の相互扶助団体＝共益団体」であるということと、協同組合が公益を追求するということは、必ずしも矛盾するわけではない。先に、第二の論点として、日本の協同組合はなお「組合員の相互扶助団体＝共益団体」であることにこだわるべきであろうと主張した。しかし、同時に、日本の協同組合は公益を追求していくことも求められる。島村は、協同組合が共益団体であった上で公益をも追求することの重要性を次のように言う。「こうした〔協同組合の共益団体理解の一引用者〕希薄化への無批判的追従すなわち事業の社会的効用性を『組合員らの相互の利益』の上に据える認識は協同組合の本旨を蔑ろにするものであり、NPO 組織からの障壁もそぎ落とすものとなる。肝要なことは、我が労協が試行錯誤的ながら探求していること、すなわち協同組合にして地域社会の活力ある存続を事業の射程内に収めることにより公共的機能も併せ持とうとしている試み、すなわち社会的経済の陣営に属しつつ、共益団体性を超えて行こうとする路線であり、共益団体性を第二義的とすることではない」<sup>242</sup>。このような二正面作戦を制していかななくてはならない時、「共益追求を通じた公益追求」という考え方は、共益団体であるということと公益をも追求していくこととの二つの要素を両立させるものとして参考になるのではないか。

### 3. 今後の研究に向けて

最後に、今後の課題を展望する。序章で述べた通り、筆者の協同組合への関心は、市民法・市民社会への関心に由来している。それ故、今後は、協同組合法研究を市民法・市民社会研究へと接続させていくことが、大きな課題となる。これにつき、筆者は序章の註で次のように述べた。

協同組合が市民社会の形成に資するというのは、筆者の抱いている仮説的見解であり、現時点で、協同組合と市民法および市民社会との論理的連関について十全に論証することはできない。それは、本稿を含め、今後の研究によって明らかにされる課題であ

---

<sup>242</sup> 島村・前掲註 36) 29-30 頁。

る。現時点では、さしあたり、協同組合は「一人一票」の民主主義原則などを有する点から、「一株一票」の株式会社と比べた時に、市民社会により親和的な組織であると言えるのではないか、といった点を指摘できるに留まる。それを踏まえた上で、協同組合と市民法を結び付ける一つの議論の方向を試論的に提示しておこう。参考にしたいのは渡辺洋三の市民法論である。渡辺は、市民社会の法である市民法を、資本主義社会の法であるブルジョア法から区別する。区別の基準となるのは、法制度の基本となる所有権のあり方である。市民法的所有権は、他人（農民）の労働生産物を搾取する封建的土地所有の体系を解体させて、市民が自己の勤労の成果たる労働生産物をわが物とする所有制度を創り出した。それ故、市民法は、自己の労働に基礎を置く所有権法の体系である。これに対し、ブルジョア法は、他人の労働に対する支配に基礎を置く所有権法の体系である。それによれば、労働生産物は、生産者たる労働者ではなく、生産手段の所有者に帰属することとなる。これは、労働力商品化により、生産に用いられる労働力が、労働者ではなく使用者に帰属するためである。（渡辺洋三『法社会学とマルクス主義法学』日本評論社、1984年、17-22頁。）この区別および定義に従えば、協同組合法を市民法として、そして、協同組合を市民法秩序の形成に資するものとして捉えることができるのではないか。なぜなら、協同組合とは、自己の労働に所有の基礎を置く独立自営業者、直接生産者、勤労市民の連帯組織であるからである。

協同組合、とりわけ「社会的な」協同組合について一定の知見を得た今や、この構想をもう少し膨らませてみたい。具体的には、日本の新しい協同組合法である労働者協同組合法を素材とし、これを「自己の労働に基礎を置く所有権法の体系」であるところの市民法に接続させることを試みる。それをもって、「社会的な」協同組合について検討した本稿と、今後の市民法研究の橋渡しとしたい。

これを試みるに際し、参考となる先行研究がある。それは、榎澤能生が提唱する持続可能社会法学である<sup>243</sup>。なぜなら、榎澤は、その中で、農地所有権を素材として「自己の労働に基礎を置く所有権法」の再建を訴えているからである。以下では、持続可能社会法学とはいかなるものであるか確認し、その議論を労働者協同組合法の検討に応用することで、労働者協同組合法を「自己の労働に基礎を置く所有権法」と捉えることを試みる。

持続可能社会法学とは、持続可能社会への転換に貢献する法学のことである。ここで、持続可能性とは、経済・社会・環境が調和した状態であるとされる。そして、持続可能社会へ

---

<sup>243</sup> 以下、持続可能社会法学に関する記述については、榎澤能生「序論」榎澤能生編『持続可能社会への転換と法・法律学：Law and Sustainability』（早稲田大学比較法研究所、2016年）、同「物質代謝と法：『持続可能社会法学』を目指して」中村民雄編『持続可能な社会への法：Law and Sustainabilityの推進』（早稲田大学比較法研究所、2020年）、同「『個体的社会的所有』覚書」法と社会研究6号（2021年）を参照。

の転換を図るには、人間と自然との関係、すなわち物質代謝の全体性を回復させることが必要であるとされる。持続可能社会法学は、2つのアプローチによって構成される。一つは、「持続可能性」を法概念として彫琢するアプローチである。もう一つは、産業社会を支えてきた近代法の基礎カテゴリーを持続可能性の観点から批判し、持続可能社会に適合的に再編するアプローチである。後者の言う近代法の基礎カテゴリーには、人格、所有、契約などが含まれるが、以下では所有に着目する。近代的所有権は、その抽象性・観念性により、経営および労働と分離する。資本の所有は生産の経営と分離し、生産物と利潤の私的領有のタイトルとなる。生産手段の所有は労働と分離し、直接労働者は、生産手段としての自然との物質代謝の主體的自律的制御から疎外される。そして、資本主義的生産は、価値の増殖を自己目的とし、自然を含む生産手段を酷使するので、物質代謝は攪乱される。このように、物質代謝の攪乱の根本原因に近代的所有権があるとされるのだが、ではこのような所有概念を、持続可能社会に適合的に再編するにはどうしたらよいのか。持続可能社会への転換には、物質代謝関係の主體的自律的制御を回復し、自然との関係性の総体性を再建する必要がある。それには、経営および労働と分離された所有に代わり、所有・経営・労働の一体性を確保する所有概念、すなわち自己労働に基づく所有を再建し、直接労働者による物質代謝の主體的自律的制御を回復させることが必要である。そのような自己労働に基づく所有の再建とは、生産者たちのアソシエーションが自然に対して直接に関係行為することを通じて、共同性の中に個性を発揮させる、個体と共同性（類）と自然との連関構造を再建するということである。ここで特に注目したいのは、「自己労働に基づく所有」と「個体と共同性（類）との連関」という要素である。このような所有は決して単なる夢物語ではなく、現実の中にすでに与えられている。それが、現行日本法上の農地所有権である。日本の農地をめぐるには、二本の柱がある。一本目の柱が、耕作者主義である。これは、農地法上、農地の権利取得者が農作業に常時従事することが、農地移動の許可要件とされているということである。これにより、農地所有・経営・農作業従事の三位一体が確保される。すなわち、農地所有は「自己労働に基づく所有」である。さらに、農作業常時従事義務は、農地所有者に農地近傍での生活を促し、農地所有者を地域社会の担い手たらしめる。二本目の柱が、農地の集団的自主管理である。私的な農地所有権の内容実現には、すなわち農地を農地として実際に活用していくには、集落の共同性による補完が必要である。また、日本のむらには伝統的に「むらの土地はむらびとの手に」とする了解があり、集落の農地を集落で自主的に管理してきた。ここに、「個体と共同性（類）との連関」を見て取ることができる。要するに、農地所有権においては、「自己労働に基づく所有」と「個体と共同性（類）との連関」という持続可能社会において必要な所有の要件が満たされている。

以上が、先行研究の概要である。持続可能社会法学は、直接には持続可能社会への転換を目的とする学問であるが、「自己労働に基づく所有」の再建を訴えている点で、市民法論としての性格を有していると評価できる。そして、持続可能社会における所有権法は、先に確認した渡辺が言う意味での市民法であると言ってよいと思われる。さて、では、この先行研

究を、労働者協同組合法の分析に応用したらどうなるか。結論から言うと、筆者は、労働者協同組合法における企業所有は、「自己労働に基づく所有」と「個体と共同性（類）との連関」という2つの要件を満たしていると考えている。

まず、「自己労働に基づく所有」についてである。労働者協同組合法の規定を改めて確認してみよう。第1条は「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする」と規定する。第3条1項は「組合は、次に掲げる基本原理に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならない」とし、「組合員が出資すること」「その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること」「組合員が組合の行う事業に従事すること」という3つの原理を規定している。ここから分かることは、労働者協同組合は、出資＝意見反映＝事業従事の三位一体を基本原理としているということである。「意見反映」とあるのは、もともとは「経営」であったが、組合と従事組合員との間で労働契約を結ぶことに伴い、法律上労使関係が成立することから、「経営」ではなく、使用者に対する「意見反映」となったものである<sup>244</sup>。さらに、出資を企業の「所有」と捉えれば、出資＝意見反映＝事業従事は、所有＝経営＝事業従事（労働）ということであり、「自己労働に基づく所有」が確保されていることになる。さらに、労働者協同組合法の1条と3条1項は、「持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする」の規定をもっている。農地所有者が耕作者主義により地域社会の担い手たらしめられたように、労働者協同組合もまた地域社会の担い手となることが期待されているのである。

次に、「個体と共同性（類）との連関」についてである。労働者協同組合において、個体と共同性（類）との連関があるとしたら、それは、組合員個人と他の組合員との協同ということになるだろうが、労働者協同組合もまた協同組合すなわち組合員の相互扶助組織である以上、当然この要件は与えられているであろう。とりわけ、その実現のためには、先に見た「意見反映」の他、一人一票原則（労働者協同組合法3条2項3号、11条1項）による組合の民主的運営における協同関係が重要である。

このように、労働者協同組合は、「自己労働に基づく所有」と「個体と共同性（類）との連関」という持続可能社会における所有、すなわち市民法的所有の2つの要件を満たしていると考えられる。これについて、今後一層検討を進め、市民法学としての協同組合法学を模索していくことが、今後の課題である。

---

<sup>244</sup> 高瀬・前掲註50) 44-45頁。

## 既発表の論文等の業績

- 杉田和正「ドイツ協同組合法における協同組合の社会性—2006年改正1条1項を中心に—」  
早稲田法学会誌 70 卷 2 号 (2020 年)
- 杉田和正「市民活動組織としての経済社団—ドイツ民法および協同組合法 2017 年改正草案  
を素材として—」早稲田法学 98 卷 4 号 (2023 年)

## 参考資料

- ABl. L207 vom 18.8.2003
- BGBl. I 2006, 1911 (Gesetz zur Einführung der Europäischen Genossenschaft und zur  
Änderung des Genossenschaftsrechts)
- BGBl. I 2017, 2434 (Gesetz zum Bürokratieabbau und zur Förderung der Transparenz bei  
Genossenschaften vom 17. Juli 2017)
- BGHZ 215, 69 (BGH, Beschluss vom 16. Mai 2017 —II ZB 7 /16—)
- BR-Drs.162/17 (Gesetzentwurf der Bundesregierung: Entwurf eines Gesetzes zur  
Erleichterung unternehmerischer Initiativen aus bürgerschaftlichem Engagement und  
zum Bürokratieabbau bei Genossenschaften)
- BR-Drs.162/1/17 (Empfehlungen der Ausschüsse: Entwurf eines Gesetzes zur Erleichterung  
unternehmerischer Initiativen aus bürgerschaftlichem Engagement und zum  
Bürokratieabbau bei Genossenschaften)
- BR-Drs.162/17 (Beschluss) (Stellungnahme des Bundesrates: Entwurf eines Gesetzes zur  
Erleichterung unternehmerischer Initiativen aus bürgerschaftlichem Engagement und  
zum Bürokratieabbau bei Genossenschaften )
- BR-Drs.529/17 (Gesetzesbeschluss des Deutschen Bundestages: Gesetz zum  
Bürokratieabbau und zur Förderung der Transparenz bei Genossenschaften)
- BR-Drs.529/ 1 /17 (Empfehlungen der Ausschüsse: Gesetz zum Bürokratieabbau und zur  
Förderung der Transparenz bei Genossenschaften)
- BR-Drs.529/17 (Beschluss) (Beschluss des Bundesrates: Gesetz zum Bürokratieabbau und  
zur Förderung der Transparenz bei Genossenschaften)
- BT-Drs. 16/1025 (Gesetzentwurf der Bundesregierung)
- BT-Drs.18/11506 (Gesetzentwurf der Bundesregierung: Entwurf eines Gesetzes zur  
Erleichterung unternehmerischer Initiativen aus bürgerschaftlichem Engagement und

zum Bürokratieabbau bei Genossenschaften)  
BT- Drs.18/11937 (Unterrichtung durch die Bundesregierung: Entwurf eines Gesetzes zur Erleichterung unternehmerischer Initiativen aus bürgerschaftlichem Engagement und zum Bürokratieabbau bei Genossenschaften—Drucksache 18/11506— Stellungnahme des Bundesrates und Gegenäußerung der Bundesregierung)  
BT-Drs.18/12998 ( Beschlussempfehlung und Bericht des Ausschusses für Recht und Verbraucherschutz (6. Ausschuss) zu dem Gesetzentwurf der Bundesregierung— Drucksache 18/11506, 18/11937, 18/12181 Nr.1.11— : Entwurf eines Gesetzes zur Erleichterung unternehmerischer Initiativen aus bürgerschaftlichem Engagement und zum Bürokratieabbau bei Genossenschaften)  
RGZ 133, S170 ff.

## 参考文献

- Beuthien, Volker, Ist die Genossenschaftsrechtsreform geglückt?, NZG 2008  
Beuthien, Volker, Genossenschaftsgesetz mit Umwandlungs- und Kartellrecht sowie Statut der Europäischen Genossenschaft, 16. Aufl., C.H. Beck, 2018  
Blomeyer, Wolfgang, Anmerkung zu den Beschlüssen des LG Konstanz vom 27.12.1971, ZfgG 1975  
Deutscher Bundestag, Bundestag entlastet Genossenschaften von Bürokratie, <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2017/kw12-de-buerokratieabbau-496922> (2023.10.22 閲覧)  
Geibel, Stefan, GenG § 1 Rn.7, in: Henssler, Martin / Strohn, Lutz, Gesellschaftsrecht, 5. Aufl., C.H. Beck, 2021  
Habermas, Jürgen, Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft, Suhrkamp Verlag, 1990 (ハーバーマス, ユルゲン著、細谷貞雄・山田正行訳『第2版 公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探求』(未来社、1994年))  
Helios, Marcus / Strieder, Thomas, Reform des Genossenschaftsrechts – Wiederbelebung einer guten Idee, DB 2005  
Keßler, Jürgen, Die Genossenschaftsreform im Lichte des Regierungsentwurfs, BB 2006  
Kluth, Winfried, Die Infrastrukturgenossenschaft als Aktivierungs- und Gestaltungsinstrument, LKV 2017  
Lang, Johann/Weidmüller, Ludwig, Genossenschaftsgesetz, 40. Aufl., De Gruyter, 2022

- Markmann, Friedrich, Hybrid Genossenschaft: Lokale Leistungserbringung im kommunalen Interesse auf einem dritten Weg zwischen Staat und Privat, DÖV 2018
- Münchener Kommentar zum BGB Bd.1, 9. Aufl., C.H. Beck, 2021
- Pöhlmann, Peter / Fandrich, Andreau / Bloehs, Joachim, Genossenschaftsgesetz, 4. Aufl., C.H. Beck, 2012
- IYC 記念全国協議会サイト「『協同組合の思想と実践』ユネスコ無形文化遺産登録のページ」  
<https://www.japan.coop/iyc2012/unesco/> (2023/10/18 閲覧)
- 明田作『農業協同組合法〔第三版〕』（経済法令研究会、2021年）
- アッシュホフ, G.・ヘニングセン, E. 著、関英昭・野田輝久訳『新版 ドイツの協同組合制度—歴史・構造・経済的潜在力—』（日本経済評論社、2001年）
- 阿部昌樹「NPOと市民社会—特定非営利活動促進法の社会的インパクト」棚瀬孝雄編著『市民社会と法—変容する日本と韓国の社会』（ミネルヴァ書房、2007年）
- イアーネス, アルベルト著、佐藤紘毅訳『イタリアの協同組合』（緑風出版、2014年）
- 石塚秀雄「ドイツ協同組合法と協同組合運動」いのちとくらし研究所報 75号（2021年）
- 植村邦彦『市民社会とは何か—基本概念の系譜』（平凡社、2010年）
- 上柳克郎「協同組合法」『法律学全集 54』（有斐閣、1960年）
- 大塚喜一郎『協同組合法の研究（増訂版）』（有斐閣、1968年）
- 岡安喜三郎「世界の社会的協同組合の動向—イタリア・ヨーロッパ・そしてアジアへ、法制定に関わって—」協同の発見 242号（2012年）
- 戒能通厚「企画趣旨説明 連帯の法社会学—『構造変容と法社会学』（1）の意義と課題—」法社会学 50号（1998年）
- 戒能通厚「企画趣旨説明 共同性の法社会学—『構造変容と法社会学』（2）の問題性をめぐって—」法社会学 51号（1999年）
- 戒能通厚「総論—3年間のまとめの方向について」法社会学 52号（2000年）
- 戒能通厚・糊澤能生「課題と構成」同編『企業・市場・市民社会の基礎法学的考察』（日本評論社、2008年）
- 戒能通孝「市民法と社会法」『戒能通孝著作集 第VII巻』（日本評論社、1977年）
- 川島武宜「順法精神」『川島武宜著作集 第四巻』（岩波書店、1982年）
- 北川太一「協同組合の共益性と公益性」現代公益学会編『東日本大震災後の協同組合と公益の課題』（文真堂、2015年）
- 北島健一「フランスにおけるエコノミ・ソシアルのルネッサンスをめぐって」松山大学論集 6巻2号（1994年）
- 北島健一「連帯経済と社会的経済—アプローチ上の差異に焦点をあてて—」政策科学 23巻 3号（2016年）
- 木元錦哉「はしがき」木元錦哉ほか『協同組合と法』（三省堂、1993年）
- 木元錦哉「協同組合法の性格と競争秩序」木元錦哉ほか『協同組合と法』（三省堂、1993年）

協同組合法研究会「ドイツ協同組合法 (1)」青山法学論集 35 卷 3, 4 合併号 (1994 年)

漁協組織研究会編著『水協法・漁業法の解説』第 21 版 (漁協経営センター出版部、2015 年)

栗本昭「ヨーロッパの協同組合制度の動向」協同組合研究 30 卷 2 号 (2010 年)

栗本昭「ヨーロッパの協同組合制度の動向」増田佳昭編『大転換期の総合 JA：多様性の時代における制度的課題と戦略』(家の光協会、2011 年)

榊澤能生「法社会学と法」矢野達雄・榊澤能生編『法社会学への誘い』(法律文化社、2002 年)

榊澤能生「序論」榊澤能生編『持続可能社会への転換と法・法律学：Law and Sustainability』(早稲田大学比較法研究所、2016 年)

榊澤能生「物質代謝と法：『持続可能社会法学』を目指して」中村民雄編『持続可能な社会への法：Law and Sustainability の推進』(早稲田大学比較法研究所、2020 年)

榊澤能生『『個体的社会的所有』覚書』法と社会研究 6 号 (2021 年)

現代公益学会編『東日本大震災後の協同組合と公益の課題』(文眞堂、2015 年)

河内宏「非営利法人の収益事業について—ドイツ民法を参考に」河内宏ほか編『市民法学の歴史的・思想的展開—原島重義先生傘寿』(信山社、2006 年)

国際連合広報センター「国際協同組今年 (2012 年)」[https://www.unic.or.jp/news\\_press/features\\_backgrounders/2381/](https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/2381/) (2023/10/18 閲覧)

国際労働機関「2002 年の協同組合の促進勧告」[http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS\\_238803/lang--ja/index.htm](http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_238803/lang--ja/index.htm) (2023/10/18 閲覧)

後藤和子・福原義春編『市民活動論—持続可能で創造的な社会に向けて』(有斐閣、2005 年)

後藤元伸『権利能力なき社団と民法上の組合一法人でない団体に関する日本ドイツ比較法研究』(関西大学出版部、2021 年)

斉藤由理子「ドイツにおける協同組合新設の増加とその背景」農中総研 調査と情報 2013 年 7 月号 (37 号)

佐藤岩夫「アソシエーション法の比較研究—〈国家—社会—個人〉をつなぐ法のすがた：ドイツ」比較法研究 69 号 (2007 年)

佐藤岩夫「法学における NPO 研究の展開」ノンプロフィット・レビュー 20 卷 1 号 (2020 年)

佐藤岩夫『市民社会の法社会学—市民社会の公共性を支える法的基盤』(日本評論社、2023 年)

サラモン、レスター・M/アンハイアー、H・K 著、今田忠監訳『台頭する非営利セクター—12 カ国の規模・構成・制度・資金源の現状と展望』(ダイヤモンド社、1996 年)

島村博「現代フランスの協同組合法 Note」協同の発見 114 号 (2001 年)

島村博「雇用問題の深刻化と協同組合の課題—欧州の経験が示唆するもの—」共済と保険 2002 年 8 月号

島村博「雇用問題の深刻化と協同組合の課題—欧州の経験が示唆するもの—」協同組合研究



22 卷 1 号・秋季号 (2002 年)

島村博「プロイセン協同組合法と北ドイツ同盟結社法案—その構造的関連と区別」名和田是彦編著『社会国家・中間団体・市民権』(法政大学現代法研究所、2007 年)

島村博「協同組合法の原像—プロイセン協同組合法 (1867 年) をたずねて—」協同組合経営研究誌にじ 625 号 213 頁以下、626 号 146 頁以下、627 号 138 頁以下 (2009 年)

島村博「資料解説」協同の発見 247 号 (2013 年)

島村博「21 世紀、人たるに値する働き方を求めて—労働者協同組合法の設計構想— (1/2)」協同の発見 338 号 (2021 年)

清水誠『時代に挑む法律学—市民法学の試み』(日本評論社、1992 年)

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合「『盲人』と『視覚障害者』」  
<http://nichimou.org/blog/140715-kaichou/> (2023/10/21 閲覧)

シュテディンク, ロルフ著、多木誠一郎ほか訳「協同組合法概観」商学討究 57 卷 1 号 (2006 年)

白石正彦「解説—レイドロー報告から新原則へ」日本協同組合学会訳編『21 世紀の協同組合原則：ICA アイデンティティ声明と宣言』(日本経済評論社、2000 年)

森林組合法研究会編著『改訂版 解説 森林組合法』(大成出版社、2021 年)

関英昭「ドイツ協同組合とユネスコ無形文化遺産」共済と保険 2017 年 6 月号

関英昭「協同組合とユネスコの無形文化遺産」生活協同組合研究 2017 年 7 月号

関英昭「ドイツ協同組合法の改正動向と協同組合の現状」生協総研レポート 87 号 (2018 年)

全国中小企業団体中央会編『第二次改訂版 中小企業等協同組合法逐条解説』(第一法規株式会社、2016 年)

高瀬雅男「労働者協同組合法の特徴と課題」行政社会論集 35 卷 1・2 号 (2022 年)

高橋岩和「消費生活協同組合と法」木元錦哉ほか『協同組合と法』(三省堂、1993 年)

多木誠一郎「ヨーロッパ協同組合法規則に関する覚書」神戸市外国語大学外国学研究 63 卷 (2006 年)

田中久義「ヨーロッパ協同組合法の制定とその影響」農林金融 2009 年 8 月号

田中夏子『イタリア社会的経済の地域展開』(日本経済評論社、2004 年)

田中夏子「社会的排除と闘う協同：イタリアの社会的協同組合の取り組みを題材に」世界 2012 年 11 月号

田淵進「ドイツの協同組合—発展動向とメンバーバリュー—」大阪経大論集 65 卷 4 号 (2014 年)

辻英史「歴史から見たドイツ市民社会と市民参加」公共政策志林 2 号 (2014 年)

津田直則「資本主義を超える経済体制の形成に向けて」法社会学 81 号 (2015 年)

土田和博「新自由主義的構造改革に対抗する社会経済構想—国家・市場・市民社会をめぐって」法の科学 39 号 (2008 年)

- ドールシッツ, ライナー著、横川洋訳・編集「新協同組合設立の意義、ステータス、およびその分析—ドイツのいくつかの部門から選んだ事例—」増田佳昭編『大転換期の総合JA：多様性の時代における制度的課題と戦略』（家の光協会、2011年）
- ドゥフルニ, J.・モンソン, J.L. 編著、富沢賢治ほか訳『社会的経済—近未来の社会経済システム—』（日本経済評論社、1995年）
- 富沢賢治『『社会的経済』解題』ドゥフルニ, J.・モンソン, J.L. 編著、富沢賢治ほか訳『社会的経済—近未来の社会経済システム—』（日本経済評論社、1995年）
- 富沢賢治「社会的・連帯経済の担い手としての協同組合」協同組合研究 35 巻 2 号（2015年）
- 中川雄一郎・杉本貴志編『協同組合を学ぶ』（日本経済評論社、2012年）
- 二上護・石塚秀雄『非営利・協同総合研究所いのちとくらし ワーキング・ペーパー No.6 ドイツ協同組合法—2006年改正—』（非営利・協同総合研究所いのちとくらし、2022年）
- 日本協同組合学会訳編『21世紀の協同組合原則：ICA アイデンティティ声明と宣言』（日本経済評論社、2000年）
- 農業協同組合法令研究会編著『逐条解説 農業協同組合法』（大成出版社、2017年）
- 農林中金総合研究所「平成29年度世界の協同組合組織の発展事例に係る調査委託事業報告書」農林水産省 [http:// www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/H29itaku/180508.html](http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/H29itaku/180508.html)（2023/10/18閲覧）
- 馬場宏二「現代世界と日本会社主義」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 第1巻 課題と視角』（東京大学出版会、1991年）
- 畑尚治「近代ドイツにおける協同組合法の成立—シュルツェ＝デーリツチュとプロイセン協同組合法の成立—」阪大法学 50 巻 1 号（2000年）
- 服部有希「社会的連帯経済法—利益追求型経済から社会の再生へ—」外国の立法 261-2 号（2014年）
- 広渡清吾「いま、何が問題か」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 第6巻 問題の諸相』（東京大学出版会、1992年）
- 広渡清吾「日本社会の法化—主としてドイツとの対比で」『岩波講座 現代の法 15 現代法学の思想と方法』（岩波書店、1997年）
- フェルスター, クリステリアン著、川角由和訳「ドイツ法システムにおける経済的社団—株式会社法制度の歴史と現実的諸課題との関連」龍谷法学 33 巻 3 号（2000年）
- 藤井敦史編著『地域で社会のつながりをつくり直す社会的連帯経済』（彩流社、2022年）
- フリーガー, ブルクハルト著、的場信樹訳「ドイツの社会的協同組合—理念と目的を中心に—」生協総研レポート 18 号（1998年）
- 星野英一「非営利団体・非営利法人の立法—日本法の轍を踏むな」『民法論集 第十巻』（有斐閣、2015年）
- 堀越芳昭「ミュンクナー氏の協同組合原則論と協同組合法制論—1995年協同組合原則改訂

- の方向性との関連でー」生協総研レポート 11号 (1995年)
- 堀越芳昭「国際協同組合運動の現代的課題と協同組合法制の基本問題」協同組合研究 20巻  
3号・春季号 (2000年)
- 堀越芳昭「世界各国における協同組合法の最新動向—1996～2013—」経営情報学論集 20号  
(2014年)
- ボルザガ, C.・ドゥフルニ, J. 編著、内山哲朗ほか訳『社会的企業—雇用・福祉の EU サードセクター—』(日本経済評論社、2004年)
- 本間重紀「日本的企業社会・企業国家の法的改革・再論—自由・平等・友愛をめぐる—」  
高橋岩和・本間重紀編『現代経済と法構造の変革』(三省堂、1997年)
- 丸山秀平「ドイツ協同組合法改正草案と有限責任事業会社」丸山秀平ほか編『企業法学の論  
理と体系—永井和之先生古稀記念論文集』(中央経済社、2016年)
- 三成賢次「総論・協同と連帯—21世紀における民主主義法学の射程」法の科学 33号 (2003  
年)
- 宮森征司『自治体事業と公私協働：組織法的観点に基づく公法学的研究』(日本評論社、2023  
年)
- ミュンクナー, ハンス.H. 著、石塚秀雄訳「ドイツにとって『社会的経済』とはなにか」生  
協総研レポート 11号 (1995年)
- 村岡範男『ドイツ農村信用組合の成立：ライフアイゼン・システムの軌跡』(日本経済評論  
社、1997年)
- 村上政博ほか編『条解 独占禁止法〔第2版〕』(弘文堂、2022年)
- 村橋時郎『協同組合法の研究』(酒井書店、1966年)
- 山口定『市民社会論—歴史的遺産と新展開』(有斐閣、2004年)
- 山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』(大学書林、1993年)
- 山野日章夫編『新注積民法 (1) 総則 (1)』(有斐閣、2018年)
- 湯原裕子「法律解説〔厚生労働〕労働者協同組合法」法令解説資料総覧 475号 (2021年)
- 吉田省三「協同組合の可能性」法の科学 33号 (2003年)
- ライポルト, ディーター著、円谷峻訳『ドイツ民法総論—設例・設問を通じて学ぶ 第2版』  
(成文堂、2015年)
- レイドロー, A.F.著、日本協同組合学会訳編『西暦2000年における協同組合』(日本経済評  
論社、1989年)
- 渡辺洋三『法社会学とマルクス主義法学』(日本評論社、1984年)